ノ外許可セサルニ付右ノ旨各驛ニ掲示シ乘車券發賣ノ際注意スル樣取計アレ(東京驛經由(山手共)ハ取扱ハサルコトヲ併セテ注意シテ

尙貴管內連帶線ニ對シテハ貴方ヨリ通知乞フ

と電達し、その旨各驛に掲示せしむると同時に(一)公務を有する者に對しては所屬官公衙の證明を所持する場合に限り(二)自ら給養の途ある者又は震災地域に家族を有し已むを得ない者に在りては警察署の證明があるものに限つて乘車券を發賣し、尙地方廳に對して東京橫濱の現狀は食糧缺乏し加ふるに住むに家なく露天生活をして居る窮狀を告げて、單に見舞の爲にする旅行の樣な緊急を要しないものに對しては絕對に證明を與へないことに交涉する等能ふ限りの注意を拂つたのである。然るにも拘らず入京者は日に日に激增して停車場の混亂その極に達し避難民の輸送に尠らず影響があつたから、極力乘車券の發賣制限に努めこれが發賣を入京證明を有する者に限つた外その發賣區間を制限して、入京者は帝都より相當の距離を有する指定の着驛から徒步で入京せしめたが、それでも尙ほ所期の目的を達することが出來なかつたから九月九日より上野着上り旅客列車で二鐵道局以上に跨り運轉するもの、約半數は旅客の取扱をなさず空車の儘廻送するの非常手段に出でた。

卽ち

信越線は

第一一六列車　長野大宮間
第一一八列車　新潟高崎間
第一〇六第一〇二列車　新潟上野間
第七七二列車　金澤上野間
第一二〇列車　直江津上野間

北陸線

第六一第六五及第六七列車　直江津驛以南長野方面行旅客は絕對に乘車せしめず
第六三列車　長野驛迄の旅客に限り乘車せしむ
第六七列車　福井富山間に限り長野大宮間各驛行旅客を乘車せしむ

中央線

第七〇九列車　長野驛迄の旅客に限り乘車せしめ篠ノ井驛乘換輕井澤方面行は取扱はず

東北線

第二一二列車　小山大宮間
第六二二第六二四第六二六第七〇四列車　宇都宮大宮間
第二一八列車　一ノ關大宮間
第七〇二第二〇四第二一〇列車　青森大宮間

常磐線

第八〇四第八〇六列車　土浦日暮里間
第八一〇第八二〇列車　水戶日暮里間

十二日より前記第一一六第一一八列車の旅客取扱制限を解除し又第六一列車は高崎驛迄の旅客に限り乘車せしむることに變更した。

斯くして極力一般旅客の入京を制限した爲漸次輸送狀態が緩和すると共に一方帝都附近の秩序も漸く恢復して來たから二十一日限り右乘車制限を撤廢し、同時に乘車券發賣に對しても鐵道としては積極的に制限を

加へず、當時指定の旅客取扱休止驛を除くの外は出發地の軍隊又は警察官に於て差止めない限り乘車券の發賣を差控へないことにした。

五、東京附近各驛に於ける手小荷物の停滯と救濟

震災後罹災地殊に東京に向け關西方面より輸送せらるゝ物資は著しく增加した結果、貨物輸送力の缺乏は自ら發送制限の已むなきに至つたが、これ等の物資の一部は小荷物に轉化するに至り玆に小荷物輸送上の困難を惹起した。尙又東京、上野驛を初め、市內所在の各驛は取扱禁止中であつたから東京著小荷物は多く驛止め扱として山手線各驛宛に發送せられた結果、設備の不充分と引取の遲緩とは兩々相俟て各驛共日を經るに從ひ益々多數の停滯を來し作業困難を感ずる矢先、十月二十八日東海道線の開通と共に更に一層の入荷あるべき形勢であつたから、既に新著荷の受入の能力を餘さない山手各驛に對しては寧ろ滯貨を一掃して陣容を一新せしむるの得策なるを認め、開通と同時に取扱を停止し他方災後新に準備の整つた東京、上野、飯田町、兩國橋四驛に於て東京著小荷物の取扱を開始した。

而も荷物の殺到は到底以上四驛に於て消化することが出來ず却て一般荷主の迷惑を增大する處があつたから、十一月二日以降斷然東京市內の關係驛に於ける取扱を停止し極力滯貨の整理に努め十一月十五日に至り始めて各驛に對し一齊に取扱停止を解除した。

尤も東京に於ける各商店、倉庫の燒失小運送機關の減少に依り引取成績甚だ不良なるに鑑み驛留小荷物は引續きその取扱を停止して居つたが、逐次運輸狀態の平順に復するを待ち十二月二十五日より全部これを解除した。

第三　運賃上の施設

一、旅客關係

(イ)罹災民の無賃又は割引輸送

(ロ)罹災民の無賃輸送

震災直後罹災民は一時諸所の空地廣場等の安全地帶に避難したが住むに家なく、又線路不通の爲糧食供給の途全く絶へたばかりでなく、火災に依り物資の大部分を失つた震災地域內は忽ち物資缺乏し飢餓に陷る虞があつたから罹災者を一時震災地域外に避難歸鄕させることは焦眉の急であると認め、極力列車の運轉を計り船車連絡をなす等これが排出輸送に努むると共に罹災民の運賃は總て無賃とすることゝし九月三日左の通り鐵道大臣より各鐵道局長に電達し尙一般に宣傳した。

「震災に伴ふ罹災民救助の爲當分の內震災地域各驛發罹災民は航路運賃共無賃輸送の取扱を爲すべし」

(乙)無賃輸送の證票交付

然るに罹災民と然らざる者との間の區別を附すること困難で着驛の審査上甚しき不便があつたから、最も混雜の甚しい震災地である東京鐵道局管內發着を除きその他は指定驛通過前に於て更めて前途乘車用の證票を交付することゝし、併せて震災地入込人員の制限に付九月四日左の通運輸局長より各鐵道局長に電報を發した。

避難民無賃輸送ノ件電シタカ右無賃乘車方九月五日ヨリ左ノ通取計アレ

(一)震災地域各驛發東京鐵道局管內着ハ無賃乘車券ヲ發行セスシテソノ儘乘車セシム

(二)震災地域各驛發東京以外ノ各鐵道局管內各驛ニ着スル者ニ對シテハ

常磐線方面ハ　水戶

東北方面ハ　宇都宮

信越方面ハ　高崎
中央線方面ハ　八王子
東海道方面ハ　沼津

以内ニ於テ罹災民ト記入又ハ捺印シタル紙片ヲ發行シコレニ驛印ヲ押捺シテ乘車券ニ代用ス尙上リ旅客ハ先電ノ通減嚴令ニ依リ制限シ居ルモ動モスレハ增加ノ傾向アルニ付發驛ニ於テハ警官、軍隊ノ援助ヲ得テ極力制限スル樣取計アレ

十三日よりは故なく途中驛に下車出場するものに對してはその氏名行先を確認した上これを回收し、病氣恢復の後繼續乘車を申出るときはその本人なること明なものに限つて回收した代用乘車證を再交付したのである。

(丙)無賃輸送の連帶開始

尙避難民の無賃輸送は國有鐵道に限りこれを實施するも連帶地方鐵道に於ても同樣の施設を行ふに非ざれば充分なる效果を擧げることが出來ないから、國有鐵道施行の條件に依り地方鐵道に對しても無賃輸送を行はしめる爲、同日午前十時十分運輸局長より各鐵道局長に對し左の通電達した。

震災ニ伴フ罹災民救助ノ爲地方鐵道ノ無賃輸送方大臣ヨリ命令アリタカラ貴管內連帶鐵道ニ對シ右命令傳達セラレタシ

ソノ取扱條件、範圍等總テ省線ノソレニ同シ

(丁)罹災民に對する急行料金の免除及び等級制限

無賃扱避難民は乘車列車の等級に付ては何等の制限なく取扱つて來たが急行列車には一切乘車させなかつた、十六日これを改正し急行料金を支拂ふ者は三等に限つて急行列車に乘車させることにし、更に翌十七日各運輸局長名を以て各鐵道局長宛乘車列車の等級制限と共に急行料金の免除を電達した。

「無賃扱避難民ハ三等ニ限ルコトトシ普通急行列車ニ乘車スルモノトス」

賃扱避難民ヲ乘車セシメス」

(戊)罹災者の旅行に對する運賃の割引

罹災避難者に對しては九月三日以降總て無賃乘車の取扱を爲し便宜の地迄避難させたが避難地より更に故郷又は親戚知己の許迄旅行する場合に於ては相當運賃の低減を爲すの要あるを認め、府縣知事、市長の證明書引換に三等運賃五割引を爲すこととし、九月十八日左の通運輸局長より各鐵道局長に電達した。

「一旦無賃扱ニ依リ震災地ヨリ避難シタル者カ更ニ故郷又ハ親戚知己ノ許ヘ歸ルトキハ府縣知事又ハ市長ノ證明ヲ有スル者ニ限リ三等旅客運賃五割引ノ取扱ヲ爲スコトトシ證明書樣式ハ當方ニテ定メル迄ノ間便宜府縣知事ニ於テ適宜ノ取計スルコトニシタル承知ヲ乞フ」

次で九月二十二日には右の電達に基いて證明書の樣式を定め且證明書發行者中に、町、村長、をも加ふるの必要があるのを認めて左の通達示した。

達第六一九號

震災者ニシテ一旦便宜ノ地迄無賃扱ニ依リ避難シタル者カ更ニ故郷又ハ親戚、知人ノ許ヘ歸行スル場合ニ於テハ現避難地ヲ所轄スル府縣知事又ハ市町村長ノ證明ヲ有スル者ニ限リ證明書引換ニ三等旅客運賃ノ五割ヲ低減ス」

前項證明書ノ樣式ハ左ノ如シ

罹災證明書

罹災地

乘車區間　何々驛

右ハ市區村ニ避難シタル處今般故郷親戚、知人（何縣何郡何市何町何村何番地何某方へ歸行スル者ナルコトヲ證ス

年　月　日

氏　名

年　齡

府縣知事
市町村長　印

(己)無賃輸送の制限

避難者に對しては無條件で何等の手續を要しないで無賃乘車を認めて來たが、秩序が漸く恢復し相當手續を履ましめることは强ち困難でなく、又避難者として乘車するものが著しく減少したから相當制限する必要があることを認め、地方自治團體に於て相當證明を爲さしめ該證明書引換に乘車用證票を交付することゝし、次の如き通牒を發し九月二十一日から實施した。

運非第十六號

大正十二年九月十六日

運輸局長

各鐵道局長

來ル廿一日ヨリ震災地ヨリ歸國又ハ避難スル罹災者ニシテ東京市內ハ各區長、ソノ他ハ市町村長ノ交付セル左記樣式ノ證明書ヲ持參スル者ノ外無賃扱ハコレヲ廢止ス依テ發驛ニ於テハ證明書引換ニ無賃ト表示セル相當證券ヲ交付スルモノトス右連帶線ニ通知相煩度

震災證明書

罹災地　、、、、、、、、、

避難又ハ歸國先　、、、、、、

年　月　日

氏　名

年　齡

市區町村長　印

(庚)罹災民の無賃及び割引輸送廢止

罹災民救護の爲無賃若は割引運賃に依り罹災民の輸送を行つて居たが、震災地域に於ける秩序漸次恢復し且列車の運轉狀況亦漸次良好に向ひ、これ等特種の取扱を廢止するも敢て支障なき狀態となつたから、漸を追ふてこれを廢止することゝし運輸局長は九月廿六日これに關して次の如き通牒を各鐵道局長宛に出した。

運第九七一號　（九月二十六日）

運輸局長

各鐵道局長宛

震災關係ニ依ル無賃又ハ割引ノ取扱方ニ關シテハ曩ニ通牒ノ次第モ有之候處右ハ何レモ左記期日限リコレヲ廢止可致候條御了知相成度

(一)歸國又ハ避難スル證明書所持者ニ對スル無賃輸送ノ件本月三十日限リ

(二)一旦便宜ノ地ニ避難シタル者カ更ニ歸行ノ爲證明書ヲ所持スル者ニ對スル五割減取扱方ノ件十月十日限リ

(三)震災救護事務ノ爲在鄉軍人團本部ヨリ召集ヲ受ケタル在鄉軍人團ニ對スル官用扱ノ件本月三十日限リ

本件ハ連帶線モ省同樣廢止ノ義ト了知相成度

猶ほ海軍省が軍艦によりなしゐたる避難民の輸送は九月二十六日前後を以て何れも廢止した。

(ロ)罹災鮮人及び支那人の無賃輸送

(甲)罹災鮮人の無賃輸送

朝鮮人は震災地混亂の爲萬一の場合を慮り罹災者たると否とを問はず總てこれを送還するの方針を執つたが、これが爲一層旅客列車の混亂を招き、殊に關門連絡輸送は非常の困難を極むるに至り門司鐵道局よりは輸送難の爲、山口縣知事よりは治安維持の爲何れも罹災民でない鮮人の無賃輸送は絶對中止せられたい旨電報があつたから、九月十一日一先これを停止し相當時機迄適宜の方法に依り特に救護を加へることになつた。

然るに九月下旬に及び大體秩序も恢復したので一先これを歸鮮せしむるを以て機宜の措置なりと認め、左記に依り無賃輸送を爲すことゝなつた。

達第六二六號　（九月二十七日）

關東地方在住罹災鮮人ノ歸鮮スル者ニ對シテハ左ノ各項ニ依リ無賃輸送ノ取扱ヲ爲ス

一、無賃輸送期間　九月廿八日ヨリ十月十五日迄

一、同　區間　關東地方ヲ震災地又ハ避難地ヨリ釜山行

一、乘車船證明書　朝鮮總督府發行ニ係ル左ノ證明書ヲ以テ乘車船セシメ釜山ニ於テコレヲ收受ス

一、途中下車　官憲ニ於テ保護ヲ加フル爲下車セシムル場合ノ外途中下車ヲ認メス若シ下車シタルトキハ該下車驛ニ於テ證明書ヲ收受ス

内地鐵道用證明書

府
朝鮮道
郡　面

氏　名
歳

右ノ者今回ノ關東地方震災ノ罹災民ニシテ歸鄉途中ノ者ナルコトヲ證明ス

大正十二年　月　日

朝鮮總督府

縱　三寸三分
橫　二寸五分
備考　本證ハ一人ニ付一枚トス

而して右無賃輸送は十月十五日を以て滿期となつたが、尙引續き存續するの要あるを認め同日更に達第六

四二號を以て十月三十一日迄これを延長した。

(乙)支那人の無賃輸送

震災當時官憲に於て保護の必要上習志野に收容中の支那人を、救恤品を運送し來つた社外船の復航を利用し歸國せしむる爲、戒嚴司令部に於て津田沼驛より錦糸町驛迄送致するに付無賃輸送方九月廿八日外務省より要求があつたから避難民に準じ無賃輸送の承認をしたその輸送人員は左の通りである。

九月三十日	四百名	
十月　一日	六百名	
十月　二日	五百名	合計　二千二百十名
十月　五日	六百五十名	
十月十一日	六十名	

(ハ)救護從事者の無賃及び割引輸送

(甲)一般救護者の無賃輸送

震災地に於て救護事務に從事する者は震災地域に入込むことが出來たが尙これに對しては無賃乘車を認め救護事務の進捗を圖ることゝし、三日午後六時半運輸局長の名を以て各鐵道局長宛

震災救護事務ノ爲往復スル者ニシテ官廳及公共團體ノ相當證明書持參ノ者ニ對シテ區間期間ニ制限ナク當分ノ內無賃乘車ノ取計アレ

と謂ふ意味の電達をした。然し右救護員の行先は京濱及びその附近罹災地に限り又團體に對しては團體券を發行し記事欄に「救助者無賃」と記入し個人に在りては普通乘車券を發行して裏面に「無賃」と記入し驛名小印を押捺の上交付することにした。

(乙)在鄉軍人團の無賃輸送

震災救護事務に從事する爲往復する者に對しては官公署の證明に依り無賃乘車せしむることゝし九月三日これを電達したが、救護事務の進捗上勞力を集中するの要を認め在鄉軍人をしてこれ當らしむることゝなつたから九月十日左の通運輸局長より各鐵道局長に電達した。

震災救護ノ爲入込ム在鄉軍人團ニ對シテハ聯隊區司令官ニ於テ證明書ヲ發行シ且司令部ヨリ軍人ヲ附添ハシムル筈ニ付右ニ對シテハ無賃乘車船ノ取計アレ

(丙)地方青年團の無賃輸送

東海道線横濱以西沼津以東は線路の被害最も甚しくその一部分は陸軍工兵隊に依り復舊工事を進めて居たが該工事には更に地方青年團の援助を要するの情況であつたから、これ又無賃輸送を爲すことゝし九月十日左の通運輸局長より東京鐵道局長に電達した。

目下横濱以西ノ線路復舊工事ニ從事シ居ル陸軍工兵隊ニ於テ該工事ノ援助ヲ求ムル爲メ地方青年團約五、六百名派遣方關係府市ニ依賴セル旨ヲ以テ右輸送方申出候場合ハ可然配慮相成度旨救護事務局ヨリ申出有之候ニ付了知相成度

(丁)救護從事者の無賃輸送廢止

九月十一日より救護者の乘車等級は三等に限定し而して證明書は原本に限らずその寫に依つても無賃の取扱をなし得ること、及び罹災地に至る途中から船便に依らんとする者に對しては當該乘船地の最寄驛迄乘車券を發行し得ることゝし一層の便宜を圖つたが、自ら救助者と稱して全國各地より東京地方に集るもの〻中にはその實單なる慰問若くは知人を歷訪するに過ぎないものがあり甚しきに至つては單に震災地見物を目的とせるもの〻如く認められるものがあつて、これが爲規律を亂し節制を缺き徒に罹災地を混亂

させる處があることを認められ、他方民情漸く安定し地方救護班の上京を待つことが緊急でなくなつたから、九月十三日から上京の場合は總て有賃とし九月十二日運輸局長より各鐵道局長宛左の通電達した。

九月三日附ニテ震災救護事務ニ從事スル者ハ官廳及公共團體ノ證明書ヲ持參スル場合無賃扱トスル旨通達シタカ本達到着ト共ニ右ノ取扱ヲ廢止ス承知ノ返

コレカ爲震災地域ニ向フ旅客ハ總テ有賃扱トナル念

右ハ震災救護局ト打合濟尙入京者制限ノコトハ從前通勵行ノコト

(戊)右廢止に伴ふ特例

救護從事者の無賃扱は右の如く廢止した處復舊工事に從事する軍隊が召集した地方青年團だけは復舊工事進捗の爲引續き無賃を以て往復させる必要があつたから左の通り運輸局長より東京名古屋仙臺各鐵道局長に電達した。

震災救護事務ノ爲震災地域ニ往復スル者ニ對スル無賃扱ヲ廢止スル旨本日電報シタカ新潟縣岐阜縣ヨリ青年團二百名埼玉縣ヨリ百名宛陸軍工兵隊ヨリ特ニ關係知事ニ派遣依賴セシモノニ付コノ分ニ限リテハ例外トシ無賃扱ノ取計アリタシ承知ノ返但シ大部分ハ既ニ出發濟ト思フ念

(己)救護從事者の入京制限

右の如く救助者の無賃扱は九月十二日を以てこれを廢止し尙十三日よりは更にその入京に制限を加へ左記に該當するものでなければ證明書を有するものと雖も乘車をなさしめないことにした。

(一)個人なるときは行政官廳又は公共團體の所屬員

(二)團體なるときは

イ在鄉軍人は聯隊區司令部又は歸國旅團所屬の軍人が引率せるものにして引率者所屬團長に於て發行せる證明書を有せるもの

ロ地方青年團その他の團體は自己關係の個人又は會社旅行等の救助のみを目的とするが如き一部の救助にあらざるものにして官廳又は公共團體所屬員の引率する秩序あるもの

(庚)在鄉軍人團官用半賃輸送開始

震災地域に入込む者の制限はこれを嚴格ならしめ且官公署の證明ある者と雖も、總て無賃輸送取扱をなさないことは九月十二日これを電達したが、尙規律ある勞力團體の援助を要すること甚だ大なるものがあつたから、在鄉軍人團本部よりの召集に依り震災地域に入込む在鄉軍人に對しては便宜官用半賃旅客に準じ運賃半額を以てその輸送を爲すことゝし、九月十四日左の通運輸局長より各鐵道局長に電達した。

上京スル在鄉軍人團ハ在鄉軍人團本部ヨリ召集ヲ受ケタルモノ(ソノ旨聯隊區司令部ノ證明ヲ有スル者)ニ限リ輸送引受ケ差支ナシ運賃ハ官用半賃トス

而して右官用半減の取扱は九月廿六日運第九七一號運輸局長通牒に依り十月十日迄繼續した。

(申)歸鄉する在鄉軍人團及青年團の無賃輸送

救護事務の爲震災地に來たつた在鄉軍人及地方青年團が用務を果して歸鄉する場合特に無賃を以て輸送するの必要あり、依て震災救護事務局發行の證明書を有する者に限り九月三十日迄無賃輸送の取扱を爲すことゝし、九月十七日左の通運輸局長より各鐵道局長に電達した。

震災事務ノ爲震災地ニ來リタル在鄉軍人、地方青年團ニシテ震災地ヨリ歸鄉スル者ニ對シテハ臨時震災救護事務局ノ發行スル證明書ヲ持參スル者ニ限リ九月三十日迄右證明書引換ニ無賃ト記入シタル相當證券ヲ交付シ無賃乘軍船ノ取扱アレ

(辛)軍隊の無賃輸送

戒嚴地域内に於ける軍隊の移動を簡便迅速ならしめることは最も必要なる事項に屬するから、左の通運輸局長より東京鐵道局長宛通牒を發送した。

非運第三四號　（九月二十日）

運輸局長

東京鐵道局長宛

戒嚴地域内ニ於ケル軍事輸送ニ關シテハ去ル十日附ヲ以テ通牒致置候處今般右輸送ニ付テハ左ノ意味ヲ表示スル適當ノ證明文書ヲ提出セシメ個人乘車タルト部隊旅行タルトヲ問ハスソノ携行スル軍需品共當分ノ間總テ無賃輸送ノコトニ取計相成度

證明文書ノ要件

乘車月日、發着驛名、本人ノ官職氏名（部隊旅行ニ在リテハ指揮官ノ官職氏名及人員、發行者ノ官職氏名及捺印

然るに戒嚴令は十一月十五日を以て廢止されたから、自然本取扱を存置するの要なきに至り左の通運輸局長より東京鐵道局長に廢止方を通牒した。

鐵運乙第五八八號

九月二十日鐵運乙第三四號ヲ以テ及通牒置候戒嚴地域内ニ於ケル軍事輸送無賃扱ノ義ハ戒嚴令ノ廢止ニ伴ヒ十一月十五日限リ消滅ノ義ト御了知相成度

二、貨物關係

(イ)救護品の無賃及割引輸送

震災地域内は糧食供給の途絶え物資の缺乏甚しかつたから、僅に開通せる信越東北線を利用して罹災者の

一時歸鄉を極力奬勵すると共に、災後直に震災地着一般手小荷物の發送を停止し救護品の輸送に全力を傾注した。即ち震災地域各驛着食糧品及救護品に對しては九月三日より、復舊材料に對しては同五日より九月二十日迄行政官廳又は公共團體宛のものに限り航路運賃共無賃輸送の取扱をなすことゝしたが、更に救護品物資の輸送に付ては九月二十一日から震災救護事務局交通部の統制を解き鐵道省は原則として平常の營業を開始した。その後更に期間延長及び範圍擴張をなし一般救恤品であつて行政廳又は公共團體に發着するものに對しては、九月廿一日より十月十日迄、又寄贈救恤品であつて官公衙發着のものに對しては十一月末日迄引續き無賃扱とした。その他救護用物資の中無償で罹災者に配付せらるゝ官廳宛のものを除き一般私人宛の生活必需品は同じく九月廿一日より運賃五割減を以て運送の途を開き、十一月末日迄これが取扱を繼續した。尚官公署以外の會社又は團體等で自己關係罹災者救護の目的を有する食糧品及び救護品の輸送に對しては救護事務局の證明に依り九月六日より九月二十日迄無賃輸送をした。

(ロ)新聞紙の無賃輸送

九月五日より東京市内發地方行新聞紙の少量のものに限つて新聞社の責任を以て發驛より積込ましめ無賃輸送をした。而して鐵道側としては特に責任を負はないが好意を以て成るべく便宜を圖ることゝし同月二十一日迄その取扱をした。

(ハ)軍需品の無賃輸送

九月十日より戒嚴地域内に於て輸送する軍需品にして軍用輸送券を提出出來ないものに對しては、輸送指揮官又は宰領者の發行する文書を收受して無賃輸送を爲すことゝしたが、九月二十日よりは左記意味を表示する適宜の證明文書を提出せしめ個人乘車たると部隊旅行たるとを問はずその携行する軍需品は當分の間總て無賃扱とした。

「乘車月日、發着驛名、本人の官職氏名(部隊旅行に在りては指揮官の官職氏名及び人員發行者の官職氏名及び捺印」

(ニ)荷受人不明小荷物の無賃返還

九月二十日震災地着小荷物にして荷受人不明の爲引渡不能のものを發驛に返還方荷送人より請求ありたる場合は天災地變に基く線路不通の場合に準じ復路無賃扱とした。

(ホ)救護品の優先輸送

震災地行の物資殺到し而も輸送力が平素よりも著しく劣つて居るから救護品の外受付を拒絶した。九月廿一日からは原則として常態に復したが食糧品、復舊品、日用必需品に優先を認めた。

第四　定期及び回數乘車券に對する處置

一、定期及び回數乘車券通用期間の延長及び運賃拂戻方の特例

罹災者に於て聽求したる定期乘車券所持者に對しては震災の爲鐵道の破壞その他の事由に依り列車運轉を休止し事實上定期乘車券は利用することが出來ぬ情態であつたから是等不使用期間に對する運賃の拂戻又は相當通用期間の延長を行ふを穩當なる處置と認め仍て左記通牒の如く處理することゝした。

運非第四二號　（九月二十二日）

東京鐵道局長宛

通牒

罹災者ニシテ定期乘車券又ハ回數乘車券ノ通用期間延長又ハ運賃ノ拂戻ヲ請求スル者ニ對シテハコノ際特ニ左記ニ依リ取扱フコトニ決定致候ニ付及通牒候

記

(イ)一ケ月定期券ニ對シテハ九月一日以後不使用期間日割ニ依リ運賃ノ拂戻ヲ爲スコト

三ケ月以上ノモノハ規定ノ通月割計算ニ依リ拂戻スルコト

(ロ)拂戻ニ對シテハ手數料ヲ免除スルコト

(ハ)九月二十日迄ハ列車運轉ノ有無ニ不拘使用者ノ申立ニ依リ不使用日數ヲ計算スルコト

(ニ)九月廿一日以後ハ列車不通區間ヲ不使用ト看做スコト

但シ實際不使用ノ旨申立ヲ爲シタル者ニ對シテハ相當理由アル者ニ限リコレヲ認ムルコト

(ホ)定期券通用期間延長ハ全區間不使用期間ニ相當スル日數トスルコト

(ヘ)回數券ニ對スル拂戻ハ殘餘ノ券片ニ對シ券片割ニ依リ拂戻スルコト

右ニ對シテハ手數料ヲ免除スルコト

(ト)回數券ニ對スル通用期間延長ヲ請求スルモノニ對シテハ一ケ月間ノ延長ヲ爲スコト

二、特例擴張

その後尚九月三十日に至り學校商店工場等に通勤又は通學したる者にして、その建物の燒失に依り臨時通勤又は通學場所を變更せる爲定期乘車券面區間の全部を乘車し得ない者が多數ある見込で、これ等定期乘車券所持者の便宜を圖る爲更にこれが特例を擴張するを機宜の處置なりと認め左記通牒の如く處理することゝした。

運非第七〇號　（九月三十日）

東京鐵道局長宛

運輸局長

左ノ場合ニ於テハ規則第四十條ニ依ル區間變更ノ取扱ヲ爲サス一時變更區間ノ定期乘車券ヲ別途ニ請求セシメ原券ハ不使用期間中驛ニ於テコレヲ預リ置キ再ヒ原乘車券ノ使用ヲ始ムルトキ原乘車券ニ對スル通用期間ヲ不使用期間ニ相當スル日數丈ケ延長スルコトニセラレタシ。

(イ)學校商店又ハ工場等燒失ノ爲災害前ニ購求シタル定期乘車券ノ乘車區間ヲ一時變更シ三箇月以內ニ原乘車券ノ區間ヲ乘車スルモノナルトキ

(ロ)原乘車券ニ對スル未使用期間カ四箇月以上ナルトキ

(ハ)一時變更スル區間カ原定期乘車券ノ區間內ニシテ且短距離ナルトキ

(備考)國有鐵道旅客及荷物運送規則

第四十條　定期乘車券使用者ハ種類若ハ等級ノ變更又ハ區間ノ延長若ハ一部變更ノ爲該券發行驛ニソノ書換ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ該券殘餘ノ通用期間ニ對シ日割計算ニ依ル新舊運賃ヲ比較シ不足額ハ追徵シ過剩額ハ拂戻ヲ爲サス

又定期乘車券所持者に對しては通用期間の延長竝運賃拂戻に付特例を認め所持者の便宜を圖つたが通用期間三ケ月以上のものに對する運賃拂戻は一般規定を適用し一ケ月通用の定期乘車券の場合と權衡を失し、又定期乘車券を燒失又は紛失した者に對しては殘餘の期間に對し運賃の拂戻の途がなかつたから非常の場合の臨機の處置として左記通牒の通り處理することゝした。

鐵運乙第三號　（十月二日）

東京鐵道局長殿

運輸局長

定期回數乘車券に對スル運賃拂戻竝通用期間延長ノ特別取扱方ニ關シ義ニ及通牒置候處同通牒ニ依ル外尙左記各項ニ依リ御取扱相成度

記

(イ)通用三ケ月以上ノ定期券所持者カ使用一ケ月未滿ニシテ拂戻ノ請求ヲ爲ス者ニ對シテハ使用期間中每日普通運賃ニ依リ一往復シタルモノトシテ計算シタル運賃ト一箇月定期券運賃トヲ比較シソノ低廉ナルモノヲ原定期券運賃ヨリ控除シタル殘額ヲ拂額トスルコト

(ロ)定期券ヲ燒失シ又ハ紛失シタル者ヨリ殘餘期間ニ對スル運賃拂戻ノ請求ヲ受ケタル場合ハ事情充分詮議ノ上再交付ノ手續ヲ省略ノ上現ニ支拂ヒタル運賃ヨリ使用濟期間ニ對スル運賃ヲ控除シタル殘額ノ拂戻ヲ爲スコト

(ハ)旅客カ所持ノ定期券ヲ燒失又ハ紛失シ且發着驛ニ於ケル相當原簿モ燒失シタルモノニシテ運賃ノ拂戻又ハ再交付ノ請求ヲ爲ス者ニ對シテハ定期券ヲ購入シタルコトヲ認得ヘキ相當證據例ヘハ會社又ハ本人ノ出納簿等ニシテ信用スルニ足ルト認メタル場合ニ限リソノ請求ニ應スルコトヲ得

第五　東京及び名古屋鐵道局管內に於ける旅客輸送の概況

震災後帝都所在の廣場空地その他山手方面に蝟集した避難民は到底計算し得ない程の多數であつた。當時計算された概略の數を主なる集團地に就て擧げて見ると。

宮場前廣場	約三十萬人
上野公園	約五十萬人
芝公園	約　五萬人
九段靖國神社境內	約　五萬人

明治神宮外苑　約　三萬人
深川清住公園　約　五千人
洲崎堤立地　約　五萬人
淺草觀音境内　約　七萬人

九月三日には降雨の模樣があつたから商業會議所、貴衆兩院議事堂等を初めとし、丸ノ内海上ビルデイング及び諸官衙學校寺院等の公共建造物を開放し同時に、市内所在の災厄を免れた東京その他の驛にも收容したが、收容に漏れた多數の罹災者は露天に小屋掛をし又は軍隊等から貸出した天幕を張つて、僅に雨露を凌ぐの狀態であつたから政府は極力歸鄉を奬勵したのであるが、唯一の避難路である鐵道は三日正午に於て

東北本線
日暮里川口町間四日開通の見込、川口町驛以北は無事

常磐線
北千住我孫子間四日中に開通の見込
我孫子取手間開通不明
取手驛以北無事

中央線
飯田町八王子間本日開通の見込

東京飯田町間不明

總武線
龜戸稻毛間運轉中

千葉四ツ街道間兩三日中に開通の見込
四ツ街道銚子間無事

大網勝浦間無事

東海道線
東京品川間不通
品川川崎間四日中に開通の見込
川崎驛以西不明

横須賀線不明

山手線
田端品川間　本日汽車運轉開始の見込
池袋赤羽間　同

といふ狀態であつた。

斯の如き混亂の裡にあつて當局は萬難を排してこれが輸送に當つたのは勿論であるが、今各線に於ける旅客輸送の狀況を述ぶれば、

一、山手線

山手線は發變電所大損害を受け遽に恢復すべくもなかつたから四輪車で列車を編成し九月二日及び同五日臨時旅客列車を運轉したが乘客多數である上に乘降不便のため婦女子に至るまで窓から乘降し、爲に窓網棚等悉く破壞されたので九月七日より無蓋貨車を以て列車を編成し旅客の乘用に供し一車一回五九人以上を乘降せしむることが出來たが列車回數が少いため乘客は機關車といはず連結器といはず街も支へ得べき所

あれば飛乘る狀態であつたから足を滑らして死傷するものもあつた。

二、總武線

總武線は應急修理を了し一日夜十時頃から既に避難民輸送の爲龜戸稻毛間に列車を運轉し、住宅を失ひ食料なく或は一家離散したもの等は續々この線に依て一時の難を遁れたが、沿線の市川下總中山船橋津田沼の各驛には約二千の市民が避難し列車の到着する毎に降車客雜踏する狀態であつた。

三、信越線

震災と共に東海道線竝に中央線は不通となり東京地方と關西地方との連絡は主としてこの一線に依るより外途がなかつたから、不取敢九月二日より列車は總て大宮打切とし大宮驛以南は日暮里驛迄列車の小運轉をなして輸送を開始したが、罹災避難者竝に地方よりの震災地入込客一時に殺到し來り日暮里、田端、大宮等の各驛に於ては混亂名狀すべからず、客車の空地は便所と云はずデツキと云はず避難者を以て充滿し甚しきは機關車の周圍に鈴なりとなり、終には客車の屋根に迄取付くに至り運轉を妨ぐること甚しく、この狀態は東京附近を離れ大宮高崎より遠く長野篠ノ井方面に及んだ。加ふに通信機關は一時全く杜絶し數日後漸次復舊に向つたと雖も、未だその完全を期することが出來ない上に一方非常時に對する打合事項等緊急を要する通話が激增して列車運轉に關する打合等意の如くならず、上野及長野兩運輸事務所の如きは殆んどその連絡を絶たれた狀態であつて爲に列車運轉時刻は全く混亂の極に達し、現場當局をして手の下す樣なく一時拱手傍觀する外なき有樣であつた。

一方關西方面より東京地方に赴かんとする旅客の數も亦右に劣らず、震災地の混亂を慮り極力上京者の制限に努めたけれども熱狂せる群集を制することは意の如くならなかつた。爲に上り列車を取消し或は上り方面の旅客は乘車せしめず客車の空車廻送を爲す等凡ゆる方法を講じて抑制した。

左に本線に於ける當時の旅客輸送數を擧ぐれば

(イ)上り震災地行

信越線經由に依る上り震災地行旅客は九月二日に於て約四千七百人であつたが、翌三日に至り俄然その數を增し實に一日一萬二千餘人を算するに至つた。この狀況は同月九日迄繼續し日々一萬人を下らない狀態であつた。十日に至り中央線徒歩連絡開始の影響を受けその數減少して八千名となり十八、九日頃より入京者稍減少し、次で東海道線の徒歩連絡開始と相俟つて二十一日以降は每日の入京者約五六千名の數を示した。

然し中央線及び東海道線の不通區間は徒歩困難であつたから信越線に依る旅客の數は豫期の如く減少するに至らずこの數は十月中旬迄持續された。

九月中の上り客合計　二〇八、八九四人

十月中の同　一〇六、六六六人

(ロ)下り避難者

東海道線中央線共に不通の爲本線に殺到せる避難者の數は遙かに入京旅客を凌駕した卽ち九月二日には約五千名に過ぎなかつたが三日に至り一躍二萬人の多數に上り、その最も多かつたのは同月七日であつて實に二萬七千餘人を算するに至つた。中央線の開通した八日以後は稍減じて每日約一萬五千人となり、それより漸次減少して東海道線の開通せる廿一日頃に至つては每日の數約六千名となつた。而して右の數は上り客と同樣十月中旬迄持續された。

九月中の下り客合計　三五五、八一八人

十月中の同　一三四、八九五人

四中央線

中央線は震災に依り諸所に損害を蒙り不通となり、殊に與瀬隧道の崩壞はその復舊に多大の困難を感ぜしめたが、非常時の輸送計畫を遂行せんが爲には一日もその復舊を忽せにすべからざるものがあつたから當局は殆んど徹宵その復舊に當つた。

徒歩連絡開始前に於ては第四〇一第四〇二列車は諏訪以東打切り第四一四第四一五列車は甲府以東休止第四一三第四一六列車は全區間運轉休止し、貨物列車の如きは殆んど全部取消の狀態となつたが、東京方面よりの避難者は中央線が不通の爲に信越線を迂回して鹽尻驛を通過せるもの九月三日午後より漸次現はれ來り尙關西方面よりの上京者も漸次多數となり、一方徒歩にて小佛峠の嶮を越へて逃れ來れる避難者又は上京者は四日頃から漸次その數を增し列車の運行はこれが爲に甚しく亂れたのである。

九月七日より漸く徒歩連絡を開始することが出來た。卽ち與瀬上野原間十哩二十鎖の個所に假乘片場を設置したが、同地は橫道第一、第二隧道の中間でその距離二百四十尺に過ぎないこの間全部を使用するもボギー客車五輛編成とするときは、列車の前後の一部は隧道內に停車せしめなければならぬ不便があり、且同地點は四十分の一の勾配を有するが爲に運轉上の危險を慮り、列車の前後に機關車を連結してその取扱をした。

徒歩連絡開始と共に避難者竝に入京者の數は一時に激增し、何れも狹隘なる假乘降場に殺到し先を爭ひ乘車せんとする爲職員は極力秩序の維持に努めたが、殺氣に充てる旅客に對しては比較的その效少く爲に附近の在鄕軍人、消防手、青年團員等の援助を得て辛うじて事故なきを得たのである。越えて十一日より第三十四聯隊第七中隊が出動して同地の戒嚴に當ることになつてからはその混雜逐次緩和するに至つた。（十月十二日右は第四十九聯隊第七中隊と更代することゝなりその兵員を亦一個小隊に減ぜられた）

徒歩連絡後も本線の狀態は時々變り、就中九月十四日初鹿野笹子間水害竝に脫線事故は本線の輸送作業に多大の障碍を與へ、尙東海道線徒歩連絡開始後と雖天候の爲連絡杜絕するや直に本線に影響を及ぼす等旅客の徑路が屢々變更されるから各組立驛及び上野原驛には常に相當の豫備客車を配置し狀勢に應じて增結し得る手配に出づるの外なく、又與瀬假乘降場發の列車は遲延して到着せる列車をその儘折返すときは益增延を繰返すことゝなるから、上野原驛には五輛ボギー一編成を配置し特發用に充つることゝした。徒歩連絡開始後同地經由の旅客は上り客に於て最も多きは十三日の八千五百人で避難者に於ては十二日の一萬二千三百人を最大とする。

九月(八日以降)中の上り客合計　二二〇、二五八人
十月同　一〇九、四八二人
九月(八日以降)中の下り客合計　一四八、四七一人
十月同　一〇一、六一一人

本線の復舊は晝夜兼行努力せる結果、十月二十三日復舊工事漸く成り同日午後七時二十分試運轉を了し二十五日より開通した。越えて十一月六日に至り本線の列車系統は第四一四列車第四一五列車の飯田町甲府間運休のものを除き他は總て震災前に復活し、右列車も十二月十六日を以て全く舊に復するに至つた。

五東海道本線

本邦に於ける最大主要幹線である東海道線が數十日に亘り不通となつたことは實に未曾有の大事件であつて、これが一般社會に及ぼした影響は甚大なるものであつたが、一面震災に因つて受けた東京御殿場間の被害はその慘狀言語に絕し極力その復舊に努力せるに拘らず全通迄約二ケ月を要したのは又已むを得なかつたのである。

御殿場以東は全く不通であつたが、應急修理の結果四日から品川驛六鄕川間を先づ運轉を開始し、七日橫濱驛

に達し順次延長運轉をなし、九月廿一日震災勃發以來二旬を費し茅ヶ崎平塚間山北驛谷峨信號場間二ヶ所の徒歩及び渡船連絡を介して遂に東海道本線の全通を見た。

御殿場驛以西に於ては同驛以東の通と同時に列車は總て沼津で打切り、御殿場沼津間は小運轉となし沼津以西の本編成の列車に繼承させたが、四日から本編成の列車を御殿場迄直通運轉させた。當時震災地より避難者のこの方面に逃れたもの丶徑路を大別すれば陸路及び海路の二途に分たれる。卽ち陸路より逃れたものは一東海道本線を徒歩にて御殿場方面に出たもの、二舊箱根街道を徒歩にて沼津に出たもの、三中央線より徒歩にて身延線方面に出たものゝ三つで、海路に依つたものは清水港に上陸した。その中陸路御殿場方面に出たものが最も多數であつた。

御殿場沼津間は最初一般旅客減少の折柄とて右避難民の輸送は比較的容易であつたが、沼津以西は舊箱根方面から來たものと合して幾分の混雜を免れなかつた。

九月七日より品川清水港間に船車の連絡輸送開始の爲これに依る乘客が多數に上り、江尻驛乘降人員は毎日五千人以上を算し第七三第七五第二一第七九第二七列車等は各一千名以上の乘客を擁し乘降の際混雜したけれども、同驛では停車場司令部、地方在鄉軍人及び靑年團員等の熱心なる援助があつて大なる支障なきを得た。而してこれ救濟策として避難者の多數なる日に限り第一六列車の編成を利用し江尻、濱松間臨時列車を運轉し、尙第二五列車を江尻靜岡間延長し又客車增結として乘客多數の列車の豫測し得る限り增車の手配をなした。

山北驛谷峨信號場間の徒歩連絡は九月廿一日より開始したが谷峨信號場發著列車回數は上下各六回となし平常に比し回數減少せる上に多數の乘客これに集中したので第三二列車の如きは連日一千人以上に達し尙各驛に乘遲客を生ずるの狀態であつた。

又九月廿五日迄は沼津以東の線路に修繕箇所が多數あつた爲ホギー車九輛を最大限度とした結果輸送に困難したけれども、其の後十輛となし、次で十二輛となし、增加索引差支なきことゝなり幾分の緩和を見た。尙十月三日より上下各一箇列車を增加し同九日より更に上下二箇列車を增加した。

徒歩連絡箇所通過の旅客人員を谷峨信號場假ホーム乘降人員に就て見れば

(イ)上り卽ち入京者の數は徒歩連絡開始の當日は約一千五百名であつたが、九月二十三日に至り一躍五千二百名に達しその後多少の增減はあつたが大體に於て日々右の數を持續した、尙信越線竝に中央線經由の旅客が十月に入りて漸次減少の傾向を呈せるも獨り東海道線のみは寧ろ漸次增加の傾向を辿るに至つた。

九月(廿一日以降)中の上り客合計	四二、八二六人
十月(廿七日迄通迄)同	一二五、〇〇六人

(ロ)下り客は九月廿一日卽ち徒歩連絡開始當日は約一千六百名であつたが廿三日より四千六百名に上り以後大體に於てこの數を持續した。

九月(廿一日以降)中の下り客合計	四四、一八七人
十月(廿七日迄通迄)同	一〇七、八三六人

尙茅ヶ崎平塚間の不通箇所は馬入川間の橋梁破壞であるが十月廿一日より單線運轉を開始し、谷峨信號場山北驛間又同廿八日より開通するに至り玆に漸く東海道全線に亘り直通運轉することを得、九月一日の震災と共に東海道本線の直通列車の運轉を休止してから實に九十八日目であつた。

第六　東京及び名古屋鐵道局管內に於ける手小荷物輸送の概況

震災と同時に東海道線各驛は非常な混亂を極め、一般手小荷物に對しても嚴重なる制限を附するの必要に迫られたから、九月二日より震災地域の各驛行手小荷物の取扱を停止し、翌三日よりは震災地着及び同地經由の手小

荷物は輸送の途なく且配達は不能に付一般小荷物は全然これを停止し單に糧食竝に救護品のみは行政官廳又は公共團體宛のものに限り無賃輸送をなすことゝし尚五日より復舊材料を追加しこれ等の小荷物にして途中より船舶に搭載するものはその船舶發航の驛まで無賃で輸送することにした。

斯くの如く一般手小荷物の取扱を停止した結果は震災地行手小荷物の各驛に抑留せられたものは多大に上り、各驛はその保管に多大の困難を感じたから成る可く發驛に返還する方法を執り抑留手小手物に對する保管目錄を作製しこれを主なる發驛又はその所管運輸事務所に送付すると共に罹災地方面行手小手物の發送驛に就ては先づ指定の抑留驛に照會すべき旨それぞれ關係の向に通報させた。又既に震災地域各驛に到着せるもので災害に遭遇し引渡不能又は作業不能の荷物は保管危險の爲に東京鐵道局に於て九月十三日以降漸次發驛に返送又は處分することゝした。九月五日よりは東京市内發地方行新聞紙の小量のものに限り新聞社の責任を以て發驛より積込ましめ無賃輸送をした。而して鐵道側としては特に責任は負はないが好意を以て成るべく便宜を計ることゝし同月廿一日迄その無賃輸送を繼續した。

手小荷物の取扱制限に就き九月十一日左の如く定めた。

一、手小荷物及附隨小荷物ハ遲延承知ノモノニ對シテハ江尻品川間省連絡船及中央線徒歩連絡區間ヲ除キタル各線ニ限リ取扱ヲナス但シ避難者救助ノ手荷物救助者ノ手荷物ハ同月十四日ヨリ取扱ヲナス）附隨小荷物及公務出張者罹災地ニ家族ヲ有スルモノノ附隨小荷物ハ是カ取扱ヲナサス

二、小荷物

(イ)救護品　震災地ニ於ケル行政官廳又ハ公共團體宛ニシテコレカ着驛ヲ田端驛ニ指定シタル糧食又ハ救恤品ニ限リ無賃トシ取扱フ、而シテ右無賃扱ハ十四日ニ至リコレヲ廢止セリ

(ロ)一般小荷物　遲延承知ノモノタルコトハ勿論尚左記ノ制限ヲ附ス

(一)大宮驛以南東京方面行中央線徒歩區間經由ノモノヲ除ク。

(二)米原驛以西發郡山驛以遠行ハ米原直江津新津各驛ソノ他ハ名古屋鹽尻篠ノ井高崎各驛經由ノコト。

右の如く不通區間を經由しない手小荷物の取扱を開始したが輸送徑路は僅かに信越線を有するのみであつて輸送力極めて乏しく加ふるに一般貨物の取扱を停止された爲手小荷物の託送數量は非常な多量に上り各驛共にその保管に苦しみ名古屋驛の如きはこれ等の手小荷物を以て山を築くに至つた。

九月廿一日東海道線に於て徒歩連絡運輸が開始されると共に手荷物取扱開始の計畫を樹てたが徒歩區間に於ける作業困難の爲に豫期の通りその取扱を爲すことが出來なかつた。斯くして震災地方行手荷物の駿河及び上野原の兩驛を打切りとして託送せらるもの多大の數に上り爲めに兩驛の作業困難に陷り非常の混亂を來した。就中上野原驛の如きは停滯手荷物約一千個に達するに至つたから同驛着のものは絶對に受付ないことにした。

一方信越線方面の輸送狀態も窮狀に陷つたから廿四日に至り名古屋靜岡兩運輸事務所管内各驛發輕井澤驛以遠各驛行小荷物は新聞紙及び雜誌を除く外一個の重量十斤以上のものゝ受託を停止するの已むなきに至つた。尚一般の輸送狀態に鑑み十月四日より震災地域内左記各驛着の手荷物重量の制限を一個五十斤以内とし。

東海道線茅ヶ崎驛以遠、山手線、横須賀線、中央線與瀨驛以遠信越線輕井澤驛以遠

同時に東海道線竝に中央線の徒歩區間を經由する新聞紙及び閉襄扱郵便物は同區間の小運送を託送者に於て負擔するものに限り取扱ふことにした。

斯くして一般手小荷物の取扱を開始した結果は再び輸送作業困難となつたばかりでなく着驛に於ける引取方が意の如くでなかつたから終に十月七日より四日間震災地各驛及び輕井澤驛以遠行小荷物の受託を停止するの已むなきに至つたのである。

十月十二日に至り漸く中央線徒歩連絡區間を經由する手小荷物の取扱を開始し、越えて廿八日に至り初めて東海道線の開通を見るに至つたから從來の受託數量の制限を解除し遲延承知の條件を附すことを撤廢した。尙從來小荷物中變質腐敗の虞ある物品の受付を停止して居たが、當日よりこれを解除し同時に小荷物の取扱に就ては改めて左記條件を附することゝした。

(イ)積卸ノ際ニ於ケル雨漏レ竝ニ延着ニ依ル荷物ノ損害ハ荷主ノ負擔トス
(ロ)返還以外ノ處分ノ請求ニ應セス
(ハ)貨物引換證付荷物ノ取扱ヲ爲サス
(ニ)代金引換ノ取扱ヲ爲サス
(ホ)運賃着拂ノ取扱ヲ爲サス
(ヘ)到着通知ハ着驛ニ於テ口頭又ハ掲示ヲ以テ爲ス
(ト)東京市內各驛ニ到着スル配達付小荷物驛留小荷物ニシテ荷受人ノ居所不明ノ爲配達不能トナリタルモノハ到着後〇日以內ニ受取ラサルモノハ荷送人ノ指圖ヲ待タス荷送人ノ費用ヲ以テ發驛ニ返還ス

又ハ到着後〇日以內ニ受取ラサルモノハ荷送人ノ指圖ヲ待タス荷送人ノ費用ヲ以テ發驛ニ返還ス

小荷物輸送は一般貨物の輸送殆んど不可能であつた關係上、局に於ても極力これが輸送の途を講じ殊に九月十日頃よりは貨車積輸送の方法を樹て極力これが輸送に力を致した。卽ち十日より十四日頃迄は日々十車內外の貨車積小荷物を發送したが、漸次その數を增し廿四五日頃に至つて三十車近くの多數に上り、越えて十月上旬より更にその數を增加し同月十日以降に於ては日々五十車以上を算するの狀勢を示した。

九月(九日以降)中に於ける貨車積小荷物發送車數　三二九車
十月中に於ける貨車積小荷物發送車數　一、二〇六車

右の中名古屋驛以西發送の分が最も多く十月中に於ける發送車數六百二十五輛に上り、次は長野驛で二百六十五輛を算した。又十月中に於ける總車數一千二百輛の中碓氷經由にて東京方面に發送されたるもの、約三百四十輛の多數に上つた。如斯狀勢であつたから震災地着驛の混雜甚しく、加之東海道線開通後東京市內着及び中繼小荷物激增し着驛に於ける作業極めて困難の狀態に陷り、これが爲に東京鐵道局に於ては屢々その發送を停止せしむるの擧に出たのは遺憾であつたが事實亦已むを得ないものであつた。卽ち

十一月一日より東京田町間東京千駄ヶ谷間各驛及上野鶯谷、王子赤羽、十條板橋、兩國橋各驛宛小荷物
十一月六日より大井町驛宛驛留小荷物
十一月八日より與野川口町間各驛宛驛留小荷物
十一月九日より大森、大久保、東中野各驛宛驛留小荷物

の受託を停止するに至つたのである。

第二項　貨物

第一　總說

震災地方を中心とする各方面よりの鐵道線路は一時全部不通となり全然貨客運輸の途を失つた。殊に震災地が東京橫濱兩大都市を中心とする人口稠密な地域であつて、日常鐵道に依つて食糧その他の物資の供給を受けなければならぬ關係にあつた上に、震火の爲兩市街の大半が燒土と化しその慘害を加へたので、鐵道の不通に依る物資の缺乏は一層甚だしかつた。

茲に鐵道省に於ては不完全な線路に據りながらも、專ら震災地方に於ける物資の充當を計るため、或は食糧品救護材料等の無賃輸送をなし或は復舊材料の運賃割引をなしこれ等貨物の輸送に全力を傾注すると共に、不通線路の復舊工事に銳意努加することとしたのである。

然しながら前述の通り災害は單に鐵道線路のみに止まらず電信電話等の通信設備も全部破壞されてゐるので、叙上の施設をなすにも各地の狀況が一切不明であつて正確な計劃を樹てることが出來ないのみならず一定の計劃を實行するに付ての命令傳達さへも殆んど不可能に近い狀態の下に、この大慘害直後の應急輸送に當るのであるから當事者の苦心は蓋し思半に過ぐるものがあつたのであるが、事態は一瞬も躊躇することが出來ない狀態にあつたので飛行機その他に依つて得た處の一二の情報を基礎とし、先づ鐵道は殆んど不通であるから海運に依り食糧品等の物資を輸入すると同時に、不通線路の應急復舊を計ることとしそれぞれ職員の派遣等をなしたのである。

然るにその後橫濱方面の事情稍明かとなるに從ひ、同港諸設備大破損のため多數貨物の陸揚は困難なことが判り、又一方には東北信越兩線に依り一部陸路運送の途も出來たので、前述の海運計劃は五日に至つて既に計劃濟のものの外これを中止し、貨物の輸送は專ら陸路鐵道に依ることとした。

卽ち東京市內に於ける震火災の混亂が略鎭まると共に鐵道省に於ては、先づ後述の通り震災地著食糧品救護品等の無賃輸送を開始した。そして全國鐵道職員必死の奮闘に依り不完全なる線路の輸送力を極度迄發揮させ旬日を出でずして震災地の物資を充實することが出來た。これには一方海軍艦船その他諸船舶の活動も亦與つて大に力あつたとは云ふまでもないことである。その後震災地の諸物資は日と共に益々充實し輸送力も不通線路の應急工事の進捗により漸次增加したので九月二十一日には既に食糧品救護品等以外の普通貨物の取扱をも開始し得る運びになつた。斯く復舊の速かなことは鐵道の被害程度に顧みて特筆すべきことである。

その後も引き續き線路の復舊輸送力の回復に專念した結果貨物の取扱範圍の如きも漸次擴張し災後一箇月目の十月二日には一般貨物の取扱範圍を全然平常に復し、一方東海道線の不通期間これを補充する目的を以て清水港橫濱港間を定期航行せめた關釜連絡船景福丸高麗丸によつて後述の通生絲の運送を引受けて吾が對外貿易の一助とする等諸般の手配を遺漏なく盡し、國有鐵道たるの使命を完全に果したのである。

而も前述の如く震災直後に於ては全然本省と各鐵道局間の交涉命令が出來なかつたに拘らず各鐵道局はそれぞれ克く機宜の處置を採つたことと、彼の際に於ける公認運送業者の協力とは共に與つて復興促進に效果のあつたことは勿論であつた。

第二　震災直後の無賃輸送及び關係諸施設

震災直後に於ては震災地一帶に亘つて物資の缺乏を告げたのであるが、特に東京橫濱地方の如く日常食糧品その他を鐵道に依り全國各地方から供給されてゐた所では、火災のために在庫品を失つた上交通機關不通となつてその供給を杜絶されたので一般物資殊に食糧品の窮乏逼迫は甚しくこれがため一層一般の人心を不安ならしめた。それ故に食糧品を取寄せることは當時に在つては急務中の急務であつたので、當局は震災火災の略鎭靜に歸するを待つて直にこれに着手することとして次の如く震災地域着食糧品、救護品及び復舊材料等の無賃輸送の手配をなしたのである。

一、救恤品の無賃輸送

(イ)一般救恤品の無賃輸送

九月三日鐵道大臣は各鐵道局長に宛て左の通り電達した。

震災ニ伴フ罹災民救助ノタメ當分ノ中震災地域各驛發罹災民並同地域各驛着糧食又ハ救護品行政廳又ハ公共團體宛ノモノニ限ル)ハ航路運賃共無賃輸送ノ取扱ヲ爲スヘシ

本達は他省とも協議の上救護上必要と認めて執つた手段であつて、當初無賃輸送貨物を糧食及救恤品に限つたが、震火災に依り家屋の倒壞又は燒失したもの甚だ多く、これ等罹災者收容のための假小屋の建築も亦最も急を要するものであつたから、五日右無賃輸送品目中に復舊材料を追加した。

(ロ)特殊救恤品の無賃輸送

震災地宛の食糧品救護品等は前述の通り行政廳又は公共團體宛のものに限つて無賃輸送の取扱をなし,而して震災地到着の上は官憲の手に依り一般罹災者に配給されたのであるがこれ等の一般的救恤品の輸送を妨げない限り個人宛の救恤品又は私的團體に於て罹災民に配給せんとする救恤品に對しても無賃輸送の取扱をなし,公私協力して震災地に於ける罹災民救助に當ることとすれば一層その效果を擧げ得るのでその後私的救恤品に對しても官公署取扱救恤品同樣の取扱を爲すこととしこれが手配を爲した。

(甲)會社又は私的團體宛貨物無賃輸送

九月六日運輸局長は各鐵道局長宛左の通り電報した。

官公署以外ノ會社團體等ニ於テ自己關係ノ罹災者救護ノ爲食糧及ビ救護品ヲ託送セントスルトキハ臨時震災救護事務局運輸交通部發行ノ輸送承認書ヲ添ヘ發驛ニ申出ツル筈ニ付龔ニ打電シタル救恤品ト同樣無賃扱トシ荷送人ヲ會社又ハ團體トシ荷受人(車票面)ヲ運輸交通部トシ輸送方取計ヒアレ尙この場合承認書を送付するに當り交通機關不完全のため遲延の虞あるときは救護事務局より電報にて承認を與へ荷送人はその電報を添付託送し得ることとし後日承認書を提出して電報と引換ゆべきこととした(九月十一日)

(乙)新聞社取扱食糧及び救護品無賃輸送

九月七日運輸局長は各鐵道局長宛左の通り電報した。

罹災民救濟ノ爲新聞社計劃ニ係ル食糧及救護品輸送方申出タルトキハ荷受人(車票共)ヲ新聞社トシ無賃トシテ輸送方取計相成度

追テ到着ノ上ハ配給司令部ニ引渡相成度

(丙)慈善機關取纏め救護品無賃輸送

震災地罹災者救護品として寄贈の目的を以て京都本願寺その他相當慈善機關が各地より救恤品の取纏めをなす場合,その慈善機關所在地迄の運送も亦發送地市町村長發行の右取纏めの爲に送る救恤品である旨の證明書を添付したものは關係鐵道局打合せ上一般救恤品輸送同樣無賃の取扱を爲すこととした。

二,救恤品の無賃輸送に伴ふ諸施設

然るに震災地域の各線路は殆んど不通となり,諸取扱設備亦多くは烏有に歸して居るので救恤品以外多數一般貨物の取扱を爲す餘地がないのみならずこの際に於ける鐵道はその全力を擧げて糧食及び扱護品の輸送を計らなければならなかたので,震災地域着一般貨物の受託停止及び貨物列車增發の爲にする旅客列車取消等次の如く手配をしたのである。

(イ)震災地域各驛着一般貨物受託停止

九月三日

各鐵道局長宛(電報)

運輸局長

震災地域各驛着小荷物及貨物ハ沙汰スルマテ無賃輸送ノ取扱ヲ爲シ得ルモノニ限リ他ノ有賃扱ハ受託メ

(ロ)貨物列車增發のためにする旅客列車の取消

九月五日

各鐵道局長宛(電報)

運輸局長

震災地救濟用物資ノ輸送ヲ迅速ナラシムル爲必要ニ應シ鐵道局長ニ於テ急直行以外ノ旅客列車ノ一部ヲ

取消シ震災地域各驛着糧食及救護品竝ニ復舊材料輸送用貨物列車ノ運轉ニ充ツヘシ

三、返送救護材料の無賃輸送

震災地の救護材料として發送され既に用濟となつたものは返送運賃の支出が困難な事情もあるので、往路と同樣無賃輸送を爲すこととし、次の通り告示の手續を爲すと共に九月十四日この旨を各鐵道局長宛に電報した。

告示第百八十一號　（九月二十二日）

震災地ニ到着シタル救護材料ニシテ救護ノ目的ヲ達シ發送地ニ返還スルモノハ當分ノ內左記ノ通コレヲ取扱フ

一、荷送人及び荷受人行政廳又ハ公共團體

一、運賃　無賃

一、ソノ他一般ノ規定ニ依ル

この取扱は十月五日告示第二一三號を以て十月十日限り廢止した。

四、その他の應急貨物輸送

右の如く鐵道省は專ら震災地罹災民救助の爲公私救恤品の無賃輸送をなすと共にその效果を充分ならしむる爲震災地着他の貨物の發送を停止したのであるが、救恤品以外に救恤品の配給その他に必要な貨物で當時特に急送を必要とするものもあつたのでこれ等に對しては普通貨物受託停止に不拘これが輸送を認めて應急輸送の使命に對して遺憾なからしめたのである。

一、陸軍用ガソリン　（無賃）

一、公認運送取扱人組合中央會小運荷用荷車及び貨物自動車（運賃五割減）

一、新聞用紙及び新聞社用輪轉機（前者無賃後者普通賃）

第三　普通貨物の取扱開始及び關係諸施設

一、普通貨物の取扱開始及び運賃割引

震災以來專ら震災地の應急必需品の充實を計る爲食糧品救護材料、復舊材料その他特に急送の必要を認めたるもの外震災地域各驛着一般貨物の受託を停止して居たが、その後漸次食糧品充實し救恤品の輸送も減少し、且不通各線路の應急工事進捗して幾分普通貨物の引受けを爲し得る狀態となつた。一方震災以來一般貨物の輸入を杜絕されてゐた震災地方では食糧品救護材料以外の貨物の窮乏甚だしき爲、前述の救恤品その他の無賃輸送貨物の外特に急送を要する普通貨物の取扱を開始することとした。

然しながら鐵道の輸送力は尙到底平常の如くでないから震災地で必要とする貨物の中でも特にその必要及び窮乏の程度大なるものに限り、爾後輸送力の增加に伴ひ漸次その範圍を擴張することとした。而して運賃に就ては食糧救恤品以外のものに就てはその中に商品もあり旁々普通運賃を徵收しても差支ないのであるが、震災直後でもあり、且その多くは罹災者の用に供せらるるものであるから五割減とすることとした。次に貨物受託に付ては左記告示中に記載の通り數項の制限的條件を設けたのであるが、これは震火災の爲震災地各驛の貨物取扱及び保管設備が甚だ不完全なるのみならず一方救恤品その他で貨物の取扱が輻輳してゐる爲止むを得ない。その各項に就ては後記の通である。尙貨切扱に限つて取扱ふこととしたのは設備不完全の爲未だ煩雜な取扱を爲し得ない爲である。

告示第百七十八號

九月二十一日ヨリ當分ノ中左ノ各號ニ依リ震災地行貨物ノ取扱ヲナス

九月二十一日

大臣名

一、品種甲救恤品

乙食糧品(飲料ヲ含ム)飼料、家畜、衣類、寢具及附屬品(タオル、手拭類ヲ含ム)竝ソノ材料、諸建築材料、運搬具、燃料、藥品及衛生材料、小間物、荒物類、紙類、疊、建具及ソノ材料、炊事用具、食器類、諸工具、履物、雨具類、國定教科書及中等教科書

一、運送便ノ種類及扱種別

普通便ニ依ル貸切扱及特殊扱中級外品第三種家畜

一、著驛(略ス)

一、荷送人及荷受人

限定セス但救恤品ハ行政廳又ハ公共團體トス

一、運賃

甲　無賃

乙　普通運賃(最低運賃共)ノ五割減

一、取扱方

(イ)荷受人カ到着ノ日ノ翌日中ニ引渡ニ應セサルトキハ荷送人ノ費用ヲ以テ發驛ニ返還スルコトアルモノトス此場合ニ於テハ往復共前號ヲ適用セス

(ロ)返還以外ノ處分ニ應セス

(ハ)貨物引換證ヲ發行セス

(ニ)代金引換ノ取扱ヲ爲サス

(ホ)取卸及到着通知ハ着驛ニ於テ口頭又ハ掲示ヲ以テコレヲ爲ス

(ヘ)貨車留置料、貨物保管料、貨物留置料ハ普通料金ノ三倍トス

(ト)引渡シタル貨物ノ引取ヲ爲ササルトキハ荷主ノ費用ヲ以テ作業ノ妨トナラサル箇所ニコレヲ移動スルコトアルモノトスコノ場合移動ニ基ク貨物ノ損害ニ付テハ鐵道ソノ責ニ任セス

(チ)貨物ノ引渡ハ行政廳公共團體及從來判取簿ニ依ル引渡ヲ承諾シタル者ニ判取簿ソノ他ニ對シテハ貨物通知書甲片又ハ資力信用充分ナル者ヲ保證人トスル保證狀ニ依ル

(リ)ソノ他ハ一般ノ規定ニ依ル

各條件を設けた理由は次の通である。

(イ)大震火災の爲倉庫上家等は何れも燒失又は破損して全然保管設備を缺くの有様で到着貨物を長く着驛に保管することが出來ないのみならず救恤品等の輸送が輻輳して居るので罹災地の貨物取扱能率を極度に高める必要上この特約を附することとしたのである。

(ロ)貨物に對する運送の中止及び返還その他の處分に應ずることは本來鐵道の義務であるが、線路及び停車場設備が甚だ不完全であつて救恤品等で輸送混亂の折柄であるから複雑な手數を要する處分に應ずることは殆んど不可能に近い。例へそれが出來得るとしても一般業務の進捗を妨ぐること甚だ大であるから斯かる際返還以外の複雑なる處分には應じないこととしたのである。

(ハ)貨物引換證を發行することは前項と同樣運送人たる鐵道の義務であるが、これを發行する爲着驛で引換證の未着紛失等の爲引渡に支障を生ずることが多い。然るに前述の通震災地各驛では特に貨物の引渡を迅速にせねばならぬのに、若し强いて震災地域内各驛着引換證付貨物の取扱を爲すこととすれば左なきだに不充分な鐵道の輸送力が一層低下することになる。故に貨物引換證の發行は鐵道の義務であるとしてもこの危急の場合法規の末節に拘泥して重大なる鐵道の使命を忘るるが如きは國有鐵道の採るべからざる

處である。且又實際上の見地からしても貨物引換證の様な微妙な制度がこの混亂の際果して圓滿に運用され得るやも頗る疑問であつて、徒らに法規に捉はれないで鐵道の全輸送力を罹災地復舊事業の爲に盡すことこそ正に國有鐵道の職責である。これが爲國有鐵道に於てこの非常の際一時的に震災地各驛着貨物に對する引換證の發行を止めたのは寔に至當の處置と云はねばならない。

(ニ)代金引換の如きは前述の貨物引換證の發行より更に一層複雜な取扱を必要とするものであつて當時斯様な煩瑣な取扱を爲し得ないのは明かであり、且代金引換の取扱は鐵道の自由でもあり、又當時の一般貨物取引狀態から見てもこの制度を利用する様な狀態ではないのであるからこれを止めて一般貨物の取扱に全力を注ぐこととしたのである。

(ホ)取卸及び到着通知便法をとつたのは震災地方一帶に交通通信設備が破壞され一般通信が著しく不便且遲延するし居住民は震災後他に轉住し居所も不明な者が多々あつた狀態であつたからこれも亦止むを得ない。

(ヘ)貨車留置料等を增額したのは震火災のため破損燒失した不完全な貨物取扱設備に依つて應急輸送の爲貨車の利用貨物の引取等を充分敏活にしてその效率を極度迄發揮せしめなければならぬ必要上これも亦已むを得ない處置である。

(ト)荷主が引渡を受けた貨物の引取を遲延するときは假令その貨物に對する保管責任が鐵道に無いとしても、尙狹隘且不完全な震災地各驛の構內諸作業を支障すること甚だ大であるから、前述の諸項と共に貨物輸送を迅速にする爲これを設けたのは適當の措置と謂はねばならない。

(チ)平常は貨物引渡の正確を期する爲判取簿に依る引渡の承認を得た者の外は貨物通知書甲片と引換に引渡すのを原則とし例外として

一通知書甲片紛失の場合

二腐敗品等

三運送距離八十哩以內の場合

に限つて保證狀に依る引渡を認めて居るのであるが、交通通信設備不完全な震災地域ではこれを一貫し得ないから臨機の處置として行政廳及公共團體等も判取簿に依ることとし、その他に付ても前陳の如き運送距離貨物の性質等に不拘一般に保證人さへ資力信用充分である以上保證狀に依る貨物の引渡を爲すこととしたのである。

尙取扱品種中「國定教科書及び中等教科書」は十月四日告示第二百九號で追加されたものである。

二震災地著貨物受託停止範圍の縮少

震災直後食糧品及び救恤品の無賃輸送のみに全力を注いでゐたときは、右以外の普通貨物全部の發送を停止してゐたのであるが、前記の如く一部有賃貨物を取扱ふこととなつたので右の發送制限も自然それ以外の貨物のみに止むることとしたのである。

達第六一七號　（九月二十一日）

九月二十一日ヨリ當分ノ中鐵道省告示第百七十八號ノ貨物ヲ取扱フ驛ニ於テハ該告示指定以外ノ貨物ノ到着ヲ停止ス

告示第百七十八號の着驛は取扱設備の復活したものより漸次これを追加したのであるが、それに伴つて右制限も十月二日更に次の如く達せられた。

◎達第六三〇號　（十月二日）

當分ノ內大正十二年九月鐵道省告示第百七十八號左記第三號ノ著驛ニ對シテハ同告示左記第一號所定以外

ノ貨物ノ發送ヲ停止ス但汐留飯田町錦糸町及東横濱各驛ニ對シテハ同第一號所定貨物ノ小口扱ノ發送ヲモ停止ス

大正十二年九月達第六一七號ハコレヲ廢止ス

三、普通貨物取扱開始に伴ふ受託上の注意事項

普通貨物の一部取扱を開始したのは震災地の必需諸物資の充實を計る目的であるから等級表上は右告示列記の品目に該當するものでも贅澤品等急送の必要のないものは受託しない樣次の如き通報を出した。

通報(九月二十一日)

九月二十一日告示第百七十八號ヲ以テ震災地方行貨物ノ取扱範圍ヲ擴張セラレタルカ右ハ成ルヘク震災地方ニ於ケル日常必需品ノ充實ヲ計ル趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ告示ノ品種ニ該當スルモノト雖モ贅澤品不急ノモノノ如キハコノ際發送ヲ見合ハサシムヘシ又救恤品トハ罹災民ニ對シ無料ニテ給與又ハ提供スルル物品ヲ意味シ從テ復舊材料ノ如キハコレニ包含セサルモノナルニ付注意ヲ要ス

四、海港所在驛著木材運賃割引

復舊材料等に對する運賃割引は震災地各驛著に限られて居たのであるが、海運に依る爲發驛より積出港に送るものに對しては行政廳又は公共團體を發著荷主とするものは復舊材料であること、明瞭であり、且木材の如き大量貨物は震災地著貨物輻輳の折柄なるべく海運に依らしめてゐた關係(別電參照)もあるのでこの場合特に震災地各驛著同樣五割引の取扱を爲すこととした。

告示第百八十八號(九月二十六日)

震災地ノ行政廳又ハ公共團體ニ送付スル木材ニシテ積出港所在驛迄鐵道ニ依リ運送スルモノハ當分ノ内行政廳又ハ公共團體ヲ荷送人及荷受人トシ貸切扱ニ依リ託送スル場合ニ限リ普通運賃ノ五割ヲ低減ス

右割引の實施に先だち大量貨物の輸送に關し九月二十日運輸局長は各鐵道局長宛に次の如く電報した。

九月二十一日ヨリ震災地方行貨物ノ種類擴張セラレ商品運送ノ途開カレタガ輸送力不充分ノ爲無制限ニ送リ付ケラレテハ直ニ輸送難ニ陷ルカラ木材等大量ノモノニシテ航路ニ依リ運送ノ途アルモノハ成クヘクコレニ依ラシムル樣關係ノ向ニ懲憑シ輸送ヲ緩和スル樣取計ハレタシ

第四　一般貨物取扱復舊及び運賃減免の繼續

一、一般貨物の取扱の復舊

震災直後に於ては專ら食糧品び救恤品等の無賃輸送に全力を盡す爲震災地著、他の貨物の受託を停止し、その後稍輸送力の回復と共に震災地に於て特に必要な貨物に限つて一般的に取扱を開始したのであるが、その後各不通線路及び罹災地停車場の應急復舊工事も益進捗し略一般貨物の取扱を開始し得ることとなつたので特に破損の程度大なる停車場に於ける一部貨物の取扱制限を設くるの外震災地著一般貨物小口、貸切扱共取扱を開始することとした。而してこれと共に從來取扱つた無賃輸送及び運賃五割減扱も尙當分繼續することとしその品目を前より一層詳細に定めたのである。故に震災地著貨物はくる一定品種の貨物三普通運賃に依るその他の貨物の三種に分たれ漸次常態に復するの過程を辿ることとなつたのである。

右の如く一般貨物の輸送を開始することとしたのであるが震災地各驛及び線路の狀態は應急工事に依つて辛じて取扱範圍に制限を附せないでもよい程度迄になつたとはいへ、尙諸般の設備は不完全であつてこれが完全な復舊には更に相當の日子を要した。故に取扱の範圍は擴張しても尙次の如き幾多の條件を附してこれが受託をしなければならなかつた。

一般貨物取扱開始告示

告示第二百四號(十月二日)

災害地各停車場ニ於テ小荷物及貨物ノ取扱ヲ爲ス場合ニハ左記條件ヲ承諾シタルモノニ限リコレヲ取扱フ

一、區間

東海道線

東京御殿場間及同區間ヨリ分岐スル貨物支線横濱線横須賀線熱海線

中央線

飯田町與瀬間

東北線

秋葉原王子間、山手線、三河島北千住間、隅田川

總武線

兩國橋龜戸間、木更津江見間、久留里線

一、條件

(イ)積卸ノ際ニ於ケル雨濡竝延着ニ基因スル荷物ノ損害ハ荷主ノ負擔トス

(ロ)返還以外ノ處分ノ請求ニ應セス

(ハ)貨物引換證付貨物ノ取扱ヲ爲サス

(ニ)代金引換ノ取扱ヲ爲サス

(ホ)運賃着拂ノ取扱ヲ爲サス

(ヘ)取卸及到着通知ハ着驛ニ於テ口頭又ハ掲示ヲ以テコレヲ爲ス

(ト)貨物保管料貨物留置料貨車留置料ハ國有鐵道貨物運賃及料金規則第二十三條乃至第二十六條ノ料金ノ三倍トス

(チ)引渡シタル貨物ノ取引ヲ爲ササルトキハ貨主ノ費用ヲ以テ作業ノ妨トナラサル箇所ニコレヲ移轉スルコトアルヘシ此場合移轉ニ基ツク貨物ノ損害ニ付テハ鐵道ソノ責ニ任セス

(リ)貨物ノ引渡ハ行政廳公共團體及從來判取簿ニ依ル引渡ヲ承諾シタル者ニ對シテハ判取簿ニ依リソノ他ニ對シテハ貨物通知書甲片又ハ資力信用充分ナル者ヲ保證人トスル保證狀ニ依ル

取扱條件を設けた理由に付ては前に述べたと同一であるから茲には特に異つたもののみに付て一應の理由を述べるに止める。

應急復舊工事に依り取扱貨物の範圍を擴張したが然も尙各震災地驛の諸設備特に保管設備は甚だ不完全であり又一般の輸送狀態も尙輻輳して居るので積卸の際の雨濡又は延着を生ずることあるは免れ難い處であつて鐵道としては最善の注意を拂ふべきは勿論であるがこの際免責特約を附して置くことは自衛上已むを得ないのである有賃小口扱貨物の取扱と共に着拂の問題を生ずるが着拂扱は貨物の引渡を遲延せしむるの虞があるからこの際これが取扱をしないこととしたのである。

二、運賃減免貨物取扱の繼續

震災地方各驛着一般貨物の取扱は只着驛の設備及び輸送輻輳等の關係上從來の取扱條件を持續し且被害の甚だしかつた驛所に付て一部制限を設けては居るが略これを震災前と同樣にしたので震災地方の諸物資は着々充實さるべきは勿論である。然し未だ救恤品の寄贈も相當多く一方震災地の物資の充實を急速にするには尙救恤品以外の貨物に對する從來の運賃割引もこれを繼續する必要があるので一般貨物取扱の復舊と併せて從來の運賃減免の取扱をも十一月末日迄繼續することとし、運賃割引貨物の品目を從來よりも一層精密に規定した。

救恤品無賃輸送竝に貨物運賃割引告示

告示第二百十號（十月四日）

震災地方著貨物ニ對シ左ノ各號ニ依リ運賃ヲ低減ス

大正十二年九月告示第百七十八號ハ本月十日限リコレヲ廢止ス

大臣名

一、品種

甲　寄贈救恤品（官公衙ヲ荷送人及荷受人トスルモノニ限ル）

乙　衣類及附屬品中古着及綿毛製衣類。織物中綿織物及毛織物。海藻類及ソノ製品中若布、荒布、鹿尾菜、搗布、昆布。家具中掃除具、炊事用具、食器。瓦、煉瓦類中瓦。魚介蝦類及ソノ製品中魚類、介蝦類。金屬製品中炊事具、食器、葉鐵、電鍍鈑、線、釘、鎹。穀粉及澱粉類。穀類。砂糖類中砂糖。敷物中莫蓙、疊表、蓆疊。食鹽類。食品類。書籍印刷物記錄類中、國定教科書、中等教科書。飼料。寢具蒲團類、中綿製蒲團。薪炭類。竹及ソノ製品中竹、建具（絹織物、金銀箔鈖ヲ使用シ又ハ繪畫、彫刻ヲ施シタルモノヲ除ク）。卵中鷄卵。綱繩類（藁製ノモノ）。陶器類中炊事具、食器。動物中豚。肉類及ソノ製品中鮮肉、乾肉鹽肉。味噌醬油酢類。木材及木製品中唐木、銘木類以外ノ木材、屋根板、割箸。野菜類。綿類中打綿。藁類及ソノ製品中菰、莚、寸莎。級外品第三種家畜中牛豚

一、着驛

汐留御殿場間及ソノ支線各驛

秋葉原、田端、王子、三河島、隅田川、北千住及山手線各驛、飯田町與瀨間各驛

兩國橋、錦糸町、龜戸及木更津江見間竝久留里線各驛

一、運賃

甲、寄贈救恤品　無賃

乙、ソノ他　貸切扱及級外品第三種ニ限リ普通運賃（最底賃共）ノ五割減

一、期間　十月十一日ヨリ十一月末日迄

一、條件

（イ）荷受人カ到着ノ日ノ翌日中ニ引渡ノ請求ニ應セサルトキハ荷送人ノ費用ヲ以テコレヲ發驛ニ返還スルコトアルモノトスコノ場合運賃ハ往復共前號ヲ適用セス

（ロ）ソノ他ハ一般ノ規定ニ依ル（一般規定テアル處ノ前記告示二百四號ニ於テ略從來ト同樣ノ取扱條件ヲ設ケラレテ居ル）

而してこれと共に貨物の一般的發送制限は廢止され唯特別の驛に付て制限があるに過ぎないこととなつた。

達第六四〇號（十月十日）

大正十二年十月達第六三〇號震災地行貨物發送停止ノ件ハ大正十二年十月十日限リコレヲ廢止ス

尙救恤品の範圍等に付ては曩に通報で注意事項を示したのであるが、種々取扱を異にする向があるので誤解なき樣更に公報通報の手續をなした。

震災地行貨物ノ取扱ニ付テ（十月十一日通報）

一、（省略）

一、十月四日告示第二百十號震災地方行貨物運賃低減ニ關スル件中寄贈救恤品トハ罹災民ニ寄贈スル目的ヲ以テ無賃ニテ官公衙ニ提供シタルモノヲ指シ罹災民ニ給與ノ爲官公衙ニ於テ購入シタル物品ハコレニ包含セサルモノトス尙救恤品ハ從來貸切扱ニ非サレハ無賃ノ取扱ヲナササリシモ前記告示ニ依リ小口扱ニ

對シテモ無賃ノ取扱ヲ爲スコトトナレリ

一、前號ノ告示中著驛名ハ從來ノ告示第百七十八號ノ著驛トソノ範圍ヲ異ニスルモ第二百十號ノ著驛ハ不通區間開通ノ都度著驛追加ヲ爲ス煩ヲ避クル爲線路開通前ナルト否トヲ不問割引貨物ノ取扱ヲ爲ス範圍ノ停車場全部ヲ掲記シ運輸營業ノ取扱範圍及驛名ニ付テハ別ニ十月四日告示第二百七號ニテ告示セラレタルヲ以テ該告示ヲ參照シ(時々一部改正アリ)。取扱開始前ノ驛ニ宛テ貨物ノ發送ヲ爲サヽル樣注意ヲ要ス。

寄贈救恤品ノ範圍ニ關スル件　(十月三十日通報)

十月告示第二百十號ニテ寄贈救恤品ヲ無賃扱トセルハ物品ニテ寄贈セルモノハ取扱官公衙ニ於テ運賃負擔ニ關シ困難ナル事情アルヘキニ因ルモノナルカ故ニ官公衙カ義捐金ヲ以テ物品ヲ購入シコレヲ託送スル場合ノ如ク運賃支出ノ途アルモノハコレヲ包含セシメサル趣旨ニ付誤扱ナキ樣注意ヲ要ス

三、海港所在驛著救恤品その他貨物運賃割引

曩に海運に依り震災地方へ送付する目的で海港所在驛迄輸送する木材に對しては運賃五割減の取扱を爲すこととしたが、救恤品その他に關する運賃減免の繼續と共に右告示第二百十號所定の救恤品及びその他の運賃減免貨物を海運に依るため海港所在驛迄鐵道に依る場合も木材同樣運賃減免を爲すこととし、只救恤品以外の運賃割引貨物に付ては取締の必要上震災地行であることの官公衙の證明を必要とすることとしたのである。

鐵道省告示第二百二十三號　(十月八日)

震災地方ニ送付スル救恤品其他ヲ航路ニ依リ運送スル目的ヲ以テ發驛積出港所在驛間鐵道ニ依リ運送スル場合ハ左ノ各號ニ依リ運賃ヲ低減シ十月十一日ヨリコレヲ施行ス

大正十二年九月告示第百八十八號及十月告示第二百十二號ハコレヲ廢止ス

一、品種、運賃及期間　大正十二年十月告示第二百十號ニ依ル

二、ソノ他ノ取扱條件　寄贈救恤品以外ノモノハ官公衙ノ證明アルモノニ限ルソノ他ハ一般ノ規定ニ依ル

第五　一般貨物取扱條件の變更と運賃減免の廢止

一、一般貨物取扱條件の變更

十月二日以來一般貨物の取扱を復舊したが尙驛設備の不完全輸送貨物の輻輳その他の理由で前記の通り諸種の制限條件を繼續して來た。然しその後驛設備の應急工事は漸次進捗し震災地著貨物輻輳も稍緩和され通信設備も亦略震災前に復舊し右告示第二百四號に定めた各種取扱條件中一部は撤廢し得ることとなつたので次の四條件を廢止した。

(イ)積卸ノ際ニ於ケル雨濡竝ニ延着ニ基因スル荷物ノ損害ハ荷主ノ負擔トス

(ロ)返還以外ノ處分ノ請求ニ應セス

(ハ)取卸及到著通知ハ着驛ニ於テ口頭又ハ掲示ヲ以テコレヲ爲ス

(ト)貨物保管料貨物留置料貨車留置料ハ國有鐵道貨物運賃及料金規則第二十二條及第二十六條ノ料金ノ三倍トス

告示第二百六十二號　(十一月十五日)

震災地各停車場ニ向ケ發送スヘキ小荷物及貨物ハ左ノ條件ヲ承諾シタルモノニ限リコレヲ取扱フ

大正十二年十日告示第二百四號及第二百四十六號　(旅客關係)ハコレヲ廢止ス

一、震災地域各停車場ノ範圍(省略)

一、取扱條件

イ貨物引換證發行ヲ爲サス

ロ、代金引換ノ取扱ヲ爲サス

ハ、運賃着拂ノ取扱ヲ爲サス

ニ、貸切扱貨物ニ對シテハ眞ノ荷受人ノ住所氏名、運送取扱人ノ貨物引換證發行ノ有無竝運送取扱人ノ收受スヘキ運賃及手數料支拂方法ヲ記載セル書類ヲ運送狀ニ添付ヲ要ス

ホ、(貨物無關係ニ付省略)

ヘ、引渡シタル貨物ノ引取ヲ爲ササルトキハ貨主ノ費用ヲ以テ作業ノ妨トナラサル箇所ニコレヲ移轉スルコトアルヘシコノ場合移轉ニ基ツク貨物ノ損害ニ付テハ鐵道ソノ責ニ任セス

ト、貨物ノ引渡ハ行政廳、公共團體及從來判取簿ニ依ル引渡ヲ承認シタルモノニ對シテハ判取簿、ソノ他ニ對シテハ貨物通知書甲片又ハ資力信用充分ナルモノヲ保證人トスル保證狀ニ依ルチ、(貨物無關係省略)

二、運賃減免貨物取扱廢止

震災地域內各驛著貨物の取扱に關しては既述の如く先づ震災直後に於ては食糧品及び救恤品等の輸送に全力を注ぐ爲震災地著他の貨物の受託を全然停止し、その後輸送力及び取扱設備の漸次復舊するに從ひ一部普通貨物の取扱を開始し逐次その範圍を擴張して來たのである。然し震災後既に二箇月餘を經過し震災地方の秩序恢復と共に救恤品復舊材料等特種貨物の輸送も略一段落を告げ一方鐵道自身の輸送力も亦大體平常に復したので玆に鐵道省がこの大震火災に當り臨機應變の處置として行つた無賃輸送及び運賃割引等の施設もそれぞれ所期の目的を達し豫定の通十一月末日限りこれを廢止し諸般の取扱を平常に復するに至つた。而して救恤品及運賃割引貨物の發送噸數竝に運賃減收額は左表の通である。

救恤品發送數量及び運賃減收額

	數量(噸)	運賃(圓)
東京	七八、八六二	一一五、〇三五
名古屋	二七、八〇七	九六、二一七
神戸	一六、二三五	九三、一五五
門司	六、五四一	九四、〇九二
仙臺	二八、二二九	一六四、四六三
札幌	一二、三一九	八八、五六九
計	一六九、九九三	六二一、五三一

應急必需品發送數量及び運賃割引額

	數量(噸)	割引額(圓)
東京	二六一、九二六	二七二、七九一
名古屋	一〇九、六四九	二一〇、一五五
神戸	三九、五九四	一六八、〇〇九
門司	一七、五五九	一一四、五五六
仙臺	一七〇、〇八五	六六七、三二一
札幌	一六、七八〇	七五、〇四〇
計	六一五、五九三	一、五〇七、八七一

第六　生絲輸送

一、清水港着生絲の輸送

我國第一の生絲輸出港たる横濱が大震火災のため殆んど全滅に近くその港灣設備にも大損害を蒙つたのであるが、時恰かも輸出生絲の出廻期に當り對外商機を逸する處があるので同市内に於ける當業者は大に憂慮し、當時横濱着貨物の取扱は救恤品に限られて居たので東北信越及び中央線方面發生絲を清水港迄鐵道に依り輸送し清水港横濱港間を日本郵船會社の博愛丸で輸送する計劃を樹てた。依て鐵道に於てもこの際特に右清水港宛の生絲輸送に對しては一般輸送輻輳の折柄貨車の配給輸送及び連絡等に關し充分便宜の取計をすることとし、九月十八日その旨を關係鐵道局長に通達した。

二、東横濱着生絲の輸送

然るに同月二十日に至り、前記各線發生絲の一部は山手線經由東横濱着としての運送を引受け得ることとなつたので、特にこれを便利とする東北、奥羽總武線發のもののみは次の條件を附して山手線經由でその運送を引受くることとなつた。その各條件を設けた理由は一般貨物の場合と同様であるからこれを省略する。

一、運送便の種類及び扱種別　　普通便貨切扱

一、取扱方

イ、貨物ノ保管及損害ニ付テハ鐵道ソノ責ニ任セス

ロ、ソノ他ハ十八日大臣電達左記第五號(前記告示第百七十八號左記第六號)ニ依リ

前項以外ノ驛發生絲ハ清水港着トシ一般規定ニ依リ取扱差支ナシ

三、清水港横濱港間航路運送

前記清水港横濱港間の社船連絡は運賃その他の關係上到底圓滑な輸送が出來ないので、當業者は困惑し本省に種種交渉があつたから、同區間に臨時就航すべき省有關釜連絡船景福丸、高麗丸で右兩港間生絲の航路運送を引受くることとし、一方これを達示すると共に他方清水港に於ける艀舟船内荷役、貨車卸等の作業に付て靜岡運輸事務所長と請負人との間に契約を結ばしめ萬端の手配をなしたのである。而して右連絡船は清水港品川間運航の處九月二十七日清水港出帆の高麗丸より清水港横濱港間運航のことに變更し同時に本貨物の航路運送を開始した。尚清水港横濱港間船賃拾貳圓拾錢は陸路哩程に對する一噸貨切扱運賃と中繼費六圓貳拾錢(一個宛當三拾壹錢)とを加算したのである。

達第六二五號

當分ノ内横濱着生絲ハ左ノ各號ヲ承諾シタルモノニ限リソノ運送ヲ取扱フヘシ

大正十二年九月二十一日

一、發着驛　甲、中央線奥瀬驛以東東北線奥羽線磐越線陸羽線總武線各線發東横濱驛又は横濱港着

乙、前記以外ノ各驛發横濱港着清水港横濱港間省臨時航路經由)

一、運送便ノ種類及扱種別　普通便貨切扱

一、運賃　第一號甲ノ區間ニ發着スルモノ　所定

第一號乙ノ區間ニ發着スルモノ　發驛清水港間

運賃ニ清水港横濱港間運賃(清水港ニ於ケル中繼費ヲ含ム)一噸ニ付拾貳圓拾錢ヲ加フ

一、引渡方法　清水港横濱港間臨時航路ニ依ルモノハ汽船舷門ニ於テ引渡ヲ爲ス

一、ソノ他ノ取扱條件

イ、貨物ノ保管及損害ニ付テハ鐵道ソノ責ニ任セス、發驛ニ於テハソノ旨ノ免責特約ヲ爲スヘシ

ロ、本達ニ規定セサル事項ハ九月二十一日告示第百七十八號左記第六號ニ依ル

右達示中十月二十日達第六四七號を以て次の諸點が改正された

大正十二年九月達第六二五號中左ノ通改正ス

第二號ヲ削ル

第五號中「貨物ノ保管及損害」ヲ「貸切扱・・・・」ニ「九月二十一日告示第一七八號左記第六號」ヲ「十月四日告示第二百十號左記第五號」ニ改ム

清水港に於ける荷扱その他請負契約書は次の如くである。この契約は九月二日名古屋鐵道局に於て臨時海陸連絡計畫當時のものであつて生絲取扱料金はその後の締約に係るものである。

清水港ニ於ケル荷扱ソノ他請負契約書

清水港發着ノ船舶乘降客積卸荷物ノ艀舟・艀舟積込・船內荷役竝貨車積卸作業ニ付名古屋鐵道局靜岡運輸事務所長三輪清一郎(甲)ト鈴木與四郎(乙)ト左記條項ニ基キ契約ヲ締結ス

第一條　清水港ニ於ケル發着船舶ノ乘降客積荷ノ艀舟作業船內荷役竝貨車積卸作業ハ甲ノ指圖ニ依リ乙ハ何時ニテモ即時コレニ應スルモノトス

第二條　乙ハ艀舟乘務員又ハ荷役人夫若ハ乙ノ使用人ノ過失懈怠ニ依リ荷物ノ滅失毀損ヲ爲シタルトキハ乙ハソノ損害ニ對シ賠償ノ責ニ任スヘキモノトス

第三條　艀舟料ソノ他ノ料金ハ別表ノ通トシ乙ハ作業濟ノモノニ對シテハ何時ニテモ料金ノ請求ヲ爲シ得ルモノトス

第四條　本契約ハ大正十二年九月二日ヨリ連絡船運航ノ廢止スル日迄トス

右契約ノ證トシテ本書二通ヲ作成シ各自記名調印ノ上各一通ヲ所持スルノモトス

大正十二年九月二日

名古屋鐵道局靜岡運輸事務所長

三輪清一郎

別表生絲取扱料金

一貨車取卸料	生絲一箇ニ付	四錢
一艀舟積込料	同	五錢
一艀料	同	十錢
一船內人夫賃	同	十二錢
計	同	三十一錢

尙清水港にて一時倉庫に收容する場合の料金は一箇一日五錢を要するのであるが、授受その他の取扱に困難の事情があるため驛構內に接近した倉庫二百坪のものを一箇月五百圓で借入れ必要に應じて使用することとした。この費用は鐵道の收受する運賃中には計上されてゐないので別途橫濱生絲業者より直接所有者に支拂はせる樣に手配をした。尙各船の積込能力は左の通である。

景福丸	二五〇〇箇
高麗丸	二〇〇〇箇

而してこの條件に依り輸送された數量は左表の通りである。何分高價な貨物であつて取扱上周到な注意を要するから本省貨物課からも特に清水港に係員を派し同港連絡作業請負者と協力し萬遺憾なきを期したが天候不良その他作業上の困難が多かつたに拘らず幸に些の濡損等の損害もなく圓滿に輸送を完了し得たことは一面に於て請負者の努力に負ふ所尠くないのである。

清水港橫濱間生絲輸送數量(發驛別)

鈴木與四郎

發驛名	個數
島田	一六〇
豐橋	三六三
岡崎	五〇二
安城	七〇
名古屋	一五三一
彥根	一七
甲府	一九九二
茅野	一四〇
岡谷	一一二二四
松本	一三〇六

清水港横濱間生絲輸送數量日別船名別)

月日	船名	個數
九二七	高麗丸	九八九
二八	景福丸	四八五
二九	高麗丸	一三三
三〇	景福丸	五一四
一〇、一	高麗丸	九九九
二	景福丸	四六四

發驛名	個數
吉田	三四〇
小諸	五二三
上田	九〇
和田山	一〇七
鳥取	六四
中込	二八八
清水港	一四〇〇三
合計	三二七二〇
換算噸數	一六三六

一〇、三	高麗丸	一一六七	
四	景福丸	一〇二二	
五	高麗丸	九〇五	
六	景福丸	八〇二	
七	高麗丸	八五一	
八	景福丸	一一九二	
九	高麗丸	一二四六	
一〇	(休)	—	
一一	景福丸	五三四	
一二	高麗丸	一六五三	
一三	景福丸	一〇八三	
一四	高麗丸	一〇六三	
一五	景福丸	八九三	
一六	高麗丸	一四九八	
一七	景福丸	一九九七	
一八	高麗丸	一八八四	
一九	景福丸	二〇〇〇	
二〇	高麗丸	一九五四	
二一	景福丸	一六〇六	

一〇、二二	高麗丸	五二九	
二三	景福丸	一三一三	
二四	高麗丸	五二四	
二五	景福丸	一五四〇	
二六	高麗丸	九三八	
二七	景福丸	—	
二八	高麗丸	九三四	
合計		三二七二〇	
換噸		一六三六噸	

社船生絲輸送數量

月日	船名	箇數
九、二三	弘濟丸	一二六
二五	博愛丸	七〇
二七	弘濟丸	一九〇
一〇、二	竹島丸	一八
合計		四〇四

第七　震災地着貨物の引渡及び配給

大震火災の爲多數の家屋は倒壞又は燒失し、糧食の缺乏甚しく特に慘害の甚しかつた東京橫濱兩市及びその近郊では住むに家なく食ふに糧なき罹災者が多數を占め人心惘々として不安の狀態にあつたから、先づ震災地の

糧食その他物資の充實を計る爲その無賃輸送に全力を盡したのであるが、震災地域ではその住民の大部分が罹災者であり、旁々交通通信及び一般取引等は殆ど中止の狀態にあるので救恤品の引渡及び配給等に關しては臨時震災救護事務局で種々打合の結果これ等貨物の內海路に依る貨物の積卸は海軍がこれを行ひ陸路貨物の集積及び一般物資の配給は陸軍がこれを行ふこととなつたのである。故に鐵道省は陸海軍當局と連絡をとつて輸送及び引渡配給關係を圓滑にする爲臨時震災救護事務局に於て陸海軍當局と左の要項を打合せたのである。

第一回打合事項（九月五日於臨時震災救護事務局）

一、食糧その他救護材料ノ集積ハ陸軍ノ主管トス

二、受領方法

(イ)受領方ハ參謀本部戒嚴司令部ノ主管事項ニシテ芝浦ニ配給司令部ヲ置キ木原陸軍少將ヲ司令官トス

(ロ)別ニ芝浦、田端、龜戸、新宿ニ配給司令部ヲ置キ陸軍自ラコレヲ擔任ス

(ハ)山手沿線ソノ他ニ支部ヲ置キ、府市吏員ソノ職ニ當ル

(ニ)鐵道ニ於テハ當該陸軍官憲支部所在地ニ於テハ府市代表者トノ間ニ於テコレヲ行フ

(ホ)貨車ノ取卸ハ陸軍又ハ府市吏員監督ノ下ニ地方青年團コレニ當リソノ從事員ニ對シテハ一見ソノ職務ヲ行フ者ナルコトヲ明ナラシムル爲一定ノ表示ヲ附スルコト

(ヘ)配給司令部及ビ支部ノ職務ヲ行フ爲本日中ニ職員ノ配置ヲ爲ス筈

(ト)田端又ハ隅田川ヨリ山手沿線等ニ貨車ヲ廻送スル場合ハ陸軍ニ於テ着驛取卸ノ準備ヲ爲シタル上鐵道ニ請求スルモノトス

(チ)鐵道ノ要求ニ依リ陸軍ハ隅田川ニ配給司令部ヲ設備スルコト

三、水路關係

(イ)本船トノ積卸ハ海軍官憲自ラコレヲ行ヒ又ハソノ監督ノ下ニ船舶業者コレヲ行フ
(ロ)鐵道旅客ノ手荷物及ビ鐵道自身ノ荷物ハ鐵道省自ラソノ積卸ヲ行フ尤モ海軍ノ援助ヲ要スルトキハ豫メ芝浦海軍司令部ト打合スコト
(ハ)東京灣ニ於ケル港務事務ハ海軍コレヲ行ヒソノ司令部ヲ軍艦富士ニ置ク尚芝浦海軍棧橋ニ棧橋指揮官山下中佐駐在ノ筈ニ付關係事項ハ同官ト打合スコト
(ニ)鐵道關係船舶ニ外部關係ノ食糧品等ヲ搭載シタルトキハ參謀本部戒嚴司令部補給部ニ豫メソノ數量種類、船舶名、入港月日時等ヲ屆出ツルコト
第二回打合事項(九月六日於臨時震災救護事務局)
一、配給司令部ノ配給管區別表ノ通
二、官公署以外ノ會社團體ニ於テ自己關係罹災者救護ノ爲食糧救護品ヲ託送セントスルトキハ臨時震災救護事務局運輸交通部發行ノ輸送承認書ヲ添ヘ發驛ニ申出シメ一般救恤品ト等シク無賃扱トシ荷送人ヲ會社又ハ團體トシ荷受人ヲ(車票面)運輸交通部トシ發送スルコト
着驛ニ於テ前項ニ該當スル貨車到着シタルトキハ他ノ一般救護品同樣最寄配給司令部ニ引渡スコト
三、田端又ハ隅田川着一般救恤品積貨車ハ當該驛構內ノ狀況ニ依リ鐵道ニ於テ必要ニ應シ田端ヲ隅田川ニ着驛ヲ變更スルコトヲ得コノ場合ハ貨車番號、發着驛名、品名及着驛變更ノ旨ヲ直ニ新舊着驛所管配給司令部ニ通告スルコト
四、品川ヨリ山手方面ニ新宿ヨリ飯田町方面ニ配給スル物品ノ鐵道輸送方申出タルトキハソノ取計ヲ爲スコト
前項ノ申込ハナルヘク配給司令部ヨリ前以テ輸送日時、品目、數量ヲ在品川、新橋運輸事務所ニ申出ツル筈
五、隅田川配給司令部ヲ設置セラレタシ

以上の如く震災直後には救恤物資の積集及び配給は主として陸海軍がこれを行つたのであるが、その後漸次一般の秩序も恢復したのでこれ等救恤物資の集積配給の軍衙に於ける取扱を止め陸海軍は專ら警備の任に當りこれ等の諸作業は、曩に經濟界の有志數十名にて組織し、而して臨時震災救護事務局の囑託となれる臨時震災救護會に依囑されたのである。その結果從來海軍で行つた船積貨物の積卸諸作業は日本郵船株式會社に於て、又その陸上小運送は內國通運株式會社に於て請負ひ、陸路鐵道に依り市內及び山手線各驛に到着する救恤品の貨車卸及び指定の府市配給所迄の小運送は鐵道公認運送取扱人組合に於てこれを請負ふこととなつたのである。これと同時に從來專ら臨時震災救護事務局で管理した救恤諸物資中米のみは別に農商務省食糧局でこれを管理することとなつたので、その引渡等に付協議の結果左の要項を關係箇所に通知した。尚右鐵道公認運送取扱人組合で請負を爲し取扱つた救恤物資の數量は貨車卸二萬八千百九十三噸、倉入四千九百四十八噸、配達三萬三千二百二十六噸、合計六萬六千三百六十七噸である。

十月三日

東京鐵道局長及
橫濱駐在鐵道書記官　宛

運輸局長

從來臨時震災救護事務局取扱ニ係ル救恤米及ビ食糧局販賣米ハ今後一切食糧局ニ於テ取扱フコトト相成候ニ付テハコレ等貨物ノ託送及引渡ハ自今左記ニ依リ取扱フ儀ト承知相成度
追而米以外ノ食糧品竝ニ材料品等付テハ從來ノ通
一、貨物ノ引渡ニ關スル手續ハ從來救護事務局ニ對スルト同樣ニ爲スコト
イ、救護事務局及ビ食糧局ノ兩集積所アリタル驛ニ於テハ協議會囑託團ヲ兩者ノ代表者トシテコレニ引

渡ヲ爲スコト

ロ、食糧局ノ配給所ノミアル驛ニ於テハ從來通コレニ引渡ヲ爲スコト

一、運賃ハ救恤米ト否トノ區別困難ニ付十月十日迄無賃トスルコト

第八　公認運送取扱人組合の協力

一、救恤品の無手數料取扱

鐵道省は糧食を初めとし震災地の諸物資充實に全力を注いだことは前各項に述べた通であるが、一方鐵道と眞荷主との間に立ち小運送その他を掌るべき運送取扱人が鐵道と呼應してこれに當らなければ充分にその效果を擧げ得ないことはここにいふまでもないことである。幸にも運送取扱人公認制度に基き全國運送取扱人の統一的組合が出來て居るので、これ等公認運送取扱人は全部當局の應急無賃輸送の趣旨を贊し震災地着食糧品救恤品等無賃運送貨物の無手數料實費取扱を實行することとなり無賃輸送の趣旨を徹底し得たのである。

通報(九月二十一日)

震災地行救恤品等鐵道ニ於テ無賃ノ取扱ヲ爲スモノニ對シテハ實費(取扱手數料ハ無料)ヲ以テ取扱フ旨九月十一日附公認運送組合中央會ヨリ申出アリタリ

二運送業者に對する鐵道用地の貸下

鐵道と共力して物資の輸送配給の任に當るべき運送業者にして震災地域内に在るものの多くはその店舖倉庫等を燒失して居るので鐵道省では運送業者が自身の貨物取扱設備を設けんとする場合に停車場構内地積その他を差支なき限り貸下げることとし左の通東京鐵道局長に通達した。

大正十二年九月十九日

運輸局長

東京鐵道局長宛

震災地域内各驛ニ於ケル公認運送取扱業者ヨリ貨物取扱驛構内ニ一時的荷扱所、假廠舍、馬丁宿舍等設置出願候ハハコノ際差支ナキ範圍ニ於テ特ニ承認相成樣致度

三運搬具の充實

震災地の小運送用諸運搬具は大部分燒失のため小運送能力著く低下しこれを補充することは最も急務である處から公認運送取扱人組合中央會では早速これが補充を企てた。依つて鐵道省でも當時救恤品以外は受託停止中であつたが、特に運送店用小運送具の優先輸送を承認すると共にその運賃を半減したのである。

四、小運送能力調査

震災地殊に東京橫濱兩市及びその近郊に發着する貨物は甚しく輻輳して居るが、鐵道輸送力と着地小運送能力とは相互依存の關係に立ち若し小運送能力が不充分のときは鐵道輸送力はこれが爲に制限せられざるを得ない。從て鐵道の輸送計畫に當つては先着地の小運送能力を知らねばならぬので中央會にこれが取調を依囑した。同會に於て調査の結果は次の通りであつた。

第一回調査報告(九月十日現在)

震災直後東京市内公認運送業者所有小運送機具

自動車	六三輛
荷馬車	一二七九輛
荷車	一〇六二輛
艀	五五八隻

以上は單に東京市内小運送機具の數のみであるが、これを以て大體の能力を知り得ると共にその甚だ不足せる

ことを窺ひ得るのである。故に前述の小運送用運搬具の充實を計ると共に特に運賃半減優先輸送の取扱を爲すこととしたのである。

第二回調査報告(十月下旬現在)

その後運搬具は略充實され十月下旬東京市内一日荷役能力は次の如きものとなつた。

イ、荷卸能力　一七、七六〇噸

ロ、陸揚能力　一三、七〇〇噸

ハ、水取能力　五、九〇〇噸

卽ち當時の鐵道に於ける荷捌能力に對して不足なき程度に達し寧ろ滯貨の原因は道路橋梁の破壞不通その他の原因に依るものと認め得るのである。

五、滯貨一掃協議會

震火災の結果に依る線路不通停車場設備の不完全、救恤品輸送の爲にする一般貨物發送停止等に因り全線に亘り滯貨特に震災地着滯貨を生じその高百二十萬噸にも上つたので、これが一掃を爲すべく關係鐵道當事者と諮り關係者の協議會を開き諸種の打合を爲し滯貨一掃に努め漸次その目的を達した。尙これと共に東京市内の狀況を全國運送業者に周知せしめて輸送上無用の混亂を未然に防止することとしたのである。

一、協議會出席者

東京鐵道局長

東京鐵道局運輸課長

東京鐵道局運輸課貨物掛長

東京府內務產業兩部長

東京商業會議所會頭及書記長

東京實業組合聯合會幹事

鐵道公認運送取扱人組合中央會正副會長及主事

一、周知事項

(イ)東京行貨物は特にその到達箇所の地理を取調べ適當の驛所に仕向くべきこと

(ロ)下町方面は殆んど全滅となるも山手方面は被害少なきに付貨物はなるべく同方面に仕向け緩和を計ること

と

(ハ)罹災各驛に對しては引換證付及び留置貨物を絕對に仕向けざること

第九　各鐵道局施設概要

前述の通りこの大震火災後の應急輸送のためには全國有鐵道を擧げてこれに當り而してこれ等の施設命令は主として本省がこれを爲したのである。然し震災後に於ては東京市內の混亂鐵道線路及び通信の杜絕等に依り本省より指揮を爲すの途なく專ら各鐵道局に於て機宜の處置を採る外なかつた。その間各鐵道局は良く一致協力して事に當つたので前述の如く國有鐵道の使命を充分に果し得たのである。鐵道局の中でも地理的その他の關係上その應急施設事項に繁疎があるのは已むを得ないが、その概要は次の通りである。

一、東京鐵道局施設

(イ)國府津沼津間罹災貨物列車の狀況及び處置

この地方は震源地に最も近く震動も特に激烈であつたので列車の脫線顚覆したるもの多く爲に被つた貨物の損害も甚だ大なるものがあつた。而も一部貨物はこの混亂中に掠奪せられたのであるが當該列車乘務員及び關係驛々員の努力に依り貨物の過半は無事なることを得たのである。今各列車毎にその概要を

逃ぶれば

(甲)六〇三列車

下曾我國府津間に於て地震に遭ひ機關車及び貨車二十輛破損若くは脫線した。乘組車掌は直ちに施封してこれを國府津驛長に引繼ぎ同驛長は人を派してこれが監視に就かせたが二日に至り群衆のため貨物殆ど全部掠奪せられて了つた。

(乙)六〇二列車

松田下曾我間に於て遭難、車掌は施封の上松田驛長に引繼いたが監視者の際に乘じ小口扱の大部及び貸切扱の一部を掠奪された。驛長は直ちに殘留貨物を換價處分に附し若くは寄託した。

(丙)四二三列車

駿河山北間で貨車十七輛脫線又は顚覆し貨物は一部毀損した。車掌に於てこれが監視に當つたが充分な處置を取り得なかつた。その後檢車手が貨車取片付の必要上貨物を處置したが貨物は大部分無事なるを得た。

(丁)四〇九列車

裾野御殿場間で盈車八輛顚覆、一輛脫線し一部貨物の損傷を生じた。御殿場驛長はこれを新橋運輸事務所に報告すべく二回に渉つて使者を出したが目的を達し得なかつたので後沼津驛貨物掛主任の率ゐる驛員に於てこれが處置及び監視に當り貨物は無事であつた。

(戊)九〇二列車

御殿場驛構内で盈車八輛顚覆し一部貨物は毀損した。驛長は前記四〇九列車と同樣の處置を取り後沼津檢車所及び機關庫から人を出して復舊作業に從事し貨物は大部分無事であつた。

(己)臨時貨物列車ロ號列車

裾野驛構内運轉中機關車は脫線し貨車十一輛粉碎、十二輛破損、六輛脫線した。

七日から沼津驛貨物掛主任は驛員その他の一隊を率ひて貨物の積換整理及び監視に從事し沼津檢車所機關庫から檢車手その他を派し車輛の整理取片付に當つた。積載貨物は多少の破損は免れなかつたが概して被害僅少であつた。

(ロ)損敗の虞ある貨物の便宜處分　(九月三日)

震災地域所在車積貨物で腐敗又は變質の虞ある貨物をその儘放置するときは徒らにその貨物を無用にすることとなるから、この際公益的見地から緊急處分するを適當と認め新橋、上野兩國各運輸事務所長に對し鮮魚その他損敗の惧ある貨物は競賣に付し又は罹災民に分與する樣通達した。

(ハ)災害荷物取扱方

震災に因る混亂の爲各種作業困難甚しく到底平常の樣に正規の手續を以て災害荷物を取扱ふことが不可能であるから應急の處置として便宜の取扱方を各運輸事務所長に命令した。

東運亥第一〇四五號

九月十三日

運輸事務所長

災害ニ遭遇シタル荷物ニシテ作業困難ノ爲正規ノ手續ニ依リ難キモノハ當分ノ中左記ニ依リ便宜處理スルコトヲ得本手續ニ依リタルモノハ各別ニ要領ヲ記錄シ置クヘシ

一、手小荷物

運輸課長

イ、罹災驛着ノモノニシテ引渡ノ見込ナキモノハ發驛ニ返還ズルコト
ロ、途中驛滯留ノ儘輸送不能ノモノハ開通ヲ待ツコト

一、小口扱貨物

イ、罹災驛着ノモノニシテ引渡ノ見込ナキモノハ手小荷物同樣
ロ、罹災驛着積合ハ仕立驛ニ取卸後ノモノハ發驛ニ返送スルコト
ハ、締切緩急車又ハ代用車ハ積込區間ヲ取卸區間トシテ逆送スルコト
ニ、不通區間相互間發着ノモノハ現狀ノ儘開通ヲ待ツコト

一、貸　切　扱

現車所在驛所管事務所ヨリ發驛所管運輸事務所ニ交涉スルコト

一、返還ノ手續　便宜方法ニ依ルコト

一、損敗ノ處アルモノ

所管運輸事務所ニ於テ便宜處理スルコト

(ニ)震災地到着貨物荷役作業の督勵

震火災の爲東京及び横濱附近各驛の荷役能力は半減され而も救恤品その他の貨物は日日殺到するので、これ等各驛の荷役能力を高むる爲係員を各驛に派遣してその作業の監視及び督勵に當らしめ、一方仙臺鐵道局に貨物驛手の來援を依頼し、同鐵道局より派遣された貨物驛手二十五人を山手方面各驛に配置し九月二十二日迄滯在せしめた。

(ホ)東京市内小運送能率增進協議會開催

震災地の驛設備及び小運送諸設備不完全の爲全國より殺到する貨物が漸次停滯しこれを一掃する必要あつたので東京鐵道局が主催者となつて關係者を委員として協議會を組織し數回に亘り種々打合をなし努力した結果約一箇月で滯貨を一掃することが出來た。(本節第八項(成)參照)

二、名古屋鐵道局

名古屋鐵道局は震災地に隣接し且震災地との關係最も密接な關西地方を控へて居るので自然大震災應急輸送の中心となつたのである。

同局に於ては早くもこの點を考へ、先づ震災地方の情報を得ることに努むると共に鐵道は各線共殆んど不通であるから主として海運に依るの方針を樹て救恤品の應急輸送に全力を盡すこととしたのであるが震災地の事情の變化等の爲本省よりの命令も時々變更の已むなき場合があつたけれどこの間に處して同局各職員の不眠不休の努力に依り良く機宜の處置に出て應急輸送の效果を充分に擧げることが出來た。その貨物關係施設中重要なるものを擧げれば左の如くである。

(イ)震災地方行貨物の受託停止(九月一日)

震災地方との通信杜絶しその狀況詳でないが東海道線、中央線等震災地方に至る各線が不通となつたので、不取敢局限り左記區間着及び通過貨物の受託を停止することとした。

イ、東海道線　三島驛以東着竝ニ經由
ロ、中央線　淺川鹽山間着竝ニ經由
ハ、信越線　熊谷驛以南着竝ニ經由

(ロ)應急輸送方針の決定及びその通知(九月二日)

九月二日は日曜であつたが正午緊急會議を開き震災應急輸送の大體方針を左の通決定した。

イ、食糧品の缺乏甚だしきに付これが急送の手配を爲すこと、

ロ、信越線は上京者等の爲輸送輻輳せるを以て海運に依ること。

ハ、門司鐵道局より廻送さるべき關釜連絡船を利用して清水港東京間の輸送を爲すこと。

ニ、私有船舶の傭船を爲すこと。

然るに九月三日東京との電話線一線開通し、本省より震災地方の食糧品の缺乏甚だしきため專らこれが急送を爲すべき旨の命令があつたので、不取敢その輸送手配を爲すと共に左記の通食糧品救護品等の出貨を各縣知事に依頼する電報を發信した。

九月三日(至急官報)　名古屋鐵道局長

靜岡、愛知、岐阜、三重
滋賀、福井、石川、富山　各知事宛
新潟、長野、山梨

罹災民救恤品五日名古屋港出帆汽船ニテ無賃輸送スヘキニ付同日迄ニ名古屋港ニ着スル樣送ラレタシ。

九月三日　　運輸課長

各運輸事務所長宛

東京府近罹災民救恤品ヲ名古屋港ヨリ海路横濱ニ無賃ニテ輸送スルカラ五日迄ニ同港ニ送ル樣關係縣知事ニ電報シタ、右ハ五日中ニ名古屋港ニ着スルヲ要スルニ付關係縣廳ト打合セソノ數量見込報アレ又同品ハ凡テ準急行車票ヲ用ヒ車票兩側ニ(救恤品紙札ヲ貼付シ優先輸送アレ

九月三日　　運輸課長

各運輸事務所長宛

先電シタル救恤品海陸連絡輸送ハ着地(品川)トシ着地ノ艀ソノ他ノ荷役ハ荷受人負擔トス

(ハ)救護諸物品の海陸路輸送

震災地方への鐵道各線路は殆んど不通となり食糧品救恤品等の應急輸送は差當り海路を利用するの外ないので、局幹部會の應急輸送方針は主として海路傭船等に依ることとしたのであるが本省よりも同樣の命令があつたので、次の通傭船その他專ら海運に依る震災地方行食糧品救護材料等の運送に全力を注いだのである。

(A)廻送石油發動機船に依るもの

九月七日より開始される品川清水港間臨時連絡航路の品川港内諸作業に從事せしむる爲石油發動機船五艘を借入れ品川に廻送することとなつて居たので、これを利用し一部の救護物品を東京宛に發送した。

七福丸(九月四日午後五時)
梨　八百個　ビスケット四十箱
觀音丸(九月四日午後八時)
梨　三百四十箱　白米二十二俵　葱五俵
吉祥丸(九月五日正午)
梨　四十七箱　煙草(朝日)十箱　白米十三俵
大島丸
綿布五個　サイダー三十八箱　ビール三十九箱
梨　八百五十九箱

(B)傭船に依れるもの

救護物品輸送のため汽船會社と交渉の上次の二艘を傭船しこれに白米その他の食糧品救恤品等を積載出帆せしめた。

イ、第二御崎丸(九月六日午後四時)

本船は當時名古屋港で石炭取卸作業中であつたので、直に船主三菱商事株式會社名古屋支店長に交渉の上傭船契約をなし、左記の通各縣よりの救恤品及び省用救恤品を積載し品川に向け出帆せしめたのである。

	愛知	岐阜	長野	福井	滋賀	石川	名古屋鐵道局	計
白米	三八七七	一二六一		五五〇		五〇〇	一三〇八	七四九六
味噌	一五八	一〇						一六八
罐詰	三八六		一五二		一一			五四九
漬物	七七			五〇		三八	六三	二二八
醤油	一九	一〇二						一二一
その他食糧	一〇三					八	三三五	四四六
その他	二八三	二六〇三		二七	三六	九	一五一	三一〇九
合計	四九〇三	三九七六	一五二	六二七	四七	五五五	一八五七	一二一一七
噸數	二六九	二二七	三	三九	三	三六	一〇五	六八二

ロ、伏見丸(九月八日午後九時)

本局の應急輸送方針に基つき名古屋鐵道局運輸課長は、山下汽船會社名古屋支店を通じて同社長と交渉の結果同社にてはその所有船舶を救恤品輸送の爲無料提供することとなり中華丸、安靜丸等同社所有船の廻送に苦心したが通信杜絶して目的を達することが出來なかつた。然し伏見丸が九月五日石炭を滿載して半田港に入港したのでこれを無料傭船することとしその荷卸を急ぎ左記の救護物品を積載し品川へ向け出帆せしめた。因に本船に對しては後日航海實費を支拂つた。

	愛知	岐阜	福井	滋賀	石川	富山	名古屋遞信局	計
米	三一四八	七〇〇		三一三	七	二五〇	一二八四	五五	五二五七
梅干	二八六		一九		一	二	八九	八	四〇五
味噌	一〇〇四						一〇	一〇	一〇二四
特陶器			三三九六						三三九六
その他	一〇四四		一八四	一六五	八八				二〇八
合計	五四八二	四二九九	四七九	一〇七	二五〇	一三七三	一八一	一二二七一	
噸數	三一六	一九八		四二	八	一六	七九	八	六六六

ハ、小田原國府津方面行

この地方は震災害の程度最も甚だしく鐵道の復舊にも相當の日數を要し、海運に依る救護物品輸送の必要最も緊切な地方であるので、左の通數回に亘つて船舶に依る救恤品の輸送を爲したのである。

新勝丸(九月四日午後三時)

甘藷三十一俵　ビスケット十箱　味噌三樽　梨百箱　白米百五俵　澤庵二樽　梅干一樽　罐詰二箱

八千代丸(九月八日午前八時)
白米百俵　漬物四十樽　味噌十樽　其他一個
曉　丸(九月十二日午後七時)
白米五十俵　漬物八樽　味噌十三樽
吉祥丸(九月十六日午後十時)
白米五十俵　茄子漬三樽　薤漬百樽
高砂丸(九月十五日午後七時)
白米五十俵　甘藷百俵　漬物十八樽

ニ房總横須賀方面行
八千代丸(九月十一日午前八時)
白米百俵　味噌五樽　甘藷五十俵　漬物十五樽
八千代丸(九月十六日午後一時)
白米二十五俵　甘藷百俵　漬物一樽

前記の通震災地方救護諸物資は主として海路運送を爲す方針の下に着々これが計畫及び實行に當つて居た處翌四日本省より品川附近海上荷役の危險且困難なのと、海運關係は主として臨時震災救護事務局にて管理することとなつたので鐵道省としては貨物は專ら陸路運送を爲す樣命令があつた。

然し名古屋鐵道局としては既に海運を爲す樣諸般の手配を爲して居たのでこれを變更することは困難であろのみならず、碓氷越その他の陸路輸送力は尙甚だ不充分で到底名古屋、神戸、門司各鐵道局發貨物の輸送を爲し得ないから更にその旨を運輸課長より本省に電話したのであるが本省より「當初ハ本省モソノ方針テアツタカソノ後港灣作業ノ著シク困難ナコト判明シ、而モソノ方面ハ臨時震災救護事務局ヲ設ケテコレヲ管理セシムルコトトナリ一方陸路輸送ノ途モ開ケタノテ現ニ手配濟ノモノハ何トカシテ陸揚スルカ今後ノモノハ全部陸送サレタシ」との事であつたのでこゝに總ての計畫を樹て直すこととなり、既に傭船契約濟のものの外は貨物の海路輸送は一先中止することとなつたのである。

(ニ)震災前受託貨物の處理方(九月三日)

震災の爲東海道線及び中央線共不通となり同方面着又は通過貨物の輸送不可能となつたので前記の通震災地方行貨物の受託停止を爲したのであるが、これと共に既に受託した貨物もなるべく早く適當の處分をする必要があるので、これが處理方に付次の通り方針を定め九月三日その手配をした。

イ、迂廻輸送ヲ爲シ得ルモノハ迂廻輸送スルコト
ロ、仙鐵方面トノ發着ハ直江津經由ニヨルコト
ハ、運送繼續不能トナリタルモノ(約八百輛アリタリ)ハ荷送人ノ指示ニ依リ返還、着驛變更又ハ換價處分ヲ爲スコト

(ホ)鐵道輸送力增加方策

九月五日鐵道大臣より急直行以外の旅客列車は一部これを取消しても救恤品等の輸送に全力を盡すべき旨の電命があり、この際一般輸送力增加の必要があるので主要輸送經路たる中央線及び信越線等の輸送力を增加することとし、これが方法として他方面より大型機關車を右兩線路に廻送したのであるがその廻送等の爲輸送力の增加は九月の後半に至つて實現せられた。その實績は次の通りである。

區間	九月下旬	前年同旬	増減	十月	前年同月	増減
米原敦賀間下リ	四九六	二八〇	二一六	四七四	二六〇	二一四
敦賀今庄間同	五七一	三二七	二四四	五六〇	三三〇	二三〇
今庄福井間同	五七〇	三二九	二四一	五六八	三三〇	二三八
福井金澤間同	五三七	二八九	二四八	五三〇	二八五	二四五
金澤富山間同	五二〇	二七三	二四七	五二六	二八九	二三七
富山糸魚川間下リ	三九八	二二五	一七三	四三三	二三〇	二〇三
糸魚川直江津間同	三九一	二一八	一七三	四二八	二二一	二〇七
直江津長野間上リ	三三二	二五六	七六	三一六	二七一	四五
長野輕井澤間同	三〇一	二一三	八八	三〇六	一九七	二〇九
名古屋多治見間下リ	四九二	三八〇	一一二	五三六	三八二	一五四
多治見中津川間下リ	四六二	三二五	一三七	四九四	三二五	一六九
中津川木曾福島間同	三六八	二七五	九三	四一九	二八四	一三五

三神戸鐵道局施設

(イ)三日局幹部會議にて決定せる當局の方針

九月三日局幹部會議に於て貨物輸送上當局の方針として左の通り決定した。

1米原驛以西ノ救恤品ハ小野濱ニ集中ノコト

2行政廳託送救恤品ニシテ小野濱ニ於ケル代理荷受人ヲ有セサルモノハ上組(運送店)ヲ以テ當ラシム

(ロ)震災地着救恤品無賃輸送

通信杜絶し震災地の狀況不明であるが、救護用諸物資急送の必要があるので本省の指揮を待たずして無賃輸送を爲すを相當と認め、名古屋、門司鐵道局長と打合せの上次の如くその手配を爲した。

神達乙第一三七八號(九月三日)

震災地救助用物品輸送方ノ件

震災地救助用物品ニシテ行政廳カ別途船便ニ依リ横濱方面行輸送方手配濟貨物ハソノ船車接續地點迄輸送方當分ノ間左ノ通取扱フヘシ

一、品目　食糧、衣類、寢具、醫療救護用材料救助用寄贈物品及ビ救助用品ト同時託送ノ小運送用具及ビソノ附屬品

一、發驛　局內各驛

一、着驛　神戸、大阪、四日市港附近各驛

一、扱種別　普通便小口貨切扱

一、荷送人及荷受人　行政廳

但シ船車接續地點ニ於ケル荷受人ヲ荷受行政廳ノ代理人トシテ選定セシムルコト

一、賃率　省線內無賃

一、條件　本貨物ハ遲延承知ノモノニシテ且行政廳ニ於テ貨物荷造面ニ「救助物品」タルコトヲ表示セルモノニ限ル

然るに震災地に至る鐵道は殆んど不通となつてゐて差當り海運に依るの外ない爲日本郵船株式會社神戸支店と折衝の結果、同社でも救恤品は特は無賃の取扱を爲すこととなり、只船車積替は鐵道又は荷主に

て爲すこととなつたのである。

(ハ)汽船安瀬丸及び三天丸傭船貨物輸送

震災地に至る鐵道は殆んど不通で應急輸送の間に合はないので神戸鐵道局でも傭船をして救恤品復舊材料等の輸送を爲すこととし次の如く安瀬丸及び三天丸を傭船しこれに救護材料等を積載して八日大阪港を出帆せしめた。

安瀬丸(合資會社佐藤商會所有)

救恤諸物品　八、八七六個　計五七七噸

枕　木　一〇、〇〇〇丁

三天丸(三井物産株式會社所有)

白　米　三〇〇俵　被覆線　二〇、〇〇〇磅

丸　太　一、三〇〇本　枕　木　一、〇〇〇噸

モーターカー　八臺

(ニ)運賃着拂扱及び代金引換貨物中返還不能のものの處理方

震災地各驛發着拂扱貨物又は代金引換貨物で規定に依り返還を要するものは返還不可能に付これが取扱方に付九月十四日次の通手配した。

神達乙第一四二九號

震災ノ爲發驛ニ返還不能ノ運賃着拂貨物及代金引換荷物取扱方ノ件

國有鐵道貨物運賃及料金規則第十八條荷物代金引換規程第五條ニ依リ返還ヲ要スヘキ着拂扱貨物及代金引換荷物ニシテ震災ノ爲發驛ニ返還スルコト能ハス目下着驛ニ保管中ノモノハ輸送狀態復舊日迄到

着驛ニ保管スヘシ

前項ノ場合着驛ノ保管料ハ保管期間二十日ヲ超過セルモノト雖モ二十日分ヲ計算收受スルモノトス

各驛所ニ於テコレニ該當ノ荷物ヲ保管セルモノハソノ通知書又ハ切符面記載要項ヲ別記シ運輸事務所經由運輸課宛速報スヘシ

(ホ)震災地着抑留貨物處置方催告

震災の爲同地方各線共殆んど不通となり且一部開通せるものは救恤品及び食糧等の應急輸送の爲輸送貨物輻輳し、一船貨物で途中驛に抑留中のものは差當り發送の見込がないからこれが適當の處置方を發荷主に催告することとし、次の如く達示をすると共に名古屋及び門司鐵道局にも同一歩調に依ることに打合をし爲し且管内連帶鐵道に對しても同樣の手配をした。

神達乙第一四四五號

震災地行抑留貨物ニ對シ處置方催告ノ件

關東地方震災ノ爲途中驛ニ抑留セル貨物ニ對シテハ發驛々長ハ左ノ各項ニ依リコレカ取扱ヲ爲スヘシ一、着驛カ左記區間内ニ在リテ貨物ノ處置方ニ付何等ノ申出ナキモノ又ハ輸送狀態復舊ノ日迄留置方申出アルモノニ對シテハ荷送人ニ催告狀ヲ發シコレカ處置方穩便ニ懲憑スヘシ

東海道線　駿河驛以東
中央線　與瀬驛以東
東北本線　與野驛以南
常盤線　南千住驛以西
總武本線　平井驛以西

北條線　上總湊驛以南
房總線　譽田、土氣兩驛

一、着驛附近混雜ノ爲荷受人ノ所在ヲ確ムルコト困難ナリト認メラルルモノニ對シテハ着驛カ所定區域外ト雖前項ニ依リ催告スルコトヲ得

一、前二項ニ該當スル貨物ト雖モ輸送狀態復舊ニ依リ着驛迄輸送差支ナキニ至リタルトキニ發驛驛長ハ前途ノ輸送ニ着手シタル旨ヲ荷送人ニ通告シ催告狀ノ取消ヲナスモノトス

一、催告狀發送後荷送人ヨリ處置方申出アリタルトキハ一般規定ニ依リ直ニソノ手配ヲ爲スヘシ催告期間滿了後コレカ處置方申出アリタルモノニ付テモ亦同シ

荷送人カ貨物引換證ヲ提出セスシテコレカ處置方請求アリタルトキハ請求人カ正當權利者ナルトキニ限リ貨物運送取扱細則第七十八條ニ依リ發驛ニ返還スルコトハ妨ナキモ着驛變更ノ請求ニハ應セサルモノトス

一、催告狀ヲ發シタル貨物ニ對シテハ驛長ハ貨物通知書ノ要項催告狀發送及催告期間終了ノ月日竝ニ處理ノ概要ヲ左ノ區別ニ依リ各別葉ニ明記一括シタル報告書ヲ催告期間滿了ノ日ヨリ五日以內ニ運輸事務所經由運輸課ニ提出スヘシ

イ　催告期間內ニ貨物ノ處置方申出アリタルモノ

ロ　輸送狀態復舊ニ依リ前途輸送ヲ手配シタルモノ

ハ　催告期間內ニ荷送人ヨリ何等ノ回答ナキモノ

一、催告期間滿了後荷送人ヨリ貨物ノ處置方申出アリタルトキハ前項ニ定ムル報告書提出前ナルトキハ前項(ハ)號所定ノ報告書ニソノ要旨ヲ朱記シ若シ報告書提出後ナルトキハ貨物通知書ノ要項及コレカ處置方ヲ遲滯ナク運輸事務所經由運輸課ニ報告スヘシ

催告狀文例

大正十二年　月　日　驛送出貴殿御託送ニ係ル　驛着貨物通知書第　號　扱　個

(噸)斤ハ發送後震災ニ遭遇シ目下　驛ニ抑留中ニ有之候處御承知ノ通着地ハ困亂甚シク荷受人ノ所在ヲ確ムルコトハ頗ル困難ニシテ且差當リ着驛迄輸送ノ見込モ無之候ニ付テハ取引關係ソノ他ニ依リ遽ニ處置方御指圖難相成事情モ有之可トハ存候得共荏苒コノ儘日時ヲ遷延スルハ徒ラニ貨車ヲ遊泊セシメ非常ノ場合ニ於ケル公共機關ノ機能ヲ著シク阻碍スルコトト可相成ニ付何卒コノ邊ノ事情篤ト御考慮ノ上乍御迷惑來ル　月　日迄ニ當該貨物ヲ發驛ニ返還スルカ若ハ着驛ヲ變更スル等相當ノ處置方至急何分ノ御回報相煩度若同日迄ニ何等御申出無之トキハ乍遺憾當省ニ於テ機宜ノ處置トシテ現品ヲ適當ナル倉庫業者ニ寄託シコレニ要スル一切ノ費用ヲ別ニ申受ルカ又ハ現品ヲソノ儘抑留シテ催告期間滿了ノ日ヨリ起算シ處置方請求ニ接シタルトキ若ハ着驛ノ狀態復舊ノトキ迄ノ時間ニ對シ國有鐵道貨物運賃及料金規則第二十四條第二項ニ準シ貨物保管料及同第二十六條第二項ニ準シ貨車留置料ヲ收受スル等適宜ノ處置可致候條御了知置相成度此段及催告候也

追テ本書發送後處置方指圖ニ接セサル間ニ着驛ノ狀態カ復舊シタルトキハ徒ニ抑留スルヨリモ前途ノ輸送ニ着手スルコトカ寧ロ貴意ニ副フコトト存候間ソノ取扱ヲ爲ス場合モ可有之豫メ御含置被下度爲念申添候

大正十二年　月　日

驛長　殿

四門司鐵道局施設

(イ)關釜連絡船の廻送

二日朝震災地の狀況稍明瞭となると共に局内課長會議を開き救援及び貨客航送の目的で不取敢關釜連絡船二艘を急派するに決し神戸及び名古屋鐵道局と打合はせの上,先づ高麗丸を二日午後八時下關發神戸寄港の上江尻に廻送し江尻横濱間は名古屋鐵道局の手配に委することとし,一方入渠中の景福丸に假手當を施しこれ又四日午後下關を發して高麗丸同樣救援の爲廻航したのである。而して以上の二艘には救援材料として白米百數十噸及び通信材料を搭載した。

(ロ)震災地行荷物受託制限その他の處置

九月二日沼津以東及び中央線淺川驅山間行一般貨物の受託を停止した。

尙同日震災地方行小荷物に對し遲延承知の條件を附し受託することとした。

(ハ)震災地行救護物品無賃輸送(九月二日)

震災と共に被害地方との交通通信全く杜絶し被害狀況を詳にし得ないが,種々の情報を綜合するとその慘害は相像以上に甚大なものと認められたので,九月二日不取敢局限り救護物品の無賃輸送を爲すこととしその手配を爲すと共に,管内沿線各縣知事に行政廳又は公共團體を發着荷主とする救護品の無賃輸送を爲す旨局長より電報を發した。

尙救護物品の輸送に付神戸鐵道局より「陸路輸送ノ途殆ントナイ爲神戸港テ日本郵船會社ノ汽船ニ積替海路輸送ヲ爲シ中繼及着地ノ積卸等ハ荷主ノ負擔トス」べき旨通知があつたのでこれも併せて各縣知事に通報した。

(ニ)海港地點着救助品無賃輸送(九月四日)

線路不通の爲災害地方着救護物品を鐵道に依り輸送することは殆んど不可能であるとの通知に接し,海上輸送の外ないので,九月四日前述の救護物品を船便に依り輸送をなすこととし,これと共にその貨物が救恤品なることの確認方を各驛に嚴命した。

(ホ)關釜連絡貨物船多喜丸を品川に廻航(九月四日)

震災地方への鐵道輸送殆んど不可能であつたから各地方より殺到する救護物品急送の爲不取敢關釜連絡貨物船多喜丸を下關品川間臨時運航しこれに依り救護物品の直通輸送を爲すこととし,九月四日その旨部内外關係個所に電報し諸般の準備を備へ七日午後一時下關を出帆した。

(ヘ)關釜間輸送貨物に條件を附する件

關釜連絡船を震災地方へ廻航の結果關釜間に船腹の不足を告げたので九月十二日左の電報を發した。

各局運輸課長　　門司鐵道局運輸課長

目下關釜連絡船高麗丸,多喜丸,震災地方面ニ就航中ニテ關釜間船腹著シク不足ヲ告ケ漸次輸出入貨物滯留ノ傾向ニ付當分遲延承知ノモノニ限リ受付ノコトニ取計ヒ乞フ。

五,仙臺鐵道局施設

(イ)震災地域着貨物無賃輸送施行期日の件

仙臺鐵道局では九月二日本省の命令に先たち行政廳着の米その他食糧品に限り後拂扱を爲すことに命令した。

然るに三日本省から右食料品等に對し無賃扱の電命に接したので四日附無賃輸送の達示を出したが,右達示以前の受託貨物に對し遡つて無賃扱適用方六日電報を以て申請し承認を得たので,後拂扱として受託したものに對しこれを無賃扱に更正方手配した。

(ロ)震災地域發貨物引渡に就いて

震災地域より發送した貨物で無通知で到着するものがあるので右貨物引渡方に關し九月十四日左の通達示を出した。

乙達(十二日立案、十四日掲載)

震災地域各驛ヨリ震災前ノ發送貨物ニシテ無通知ニテ到着シ且甲片未着ナル場合荷札又ハ車票ニ依リ荷受人ヲ知リ得ルモノハ便宜左記ニ依リ貨物ノ引渡ヲ爲スコトヲ得

(甲)公認運送取扱人ソノ他判取簿ニ依リ引渡ヲ受クルモノカ荷受人ナル場合

判取簿記事欄ニ「本貨物カ貨物引換證又ハ代金引換證付若クハ着拂扱ナル時ソノ他荷受人相違等ノ場合之ニ因ル一切ノ責務ヲ負擔ス」ト記入捺印セシムルコト

(乙)前號以外ノ荷受人ノ場合

保證狀餘白ニ「本貨物カ貨物引換證又ハ代金引換證付若クハ着拂扱ナル時ソノ他荷受人相違等ノ場合ハコレニ因ル一切ノ責務ヲ保證人連帶シテ負擔ス」ト記入捺印セシムルコト

第十　雜

一、無賃輸送及び運賃割引貨物數量の調査

鐵道省は大震火災の應急處置として食糧品救護材料復舊材料等の無賃輸送及び運賃割引を爲したのであるがこれ等無賃輸送運賃割引貨物の品名及び數量等は將來諸般施設の參考となるべきものであるから何時でもその數量を知り得る様その數量の調査方を次の通手配したのである。

九月五日

貨物配車課長

各鐵道局運輸課長宛(電報)

震災ニ付無賃輸送シタル貨物ノ品名發着驛別數量ハ何時ニテモ報告シ得ル様豫メ手配シ置カレタシ

十月四日

貨物配車課長

各鐵道局運輸課長宛

震災ニ關シ無賃輸送シタル貨物ノ數量品名ソノ他調査方九月五日附電報シタガ割引貨物ニ付テモ同様調査方手配乞フ

尙運賃減免貨物の數量は本節第五項(乙)中に記錄して置いた。

二、救恤品輸送に關し不正者の取締

鐵道が食糧及び救恤品の無賃輸送を開始した處一部不正商人等が商品を無賃輸送した事實を聞知したので、これが取締方を次の通通達した。

九月二十日

運輸局長

各局長宛

震災以來罹災民救助ノ目的ヲ以テ食糧品救恤品等ニ關シ無賃輸送施行セラレ候處一部奸商カ關係ノ向ト結託シソノ商品ヲ無賃ヲ以テ輸送シタルモノ有之哉ニ聞及候ニ付テハ今後モ尙救恤品ニ對シ無賃輸送ヲ繼續セントスルニ際シ斯ル不正事實ノ續出スルカ如キハ當初ノ趣旨ニ相反スル議ニ有之候ニ付地方官憲トモ御協議ノ上相當取締方法ヲ講シ奸商等ノ乘スル處トナラサル様特ニ御配慮相煩度

三、運賃豫納者無擔保後拂扱の否認

運賃を豫納せる石炭その他の大荷主から震災の爲一般交通杜絶金融の途がない爲豫納運賃の拂込不能である
から交通復舊迄無擔保後拂承認方札幌鐵道局長宛に申出があり、九月五日同局長より伺が來たが、既に東北方面
は開通し陸送の途が全然ないではない、のみならず東京を初め一般金融狀態が震火災の結果激變の折柄無擔保
後拂の承認は危險であり旁多少の納期遲延は已むを得ないが無擔保後拂の申出には應じないこととした。

四、戒嚴地域内に於ける軍需品の輸送

戒嚴地域内は尙相當交通狀態回復せず且戒嚴任務に當る軍人又びこれに必要な軍需品の輸送はこの際最も急
送を要するものであるからこれ等の貨物で軍用輸送券を提出し得ないものは輸送指揮官又は宰領者の發行す
る輸送區間數量、所要車數、輸送月日等を記入した文書を收受して軍事輸送の取扱を爲し置き、料金は後日計算す
ることにした。（九月十日）

五、省用建築材料の無賃輸送（九月十三日）

省用建築材料は救恤品同樣特に急送を要するのであるから、工務局長發行の區間數量を記入した代理託送證明
書あるものは省用品として無賃輸送することとした。

六、購買部託送貨物無賃輸送

震災地域内の鐵道職員購買部の仕入品配給品は何れも震災地方の從事員に配給するものであり從事員の多數
は罹災者であるから九月十八日救恤品と同樣に無賃の取扱を爲すこととした。

七、衣類防寒具急送

震災地方に於ける罹災者は衣類防寒具等は多く火災の爲燒失し而も漸次寒冷に向つて居るので、これ等貨物急
送の必要を認め、次の如くこれが急送方を各鐵道局長宛に電達した。

九月二十五日

運輸局長

各鐵道局長宛

漸次寒冷ニ向ヒツツアルヲ以テ震災地宛運送ノ申込アル衣類防寒具ハ救恤品ト否トニ關セス他ノ貨物ニ
優先運送スル樣手配アリタシ

第三項　貨物輸送

第一　無賃輸送の開始と有賃貨物の發送止

震災と同時に帝都及びその附近に於ける各線列車の運轉は全く不能となり東海、中央總武、房總、北條の諸線は被
害甚しく開通迄には相當長い日子を要する狀態であつたが、幸に常磐線と東北本線とは比較的輕微の損害であ
つた爲常磐線は即日より、東北本線は赤羽川口町間の荒川鐵橋應急工事の竣成に依り四日午前より、何れも線路
丈けは開通した。併し終端貨物驛たる秋葉原及び隅田川兩驛の設備は燒失又は破壞され到着貨物を消化する
能力がないのと、今一つは帝都の大半が焦土と化し混亂の狀態にあるので、差當り震災地行貨物の輸送を中止し、
一方罹災救助品の輸送に全力を盡すことが鐵道として最重要なる任務であつた。

されば本省事務室を東京鐵道局廳舍内に設けた三日逸早く救助品の無賃輸送に關する大臣達竝に震災地着荷
物輸送制限に就き運輸局長の通牒が發せられ、尙各線貨物列車の運行は平素と餘程異つた狀態にあつたから、こ
の爲急を要する救助品の輸送に支障があつてはならぬといふので、貨物列車の運轉を遺憾なからしむるため旅
客列車の取消に關し九月五日大臣より各鐵道局長に電達されたことは前章記述の通りである。

第二　災前受託に係る輸送途中に在る貨物の處理

震災地に向けて新に貨物の輸送を開始することは、震災地域の秩序が或程度に恢復された暁でなければならぬので、無賃輸送の開始、有賃貨物の發送止めが手配されたことは、既に述べた通りである。從て災前に受託し輸送途中にある震災地着貨物を、その儘輸送を繼續せしむることは出來ないので、所在驛より發驛を介して荷送人に通告し、荷送人の指圖に從ひ發驛に返還若は着地變更の處置をなし、又震災地を經過して發送さるべき貨物にして他の徑路に依り輸送し得るものは關係鐵道局打合にて輸送を繼續せしめた。

第三　救恤品の輸送

救恤品の輸送は當初海陸兩面よりする計畫であつたが、芝浦に於ける水深淺く五浬を隔つる、沖合に本船を碇泊せしめ、艀舟によりて陸揚をせねばならぬ狀態であつたため、船車連絡に依る輸送は震災地を發する避難民の輸送に止め、救恤品の移入は專ら鐵道に依つて行ふこととなつた。そして鐵道輸送に係る救恤品は着地に於て陸軍擔當に係る配給司令部の手を經て救護事務局に引渡を行ふものであり、殊に帝都小運送機關も不足勝の際でこれ等の作業を各驛に分配することが出來ない狀態であつたので、差當り田端着として輸送し、田端に於て引渡すことにし、小運送機關の增加と相俟て隅田川、新宿、錦糸町その他にも配給司令部を增設さるることとなり、漸次著驛の範圍を擴張された。

乍併函嶺以西から震災地に送る救恤品の輸送は、輸送力の微弱な北陸線及び中央線中の名古屋篠井間を經て信越線に賴ることを要し、信越線中アブト區間たる輕井澤横川間は輸送力一層微弱であるため、黒井驛以北の信越線發は磐越西線に賴り、他は名古屋、神戸、門司各鐵道局に對しそれぞれ車數割當の方法に依りて受託せしむることとした。

以上の如く輸送力は甚だ微弱なのに一方救恤品の輸送申込は頗る多量で、これ等は何れも急を要するものであるが、その內にも特に急を要するものがあつて、總てを申込の順序のみに依つて處理することの出來ない事情があつた。それ故に震災地に於ける救護事務の進捗程度と相關聯して本省に於て相當指示するの必要があつたので、本省は救護事務局と打合の上鐵道局に向つて日々これ等の手配を行ふた。

第四　米原駐在員

通信機關の復舊未だ全からざると、本省の執務狀態より見て、各鐵道局間の貨車及び貨車附屬品運用事務を東京に於て總括處理することは、寔に困難であつたので、名古屋、神戸、門司各鐵道局相互間の關係を處理するために米原に駐在員を置くこととなり、九月十一日大臣より次の要項が電達された。

駐在員　書記官一名屬六名

權限　名古屋、神戸門司各鐵道局相互間に關する貨車及び貨車附屬品の運用

期間　九月十五日より當分の內

米原駐在員は九月十二日午後芝浦に集合、高麗丸に便乘午後五時出船翌十三日清水港上陸、江尻驛より第七十三列車にて一旦名古屋鐵道局に立寄り、同日第一列車にて米原に著、事務開始の準備を爲し、九月十五日より事務を開始した。

米原駐在員事務開始當日名古屋、神戸、門司各鐵道局配車關係者を米原に招き次の打合せをなし、その中三の割當を關係局に、四の北陸線輸送力增加に付名古屋鐵道局へ、五の處置方に付長野、新津兩運輸事務所打合施行方を名古屋、仙臺兩鐵道局に通報した。

一、震災地救護ノタメニ要スル物資、救恤品、復舊材料、省工事用材料等輸送ノタメニハ凡ユル犧牲ヲ忍ブコト。

二、震災地以外ノ關東地方及東北地方モ日用品ソノ他ノ物資漸ク缺乏ヲ傳フル狀態デアツテ、コレ等ハ必然的ニ名古屋、神戸、門司各鐵道局方面ヨリ供給ヲ仰グコトトナルデアラウカラ、コノ際コノ種物資ノ輸送ニ就テモ最善ヲ盡スコト。

三碓氷越輸送力ハ差當リ現車百三十車デアルカラ、使用割當ヲ次ノ如クシ、一及二ノ貨物ヲ適當ニ按配シテ受託スルコト。

名古屋鐵道局六十　神戸鐵道局五十　門司鐵道局二十

四北陸線ニ少クモ牽引換算百五十車以上ノ輸送力ヲ增スコト。

五碓氷越發送整備車增加ノ場合ハ、名古屋鐵道局ト仙臺鐵道局トノ打合ニ依リ一部ヲ磐越西線經由ノ方法ヲ採ルコト。

六震災地救護ノタメ無賃ニテ取扱フ貨物及ビ省用復舊材料品積貨車ニハ、桃色車票ヲ使用スルコト。

七東海道線及中央線開通後ノ輸送調節ニ資スルタメ、各鐵道局ハ外部トモ連絡ヲ採リ出貨ノ狀態ヲ出來得ル限リ調査シ置クコト。

斯くて北陸線の輸送力は名古屋鐵道局に於て次の様に增加の計畫が出來たので、これが實施に伴ふ貨車集結輸送に付九月十八日名古屋、神戸兩鐵道局關係者を米原に招きて打合をなし、九月二十日より實行した。而して名古屋鐵道局計畫に係る輸送力は索引換算にて次の通りであつた。

	計畫前	計畫後	增加
米原　敦賀	四七五	六一〇	一三五
敦賀　福井	四四二	六三〇	一八八
福井　金澤	四五一	五九〇	一三九
金澤　富山	三七〇	五六〇	一九〇
富山　糸魚川	二四五	四六〇	二一五
糸魚川　直江津	二五六	四三〇	一七四

北陸線輸送力增加後の輸送實績を見るに、北陸線に貨車停留して金澤以西の輸送力を充分發揮せしめ得ない計りでなく、仙臺鐵道局管內の輸送力にも餘裕を生ずる狀態であつたので更に金澤直江津間に索引換算約五十輛の輸送力增加を名古屋鐵道局に要求し、名古屋鐵道局は金澤運輸事務所をして手配せしむることになつた。斯くの如くして米原駐在員は名古屋、神戸、門司各鐵道局間の貨車及び貨車附屬品の運用、同地方より震災地竝に東北方面行貨物の輸送事務に膺り、十月二十五日中央線、十月二十七日東海道線が開通したので十月二十八日を以て廢止された。

第五　連帶運輸貨車料金の相互免除

震災地に向け無賃で輸送する救恤品に對し、地方鐵道線にて國有鐵道所屬貨車を使用したる場合は、地方鐵道では運賃の收得なくして國有鐵道に貨車使用料を仕拂はねばならぬこととなり、地方鐵道の堪へ得ない所であるから、これを免除するの必要があり、又地方鐵道所屬の貨車が國有鐵道線內に於て萬一にも無賃救恤品の輸送に充らるることありとせば、これに對しても貨車使用料の計算をしないことに、各鐵道局に於てその所管より分岐する連帶鐵道に協定することに、九月十一日運輸局長より電報せられた。

九月十一日

各局長宛

運輸局長

震災地宛食糧品救恤品復舊材料無賃輸送ニ對シ省用貨車ヲ迎車トシテ注入、又ハ連帶線ニ到着シタル省有貨車ヲ使用スル場合使用料及遲滯料ハ之ヲ免除スルト共ニ連帶線所屬貨車ニシテ右貨物ヲ積載發送セルモノカ遲滯料及使用料ヲ要スル場合コレヲ支拂ハサルコトニ各連帶線ト協定アリタシ

而して有賃扱五割減貨物竝に普通運賃に依る貨物の取扱開始せらるるに及び救恤品としての無賃輸送漸次減

少するに至つたので、東海道線開通當日を以てこの取扱を打切り、一方省線に現在せる地方鐵道所屬貨車は迅速に返送する樣十月二十五日各鐵道局に向け運輸局長より電報された。

第六　震災地著救恤品以外の貨物の輸送

震災地行貨物の輸送は無賃扱救恤品に限られてゐたのであるが震災地の秩序が漸次恢復に向ふに伴れて、行政廳又は公共團體の手を經ずして個人から個人へ送らるべき物資の輸送を開始するの必要があり指定品目に限り運賃五割減にて九月二十一日よりこの取扱を開始し、十月二日よりは五割減運賃を以てする品種を更に擴張して、罹災者獨自の力に依る復興の促進を期したことは前章詳記の通りである。

而して災前木材の到着を取扱はなかつた秋葉原驛にて十月二日より木材四輪貨車一車に積み得る長さのもの）の到着を、又災前一部の貨物のみを取扱ふてゐた三河島龜戸の兩驛にて十月九日より一般貨物の到著を取扱ふこととし、從來震災地の各驛に向けては無賃扱救恤品、省用復舊材料、五割減運賃に依る指定貨物の何れも貨切扱の外輸送しなかつたが、十月十一日よりは普通運賃を以てする一般貨物をも輸送し得ることとした。尤も中央線（十月廿五日）及び東海道線（十月廿八日）の開通以前に於ては名古屋、神戸門司各鐵道局方面よりする普通運賃に依る貨物は輸送力の關係で事實上輸送し得なかつた。

無賃扱救恤品にして特に急を要するものに對し、救護事務の進捗程度と關聯して本省に於て特別手配を爲したることは第三に於て既述の通りであるが、五割減運賃に依る輸送の開始せられたる後に於ても、寄附行爲に依る市內小學校の建築用材の如き、或は公立病院にて使用する衛生材料藥品の如き、その他公共事業に要するもので本省に向つて特別手配の要求を爲すものがあり、斯樣なことは鐵道局、運輸事務所の手配に屬すべきものなりとして、無下に斷ることの出來ない事情があつて、本省に於て手配したものもあつたが、東海道線の開通後は一切これを打切り、鐵道局に移牒の方法に依り一に鐵道局の裁量に任することとした。

第七　集配報告

貨車及び貨車附屬品集配に要する本省への規定報告は、震災と同時に全く中止し、必要に應ずる程度の臨時報告を施行し、九月十五日米原駐在員事務開始と共に名古屋、神戸、門司各鐵道局の米原駐在に對するものを大體規定に復し、仙臺鐵道局の報告は震災地著一般貨物の取扱を開始せる十月十一日より規定に復した。

通信機關復舊後に於ける本省所要の集配報告用紙を東京に於て調達することは不能の狀態であつたから、米原駐在員の置かるるや神戸で印刷の手配を講じた。

斯くて十月二十五日中央線開通し、次で十月廿七日東海道線の開通するに及びて、名古屋、神戸門司各鐵道局の報告は從來米原駐在員に爲したと同樣のものを廿八日より東京に集め、十一月一日より各局共總て規定の報告に復することになつた。

第八　輸送力復活の模樣

帝都移入物資の數量は災前（大正十一年）の實績に依ると年間一千萬噸以上で、この內六割に相當する六百三十萬噸が鐵道で運ばれてゐた。卽ち日々一萬七千噸乃至二萬噸の貨物が鐵道に依つて帝都に搬入されてゐた譯である。

然るに震災と同時に一時鐵道に依る移入が全く中絕し、中央線及び東海道線の開通に至るまでの五十餘日間は東北線の口からのみ移入され、而かも帝都小運送力不足のため次の樣に寥に少量であつた。

	取卸車數	同上一日平均
九月五日より十日まで	一三〇一	二一七
同　中　旬	五一七二	五一七

九月二十一日よりは五割減運賃に依る貨物の輸送開始され、且著驛の範圍を擴げたのと小運送力亦漸次增大す

るに從ひ日を逐ふて移入貨物の量を增し、次の成績を示すことが出來た。

	取卸貨物噸數	同上一日平均
九月下旬	七六二三四	七、六二三
十月上旬	一一四九八二	一一四九八
同　中旬	一二三五九八	一二三六〇
同　下旬	一五〇、〇九二	一三、六四四

而して中央線及び東海道線の開通後は日々の移入量一躍一萬七千噸に上り、大體災前と等しき成績を示すに至り、旣に十二月に入りては取扱上困難を伴ふ小口扱貨物の數量增加せるにも拘らず、一日克く二十萬噸の貨物を取入れ得るに至つた。卽ち次の通りである。尤も十二月の中旬及び下旬が上旬に比し稍劣つた成績を示してゐるのは、震災地に關係なき地方貨物輸送のために帝都に於ける荷卸未濟の貨車を減少せしむることに力を盡した結果として、勢ひ小運送の鞭撻に幾分の弛みを生じたもので、一般の關係上寔に已むを得ないものであつた。

	取卸貨物噸數			
	小口扱	貸切扱	計	
十一月上旬	一一、六七七	一五八、九九三	一七〇、六七〇	
中旬	一四、一七八	一六六四六六	一八〇、六四四	
下旬	一五四〇七	一六五、六九三	一八一、一〇〇	
十二月上旬	一五、八五七	一九〇、六五七	二〇六五一四	
中旬	一六、七一九	一八一、六五八	一九八、三七七	
下旬	一八、二八六	一八二、五〇七	二〇〇、七九三	

尙東海道線の開通は線路が唯單に開通したといふ計りで、徐行すべき箇所や單線の箇所が多數にあり、且機關車配備の都合その他で災前通りに列車を運行せしむることは到底出來ず、旅客列車も急行及び直行で三往復を減じた樣な次第で、貨物列車は十五往復を標準としたのであつたが、關西地方より函嶺を越して帝都附近及び東北地方に送らるべき貨物の數量は却々旺盛で、どうでもして函嶺越輸送力の增加を圖らなければならなかつたので、前述の徐行運轉や單線運轉の困難あるに拘らず、漸次列車の增發を行ひ、十二月には災前と殆ど等しき二十一往復の貨物列車を運轉せしむる迄になつた。

第九　米木炭の特別輸送

震災に依り深川在庫米を始め、米商人の貯藏米及び各家庭の手持米共大半燒失され差當の救恤品として海陸兩面より主として海運により移入された譯であるが、五割減運賃に依る輸送の開始された九月下旬以後に於ては、鐵道としてこれが輸送に充分の注意を拂ふ必要があり、特に主要產地たる東北方面よりの輸送に努め次の樣な實績を示した。

東京行米輸送噸數(一日平均)

	仙臺鐵道局より	他鐵道局より	計
十　月	四九七	四二二	九一九
十一月	八一六	五九八	一四一四
十二月	一、〇九九	六九七	一、七九六

因に帝都附近二十一驛の驛勢範圍に屬する地域の米消費量は、災前一日一萬石俵數として二萬五千俵噸數として約一千五百噸であつたが、災後一時的現象として人口減少し、秩序の恢復に伴れて漸次震災地に復歸したのであるが、十一月及び十二月の輸送量は當時の消費量以上に達してゐたものと推定される。これは當時幸にも米

の不足といふ聲を聞かずして濟だのでも明かである。

次に木炭であるが、冬季の帝都木炭需要は或者は一日二十萬貫と稱へ、或者は二十五萬貫なりと言ひ眞相を捕捉し難かつたが、大正十一年の實績に依る鐵道移入量は、十一月は一日平均一千四百噸十二月は一千五百噸であり、震災に際し約七百萬貫を燒失されたのであるから、木炭の補充は相當問題となるべきものであつたが、この年は幸に氣溫高く十月末迄は木炭の需要少くして別に問題とならなかつた。

併し十一月に入るや徐々に木炭移入不足の聲を聞くに至り、木炭を取扱へば必ず金儲が出來るといふ樣な工合で、俄作りの木炭商が可なり增加し實際の必要以上各地に向つて木炭の買付が行はれ木炭輸送難の聲が餘程喧しくなつた。

そこで鐵道では從來の取引關係を尊重し、且輸送の大局から見て東北方面よりの移入に依りて帝都の需要を滿すを以て最も策の得たものと考へ、東北地方に貨車を增配し極力これが輸送に努め十二月に入りては一部指定輸送の方法までも講じ、年末迄に次の樣に輸送の實積を擧げた。

東京行木炭輸送噸數(一日平均)

	仙臺鐵道局より	他鐵道局より	計
十　月	五三一	三二二	八五三
十一月	六一六	七四二	一、三五八
十二月	一、二一二	一、〇〇九	二、二二一

以上の數量はこれを前年に比較すれば、十月は前に述べた樣な譯で問題にならぬが、十一月は略同量であり、十二月に至つては一日平均約七百噸の增加であつて、實際問題として帝都の木炭は決して不足はない筈であつた。然るに年始に於ける帝都荷役力の減退を見越して一時的に貨物の發送止めを行ふた所、鐵道省が東京著木炭の輸送を中止したから品不足となるであらうといふことを宣傳し、木炭の市價を吊上むとするの傾向があつたから、改年早々木炭輸送に對し貨車の優先配給を決行し、一月六日よりは一日の輸送量三千噸を標準として輸送に努め、一月中八萬五千六百噸この一日平均二千七百六十噸の實績を示し前年に比し實に六割三分の增送となつた。

第四項　船車聯絡輸送

第一　各鐵道局に於ける海上輸送計劃

一、門司鐵道局

九月二日午前七時前後神戸鐵道局運輸課長から門司鐵道局船舶課長の官舍に「水害ノ爲汽車不通ニ付連絡船ノ臨時運航ヲサセテハ如何」との電話があつたので、船舶課長は「名古屋若ハ東京鐵道局ノ管內ノ不通ニ對シテハ名古屋鐵道局長若ハ東京鐵道局長ヨリソノ交涉ガアレバ本省ノ承認ヲ經テ船ヲ廻航セシムル事ニショウ」と答へた處東京方面ハ電話不通ノ爲本省ニ交涉スル事ハ不可能デアル」とヨリ照會ガアレバ當局デ協議ショウ」と答へ、結局神戸鐵道局から名古屋鐵道局に今一應確めて見る事そして兎に角船は何時でも出帆出來得る樣準備することとして電話を打切つた。恰も當日は高麗丸が入港して居たので、船舶課長は午前九時頃その船員全部の上陸を禁止し揚荷が濟み次第積荷をせず炭水及び食料の手配を爲し置くべきことを命じ、當時門司鐵道局長及び同庶務課長は上京不在の爲右の事情を運輸課長に電話した。暫くして神戸鐵道局運輸課長から再び電話があつて「東京ハ大震災ノ爲大混亂シ居リ本省ハ火災ノ爲燒失シ幹部ノ消息不明デアル故ニ單ニ連絡ヲ取ルタメ計リデナク救援隊ト食料品ヲ供給シタイト思フ、依テ出來得ル丈早ク連絡船ヲ出帆セシメ神戸ニ寄港セシメラレタシ、尙米ハ時間ニ間ニ合フ限リ積込マレタシ、又船ガ神戸ニ着ク迄

ニ食料品ト人間ヲ手配スル」とのことであつたから然らば連絡船の運航を手配すべしと答へ、直に運輸課長と協議して課長會議を開催し(運輸運轉,船舶電氣經理,工作,工務の各課長列席す)救援船舶派遣のことを決議し,大臣,名古屋及び神戸鐵道局長宛に次の如き電報を發した。

門司鐵道局長より大臣宛。

東海道線不通ニツキ名古屋鐵道局長ト打合セ高麗丸今日(二日)午後八時頃下關發景福丸ハ明日(三日)午後下關發何レモ清水ニ向ケ出帆,清水横濱間臨時運航ノ取計ヲナ,ス運賃寢臺料食事等先例ニヨル右承認乞フ

名古屋,神戸兩鐵道局長宛

(イ)高麗丸ハ今夜(二日)午後八時下關發神戸ニ寄港ノ上江尻ニ廻航シ江尻横濱間臨時運航ハ名古屋鐵道局ノ手配ニヨル

(ロ)景福丸ハ「ドツク」入渠中ナルガ假手當ヲ施シ明後日(四日)午後下關發直行江尻ニ赴カシメ連絡ノ用ニ供セシム

(ハ)旅客ソノ他救護ノタメ白米若干ヲ高麗丸ニ又景福丸ニハ食料ソノ他ノ物資約百噸ヲ積載シ尚必要ニヨリテハ通信材料ヲモ積載ス

(ニ)船舶課長及ビ關係員數名ハ高麗丸ニ乘船ノ筈

(ホ)船舶ノ運航ニツキテハ本省ニ打電シヨキタ

(ヘ)東京附近着米穀ノ輸送ニツキテハ適當考慮シ手配ヲ誤ラザル様注意シオル

(ト)管內別ニ事故ナシ

以上記述する様に,高麗丸を關東方面に向け出帆せしめた動機は名古屋鐵道局の發議,神戸鐵道局の仲介により門司鐵道局の局議で決定し臨機の處置に出たるものである。

高麗丸景福丸の二隻で清水横濱間の臨時運航を爲すことの經伺電報は九月三日午後本省に到着した。當時鐵道遞信兩省共に關東方面よりの通信は不能であつた爲海軍省に依頼して(記錄なきも多分無線電信)次の如き電報を發して居る。發信者は海軍省副官受信者は門司鐵道局連絡船宛で「運輸局ヨリ左ノ通轉電方依頼アリ汽船ハ品川ニ向ヒ同地ニ客ヲ陸上ゲスベシ」と次で門司鐵道局長は高麗丸景福丸の出帆に關し運輸局長,東京鐵道局長及び在京中の門司鐵道局長及び同局船舶課長宛に,次の如き電報を發してゐる。

三日海軍省副官經由ノ關釜連絡船品川ニ向ヘノ電見タ,高麗丸ハ二日午後六時二十分下關發三日午後五時二十分神戸着今日午後十時半神戸發品川ニ向ツタ,又景福丸ハ今日(四日)午後二時下關發神戸ニ寄港明日神戸發途中高麗丸ト無線ニテ打合セ横濱又ハ品川ニ向ハシム,景福丸ニハ救護團員三百二十五名白米,味噌,醬油,砂糖,鹽漬物梅干等ノ食料品約百噸自動自轉車一臺自轉車二臺毛布,天幕荷車等折疊式寢臺五,擔架二,ソノ他醫療用具並ニ工事材料圓材タルキ貫板亞鉛板繩莚等約十噸ヲ積載シ又神戸ニテ鐵道救護材料及十六師團ノ衛生隊員二百五十名ヲ搭載炭水補給ノ上出發ノ筈

第三船としての貨物船多喜丸には門司鐵道局管內九州各縣及び山口縣發震災地行救恤品を積載し下關より品川迄輸送することに局議決定し同船は四日釜山より歸着直に廻航準備をなし,九月七日各縣より集着せる救恤品六百三十五噸及び省用揮發油七十罐モビール油五罐省旗七枚を搭載して,午後一時下關を解纜し品川に直行したが,翌八日紀州沖に於て天候不良のため午後七時半紀州潮津港に避難し翌九日午前三時半頃天候稍々恢復したので同港を出帆し十日午後六時半無事品川に到着した。當時各府縣より輸送する救恤品は海軍に於て荷揚することになつて居たので本船到着後直に海軍方面に交渉したが,この種の先着船が既に多數輻輳し人夫艀舟等不足のため當分荷揚げの見込がない。依つて止むを得ず荷揚順番を待つてゐたが,漸く九月二十一日海軍の援助に依り多喜丸に限つて芝浦岸壁に繫留し陸軍側の手配で全部陸揚げを終了した。先是門司鐵道局より

關釜間船腹不足のため荷揚濟み次第歸關せしめられたい旨電報で申出があつたので、本船は同日午後五時品川發清水港に寄港し清水を積込み二十五日午前七時四十分無事下關に歸着した。

二、名古屋鐵道局

名古屋鐵道局は電話で神戸鐵道局に關東震災の情報を傳へ海上連絡の事に關して協議した事は前項の通である。然し同局は沼津以東列車不通の爲不取敢海上に於て旅客貨物の連絡の急務なるを察し、清水港に碇泊せる國際汽船株式會社所有船グラスゴー丸を傭船し、乘客千六十七名を搭載して二日夜半清水港出帆芝浦に向はせた。これは東京との通信連絡が不充分であつたために名古屋に於て東京地方の慘狀が左程でないと想つたために同鐵道局に於て種々奔走の結果右の如き手配を爲したのであつた、然るに京濱地方は寧ろ人の多きに苦しむ樣な狀況で罹災者でも可成被害地域外に行くことが望ましい樣な一般の狀勢であり殊に一般人民の入京は可成制限する方針であつたのみならず同船が三日橫濱に到着した時は既に京濱地方に戒嚴令が布告され相當理由あるものの外一切入京を許可せられなかつたので、同船は乘客中の朝鮮人及び希望者約二百名を船內に止めその餘は非常な困難の下に六日迄に漸く京濱兩地に上陸せしめ卽日清水港に歸港殘留客を陸上げして傭船契約を解除した。この結果名古屋鐵道局に於ては旅客の輸送は策の得たものでないことが明瞭となり斷然この計畫を打切つた。而して震火災の激甚なるに鑑み震災地方從事員及びその家族は必ず食糧の缺乏に苦しめるものとの豫想を以て二日夜半から三日に亘り徹宵その準備をなし清水港に碇泊せる船舶を傭船し或は幸便に托し次の如く食糧品輸送を開始し、

第一回　九月三日午後十一時半清水發芝浦行

海幸丸（一千五百六十八噸）米五百二十八俵、梅干四十六樽、野菜二十二樽、味噌五樽を搭載した。

第二回　九月四日午後五時清水發芝浦行

七福丸（三十噸の石油發動機の漁船）梨八百箱、ビスケット四十箱を搭載した。

第三回　九月四日午後八時清水發芝浦行

觀音丸（二十五噸、七福丸と同樣漁船）白米二十二俵、梨三百四十箱、玉葱五俵を搭載した。

第四回　九月五日正午清水發芝浦行

吉祥丸（三十七噸、前同樣漁船）梨四十七箱、煙草（朝日）十箱、白米十三俵

第五回　九月五日午後十一時清水發芝浦行

大島丸（六百噸）綿布五個、サイダー三十八箱、ビール三十九箱、梨八百五十九箱

第六回　九月七日午後八時清水發芝浦（臨時連絡船）

鹽五十叭、味噌三十樽、提燈九箱、茄子漬十樽、甘藷四百俵、マツチ五十箱、サイダー百六十二箱、蠟燭十二個、慰問袋三十二個（東京鐵道局長宛）

等を輸送したが、これ等の物資は全部芝浦に陸揚されそれぞれ配給された。而して以上の船舶の內七福丸、觀音丸吉祥丸及び國府津方面に食料品を輸送した新祥丸、新生丸の五隻は芝浦に廻航しこれを品川清水港間臨時連絡航路に於ける芝浦品川間小運送の用に供したが、艀舟不足の當時に在つてこれ等の石油發動機船は艀舟代用として最も適當なものであつた。

この外鐵道救護材料及び食料を搭載した第二御崎丸（七百六十四噸）は四日午後四時二十分、食料品を搭載した伏見丸は九日午後五時三十分何れも名古屋港を出帆、前者は七日後者は十日それぞれ芝浦に到着した。これで名古屋鐵道局の輸送計劃は終了したのである。

これより先同局では臨時連絡航路の開始に就て船舶關係員を必要としたので神戸鐵道局から技師一名の助勤を得諸般の準備をしたのである。

三、神戸鐵道局

神戸鐵道局は名古屋鐵道局より京濱地方の震災の情報を得門司鐵道局と海上連絡開始の議につき交渉をしたことは前項記述の通である。そして門司鐵道局議決定事項及び高麗丸景福丸の神戸寄港の日取等に關する門司鐵道局の電報を得た神戸鐵道局は兩船に積み込むべき物資竝に人員等の準備に取掛り同時に運輸課旅客掛長及び船舶關係の書記一名を先發として九月二日横濱に出張を命じ、この一行は山城丸に便乘して横濱に向つた。一方名古屋鐵道局より船舶關係職員の援助の乞ひがあつたので清水港に於ける連絡掛員として技師一名を出張せしめた。

先發の旅客掛長一行を乘せた山城丸は九月三日横濱港外に投錨し翌四日午前五時港内に入港した。けれども通船並に小蒸汽船等は不足してか更に來ないため容易に上陸することが出來なかつたので遙に海上より横濱市の慘狀を目擊するより外なかつた。

この間傳へらるる風說は皆不安の念を助長する事のみであつて殊に京濱間の交通杜絶せることを確め高麗丸が清水港に入港して旅客を投載するの不可なるを思ひ同掛長は次の如き無線電信を高麗丸船長に宛發した。

「横濱市内秩序亂レ京濱間連絡ノ便ナシ清水港ノ旅客搭載ヲ止メ直行セヨ小官等上陸シ待チ居ル山城丸ハ五日午前八時出帆ノ由」

四日午前十一時過ぎ何れの船であるかは不明であるが漸く小蒸汽船が來たので同掛長はこれに便乘して横濱船渠株式會社の岸壁に上陸したが陸上の慘狀は豫想以上で横濱市は全滅し死屍各所に散在せるを見た。斯の如き狀態であるから高麗丸に搭載した諸物資の陸揚は到底不可能であると認め、これが打合せをするため高麗丸の入港を待つて居つたのであつた。斯くて高麗丸は翌五日朝無事入港したが同船から「本船は品川ニ廻航スベキニツキ本船ニ乘移レ」との通知があつたので、同掛長等は横濱より高麗丸に乘船し正午出帆午後二時頃品川沖に到着した。蓋し高麗丸は海軍省副官經由の電報により着地を品川に變更したものであらう。

第二　本省に於ける海上輸送計畫

一、芝浦清水間連絡運航の開始決定

以上の門司神戸、名古屋鐵道局で計劃した臨時運航開始經伺の電報は九月三日午後本省に到着したので運輸局船舶課は直にこれが準備に着手した。當時北陸方面に出張中の船舶課長は直に東京に引返へし不在中の狀況報告により不取敢左の通課員を配置した。

東京鐵道局内運輸局　船舶課長及び雇一名
新橋運輸事務所(品川)　技師二名、屬一名、雇二名

東海道本線被害の程度、馬入川鐵橋陷落竝に山北谷峨間隧道埋沒甚大であつて、復舊には相當長時日を要することが明確となつたので、假令關釜航路は缺航する場合を生じてもこの際止むを得ないから、前記二隻の連絡船を以てこれが救濟を爲すため西部連絡地點を清水港とし東部は横濱は災害甚しく當時連絡地點となす見込がなかつたため品川沿岸又は芝浦に地點を求め臨時連絡航路を開始することに省議決定し接續地點の選定に着手したのである。

二、接續地點の選定並に芝浦に於ける連絡設備

右省議決定により船舶課長は九月四日午後船舶課の技師と共に東部地點の調査に着手したが芝浦埋立地は當時淺澁作業中で完成してゐなかつた爲高麗丸及び景福丸の如き吃水の船舶は到底これを芝浦迄入港させることは困難であつたから本船は品川沖に碇泊せしめ、海上約四五浬の小運送を爲す不便はあつたが芝浦を東部連絡地點と決定し、同地に於ける東京市道路局芝浦出張所の假廳舍の一部並に器具等を借り受けこれを事務室に充てた。

而して小運送用艀舟(三百人乘の達磨船三隻を運送業赤根組より、又これが曳船用として小蒸汽船金寶丸約二十噸)を荒川回漕店より傭船し、通信用としては發動機船「あさむし」丸を用ふることとして不完全ながら玆に連絡作業の準備を整へたのである。玆に特筆することは當時火災のため多くの艀舟が燒失して居たのでこれを手に入れることは容易ではなかつた。右小蒸汽船及び艀舟を傭船するまでには船舶課長は技師と共に芝浦に於ける運送業者を戸別訪問的に物色し漸く借入れることを得た樣な次第であつた。然しその料金は平常に比し數倍であつて金寶丸の如きは實に一日百三十圓といふ異常の料金であつたが、他に小蒸汽船の所有者なく非常時のこととて背に腹は更へらず止むなくこれを傭船することにしたのである。今一つは芝浦にあつた道路局の出張所で同出張所は幸にして定めたる連絡地點と同一場所であり且執務上の器具卽ち椅子テーブル等の如きものは全部完備して居り卽時執務し得る誂へ向の建物であつたが、道路局ではこれが借用に就て快諾して呉たるに非常な利便を得たことである。

以上の如き不完全な準備では到底連絡作業を完全に遂行することは不可能であり且人員も亦不足であるから九月四日附を以て札幌鐵道局に對して曳船七重丸及び尾花丸の二隻を又仙臺鐵道局に對しては茂浦丸及び船夫の來援を命じた處兩局では直に廻航その他の準備に着手し三隻共九月六日それぞれ碇繫港を芝浦に向け出帆したが不幸にして途中海上風波荒く再三避難するの止むなきに至り難航を冒して漸く茂浦丸は十一日、七重丸尾花丸は十二日何れも無事芝浦に到着した。又船夫三十一名世話役二名は九月五日七〇二列車で青森を出發し七日朝無事芝浦に到着した。以上の準備當時の人員配置は次の通である。

本　省　船舶課長一名
芝　浦　技師三名屬二名、技手一名、雇二名
品川ホーム　技師一名屬一名、雇一名

これと相前後して名古屋鐵道局より差し向けた石油發動機船は續々芝浦に到着し芝浦品川間の小運送に非常なる利便を與へた。

三、清水港に於ける連絡設備

芝浦清水港間に臨時連絡航路を開始することに省議決定せらるるや、名古屋鐵道局に於ては靜岡運輸事務所長に命じこれが準備に着手し二日神戸鐵道局より船舶關係技師一名の助勤を得た。その後景福丸に乘船して來た下關運輸事務所船舶主任が同技師に代つて清水港駐在となり、靜岡運輸事務所臨時船舶主任として專ら清水港に於ける連絡作業に從事した。

清水港に於ける連絡作業は旅客はこれを艀舟に搭載し小蒸汽船で曳航し清水稅關波止場より乘降せしめ清水江尻間約十町は徒歩により江尻驛と連絡した。又連絡作業の末期に於ては生糸を小荷物扱として輸送したが、これは手小荷物と共に江尻驛より清水港驛貨物驛にて江尻より分岐す)止貨車積として廻送し清水港驛より艀舟に積込んだのである。而してこれ等の作業は總て請負であつた。

四、連絡地域の港灣及び航路の狀況

(イ)芝浦港

芝浦港は陸岸より沖に向つて百間の幅に浚渫し五千噸級の船舶を入港せしむる計劃を以て當時浚渫作業中であつて公認の水先人も置かれず、品川沖より入港するには唯一條の通路あるのみで途中淺瀨あり滿潮時を見計ひ水先人によつて二三千噸級の船舶が入港し得る程度のものであつた。而して陸岸に沿ふて築かれた岸壁は幸に現存して居た。景福丸は高麗丸に比較して吃水淺いので例へ一隻でも芝浦に入港が出來れば作業上非常に便利であるから同所の水先人に交涉した所、途中一ケ所淺い所はあるが高潮時ならば入港出來るかも知れないといふので試驗的に入港水先きすることを快諾して呉れた。然し景福丸が品川

に到着した翌日即ち九月七日これを試みた結果は不幸にして、水先人の豫定した位置に底觸してその目的を達することが出來ず入港可能に一纜の望を抱いて居た期待は遂に水泡に歸するに至つたことは甚だ遺憾であつた。幸に底質は泥土であつたから船體には何等の異狀なく次の滿潮時に無事離底し品川に碇泊せしめ止むなく芝浦品川間の小運送をしなければならぬことに確定したのである。當時芝浦港には東海道線不通のため各府縣の救恤品、慰問品等の輸送品を積載した大小の船舶が集中し、左なきだに廣くない同港は船舶の出入頻繁で小運送用艀舟の曳航作業は非常な困難であつた。この際に處した七福丸以下の發動機船及び茂浦丸七重丸尾花丸等の曳船々員の努力辛勞は又見逃すことの出來ないものである。

(ロ)横濱港

横濱港は陸上と同樣に震度甚しかつた爲防波堤の陷沒を始め岸壁及び棧橋は殆んど全部破壞され棧橋の如きはその基本部約二町の間陷沒し上家の全部は或は傾倒或は全倒し實に慘憺たるものであつた。而して港內水深の變化及び延燒物沈沒せるため海軍の測量に依り所々に警戒旗を樹て一時的の標識を作り航海の安全を期した程であつた。

(ハ)清水港

清水港は天然の良港であつて船舶の出入差支ないことは勿論であつたが港內水深不同にして當時多數の艦船は本港を基點とするものが多かつた爲船舶輻輳し適當な錨地を求め難かつたから連絡船は常に陸岸より約四分の三浬の沖合に碇泊し荷客の積卸しをしたのである。又同港は北東風に際し波浪高く動もすれば海陸の交通杜絶する惧ある港であるが期間中は天候概して良好で順調であつた。

(ニ)品川港

品川港は防波堤もなく遠淺軟泥の海底で陸地近くに碇泊すること困難であつたから普通陸岸より約四浬の沖合に碇泊しなければならなかつた。同港は各方面より救援船の集合地であつた爲に絶えず艦船輻輳し錨地の選定困難であり且海陸の連絡甚だ不便であつた。同港も亦北東又は南風の場合は波浪高く期間中は二三回荷客の積卸し及び艀舟の運航不可能の場合もあつたが概して天候佳良であつた。

(ホ)航路情況

清水品川間航路に於ける標識中大島燈臺以東は殆んど全滅し東京灣に入りては陸地海岸の崩壞せるもの多く東京灣に入港する船舶が唯一の標識とする觀音崎燈臺の燈火及び第二、第三海堡の燈火は滅失した。のみならず灣內海底の變化も疑はれ夜間は勿論晝間と雖も船舶の出入頗る危險であつた。航路標識は九月中旬頃より漸く假設復舊したけれども尙不完全であつて時々燈火滅失するため航海業者の最も苦心した處であるが更にこの間航行するに當つて苦痛であつたのは針路の變更艦船の往來頻繁であつて寸時の油斷も出來ない上に晩夏初秋の頃とて東風又は南西風强烈な場合があり、殊に海上常に風浪あるので有名な伊豆神子元沿岸附近に於ては殆んど毎日の如く不測の强風反轉し尠からず航海者を苦しめたのである。以上の如き危險な海上に於て航海を續けた各連絡船々員の努力は又見逃すことの出來ないことであつた。

第三　通信並に衛生事務、物品の配結

一、通信狀態

(イ)當初の通信狀態並に人員配置

この時に際して本省船舶課員は便宜東京鐵道局の現業員となり新橋運輸事務所長と協議し東京鐵道局運輸課員と協力して連絡作業に從事することとなつて全部芝浦に派遣され、船舶課長は隨時命令を發して東京鐵道局長に代り適當の處置を採ることになつた。然るに當時本省品川間は不完全ながら通信の方法を

取つて居つた。けれども本省芝浦間、品川芝浦間は通信全く不能のため品川ホームに通信用傳令を設くる必要があつたので、品川ホーム詰の技師をこれが主任となし屬及び雇各一名を配し、(本省には船舶課長及び雇一名芝浦には技師三名、技手一名屬三名、雇二名を配置したことは前に記した通りである)本省から芝浦に通信するには一度品川ホームに通話してこれを芝浦に徒歩で傳令する機關を置たのである。

(ロ)船舶相互間並に海陸通信狀況

高麗丸、景福丸は共に無線電信を有し下關出發より震災地域に達する迄は必要に應じ隨時海陸の通信をすることが出來たけれども震災地域に入航後は海軍の制限に依り通信することが出來なくなつた爲非常に不便であつたので、海軍省に交渉の結果九月十七日より特に連絡船相互間に限り一定の時間中無線通信を許可せられた。九月十五日より大井に臨時無線通信所を省直營を以て設置し連絡船相互間並に連絡船と大井無線通信所相互間通信を開始することが出來る様になつて海陸の通信は非常に便利になつた。

二、食料及び物品の配給

(イ)芝浦從事員食糧の配給

當時品川では鐵道從事員のために食事の炊出しをなし握り飯を配給してゐたので芝浦在勤者も同配給所より握り飯の配給を受くることになり、各食共品川迄取りに行かなければならなかつたからここに受給係を置いた。然し青森より應援の船夫三十三名分の握り飯を運搬することは仲々困難であつたのみならず當時の蠅は實に夥しいものであつて、第一に不便であるのと第二に傳染病等の發生の惧れあることから何とかして芝浦で炊き出しを實施しようとしても、飯炊き用の釜もなく又飲料水を得るにも困難であつたが漸くにして一斗炊きの釜を一個配給せられたので、それ以來炊事係を置き專ら芝浦從事員の爲めに炊き出しを實施することになつて非常に便利になつた。

(ロ)連絡船用物品及び食糧の配給

船舶救援作業中船用品(石炭、清水、食料及び消耗品)は清水港に於て江尻倉庫より配給される様になつて居たが靜岡運輸事務所では從來船舶を運航したことがない爲總ての物品が完備してゐなかつたので中には毎日名古屋より取寄せて配給したものもあつた。殊に飲料水の惡質なことは最も船員の苦痛とした處であつた。又食糧品は非常に高價であつたが獨り石炭は美唄、撫順炭を使用したので在來の炭質に比し良質のものであつたため航海上多大の便宜を得たのである。而して芝浦並に横濱に於て使用した省の小蒸汽船用石炭も江尻倉庫の手配により連絡船に積込み廻送配給を受けたのである。

三、保健及び衛生狀態

(イ)芝浦連絡所の保健設備

震災後罹災地に惡疫流行の兆があり且連絡船に病人發生の場合救護の必要を生じたため、芝浦船舶事務所には醫員一名看護婦二名より成る救護班を設置し、又景福丸、高麗丸内には各醫員一名藥劑員一名事務員一名看護婦二名より成る救護班を乘組ましめ保健上にも注意することとした。

(ロ)船舶從事員の保健狀態

芝浦に於ける臨時船舶事務所に勤務したものは船舶課長以下下關靑森より助勤のため入京中の棧橋夫に至る迄保健狀態非常に良好であつた。連絡船乘組員中より、五名の入院治療を要する患者を出し、その他に勤務に差支ない程度の輕症者數名あり、飮料水惡質の爲め「腸カタル」に罹つたものが比較的多かつたけれども大體に於て健康狀態は良好な成績であつた。

第四　罹災者輸送の變遷

一、無賃輸送開始

豫て東航中の高麗丸は九月五日品川に入港する豫定であつたが、この日朝來海上波高く金寶丸の如き小蒸汽船では品川沖に出港することが危險で高麗丸の入港して居るか否かを確むることが出來なかつた。翌六日朝風波靜まつたので港内を捜索した處約五、六浬沖に碇泊して居ることを發見し、直に本船を訪問したが積載貨物は主として鐵道救護材料多く多少の食料品の搭載してゐたけれとも陸揚げ不能の爲めこれを見合せ、六日朝清水に向け出帆を命じ清水に於て救護材料を陸揚げし七日初發として臨時運航に就かしめたので不取敢次の如き命令を發した。

汽船高麗丸は左記に依り運航すべし

六日午後六時　品川發　七日午前六時　清水着
七日午後六時　清水發　八日午前六時　品川着

次で景福丸は六日午後一時無事芝浦に入港したので直に荷揚に着手し七日午後五時品川發を初航として次の條件を以て連絡を開始した。

一、出帆時刻　下リ便　品川發午後五時　清水着翌日午前六時
　　上リ便　清水發午後六時　品川着翌日午前六時
二、運航時間　十二時間乃至十三時間
三、旅客定員　高麗丸千五百人　景福丸二千五百人
（コノ定員ハ勿論一、二等ヲ取扱ハス食堂、喫煙室、談話室等總テノ船室ヲ開放シ甲板通路等苟クモ雨露ヲ凌キ得ル場所全部ニ乘船セシメタノデアル）

四、運　賃　下リ　罹災者ハ田町驛長ニ於テ乘船證ヲ與ヘ清水以西ヘ行ク者モ同乘船證ニ依リ自己ノ目的地迄無賃トシタ。
　　上リ　東京ニ家族ガ在住セルモノ又ハ公務ヲ帶ビテ旅行スルモノニ限リ取扱ヒ鐵道運賃ニ依リ料金ヲ徴收シタ。

當時の方針として物資の缺乏せる東京竝にその附近に罹災者を置くことは策の得たるものでないから出來得る限り退京せしむることゝなつたので、臨時航路開始を一般罹災者に周知せしむる必要があり東京鐵道局では九月六日付を以て次の如き廣告を出した。

連絡船出帆

一、鐵道省汽船　景福丸　定員　二千五百人
一、明七日夕刻芝浦出帆　清水行　清水以西ハ鐵道ト連絡致シマス
一、七日午後二時頃カラ乘船ヲ開始致シマス乘船券ハ田町驛長カラ御申受ケ下イ
一、運賃ハ總テ無賃デス
　御覽濟ノ上ハ皆樣ヘ御傳ヘ下サイ

又芝浦では連絡地點を知らせる爲め省旗を高く揭揚し路傍には建札を立て順路を示す等周到な指導を爲したのである。

これ等の宣傳に依り當日（七日）朝來芝浦に集るもの老若男女の別なく多數に及び非常に混雜したが豫定の通り午前十時より乘船を開始し締切時刻の午後三時半迄に二千百五十四人を乘せ定刻清水に向つて出帆した。翌八日は高麗丸の出帆であるが前日の通芝浦に殺到する避難民は夥しいもので前晩より芝浦に集り附近に野宿して乘船を待つ者もあつた。この日高麗丸に搭載した人員は千四百四十一人であつた。景福丸も高麗丸もこ

れだけの人員を搭載すると船内の混雜は非常なもので就中避難者が困つたのは食事と便所とであつた。便所はその數が少いのではなく乘船者が非常に多數である爲め通路を妨げられるからである。當時清水に駐在中の下關運輸事務所船舶主任の情報に依ると、海軍省側では軍艦による避難者に對し午前中より二回丈け握り飯を支給し、尙その他にシービスケツト及び牛肉罐詰を補充食として支給してゐる。又各鐵道局でも上陸地その他の下車驛等で相當食品を供給してゐるのに省汽船にはこの待遇がない、のみならず船内の座席も極めて狹少の爲め多少非難の聲があつたので、九月十二日名古屋鐵道局にて一食拾錢乃至拾五錢程度で船内無償食支給のことに決定したに就ては左の通各船長に通達して置いたから御了承ありたしとの申出があつた。

品川ニテ罹災民ヲ搭載シタル場合ハ當日中ニ一回無償食ヲ支給スヘシ又天候ソノ他ノ事由ニ依リ午前八時ヲ經過シ江尻着ノ場合ハ無償ニテ朝飯ヲ支給スヘシ但シ一食金拾錢以内トス

右の如く當時海軍省でも軍艦で避難の輸送に從事して居つたので、省連絡船も均衡上一人當り拾錢位に相當する握り飯を給與することにしたが二千人以上の人員に對して斯の如き食事を給與することは船内の設備上非常な困難を伴ひ一層の混雜を生ずる爲め九月十六日から「パン」及び梨一個を給與することに變更したのである。

二、旅客定員の變更

連絡開始當時は一人たりとも多く退京せしむる方針で高麗丸を千五百人、景福丸を二千五百人と云ふ定員に定めて實施したが船内の混雜は豫想外であつたので九月十一日より高麗丸を千二百人、景福丸を千八百人と改定し、次の如く船舶課長より新橋運輸事務所長に通知を發した。

當所清水間連絡船定員ハ船内取締困難ノタメ本日ヨリ左ノ通減少致シ度候ニ付至急御手配相成度

一、高麗丸　定員千二百人　　景福丸　定員千八百人

追テ既ニ證明書發行ノ分ハソノ儘トセラレ度

三、有賃輸送の開始

無賃輸送開始後日を經るに從ひ避難者の數減少し漸次一般旅行者却て多數となる傾向を示して來たので二週間後即ち九月二十日限無賃輸送を廢止して次の條件に依り有賃輸送に變りした。

一、高麗丸　旅客定員　一等四十三人、二等百九十二人、三等四百四十人
　景福丸　旅客定員　一等四十五人、二等二百十人、三等六百九十人

一、旅客運賃　一等八圓　二等五圓貳拾錢　三等貳圓五拾錢

一、鐵道職員ニシテ公務旅行者ト雖モ規定ノ運賃ヲ徵收ス

一、罹災證明書ヲ所持スル者ニ限リ本月三十日迄無賃乘船ヲ取扱フ

以上原則として有賃制に變更しこれと同時に旅客附隨手小荷物の取扱を開始し田町驛の取扱ひに屬せしめたが上り手荷物に對しては芝浦連絡所に一時的の取扱所を設置し小荷物自動車を以て運搬の用に供した。斯の如く有賃制に變更し旅客竝に手小荷物を取扱ふに至つて益々連絡船發着の確實性を帶び社會に對する責任も一層重且大となつて來たのである。

四、人員の配置

芝浦品川間芝浦本省間の電話は九月六日開通したので品川驛ホームに駐在員を置く必要がなくなつたのと、連絡作業の進展に伴つて人員配置替への必要に迫られ次の如く配置を變更した。

本省	船舶課長	雇	一名		
芝浦	課長				
	庶務掛	技師	一名	屬	四名
	旅客掛	技師	一名	雇	二名

貨物掛　技師　一名　屬　一名
　　技手　二名　雇　一名
本船掛　技師　一名　技手　一名　雇　一名

この外門司鐵道局船舶課書記一名、札幌鐵道局船舶掛員書記一名、名古屋鐵道局運輸課員書記一名第二御崎丸の指揮者として入京等上京したのを機會に當分助勤せしむることゝした。而して仙臺鐵道局より助勤の船夫及び門司鐵道局より助勤の棧橋夫等はそれぞれ次の如く配置した。

庶務掛　世話役一名、船夫六名にて專ら炊事に從事せしむ
連絡掛　世話役一名、棧橋夫十名、船夫十九名にて專ら旅客の指導に從事せしむ
本船掛　船夫三名諸雜用に從事せしむ

第五　連絡地點の變更計畫

一第一回橫濱港視察

品川清水港間臨時連絡航路開始後、陸上に於ても線路の復舊に全力を注いだ結果幾何もなく無蓋貨車を以て品川橫濱間に旅客列車が運轉される樣になつたから、船舶課長は技師と共にこの列車に便乘して九月十二日橫濱を視察し、適當な連絡地點を求めた。然し同市の慘狀は又一層甚しく稅關棧橋は陷落し岸壁も崩壞して景福丸、高麗丸の如き船舶を繫留する場所なく空しく歸らなければならなかつた。

二第二回橫濱港視察

斯くて避難者の無賃輸送は九月廿日迄繼續し廿日以後は賃金を徵收することに決定せられたので尙この儘作業を繼續することは策の得たものでは無いと認め、再び船舶課長及び技師二名は九月二十日橫濱視察を爲した。その時は既に相當日子を經たので京濱間の交通は頗に復活し橫濱市も復興の氣分に滿たされ、且震災の爲め大破した舊棧橋は基點部の海中に陷落せる部分に艀舟を利用して艀棧橋を設備し、日本郵船會社その他の社船は棧橋より發着しつゝあつた。この艀棧橋を通行することは風波の際相當危險ではあるが芝浦及び品川間の不便を思へば大に勝れるものがあつたから東部發着地點を橫濱に變更することゝした。

三連絡地を橫濱に變更

右視察の結果橫濱稅關竝に港務部等に對し舊棧橋の一部使用許可を交涉した處快諾を得てその一部を專用することゝなり愈々橫濱に移轉を決行したのである。而して東京橫濱の各驛に乘船券を配分して發賣し列車運轉時刻は次の如く定め九月二十七日限り芝浦連絡所を引拂ひ同日景福丸の出帆を最後に橫濱へ移轉した。

連絡列車運轉時刻

東　京驛發　午後一時十分　東橫濱驛着　午後二時三十一分
東橫濱驛發　午前九時卅五分　東　京驛着　午前十時五十四分

棧橋入口には一時的連絡案內所を建設し又高島驛內に事務所を設置し從事員の宿泊所には高島驛構內に寢臺車二輛を常置してこれに充て、又手小荷物運搬には手小荷物自動車五輛を又係員用として自動車三輛を橫濱に廻送した。又手小荷物は海上小運送をする方が便利であつたからその曳船には尾花丸、七重丸、茂浦丸の三隻を充て港內小運送をした。當時荷時々大きな餘震があり、事務所に充てた高島驛は大地震のため甚だ危險な狀態に傾斜してゐたから九月二十八日事務所を寢臺車に移した。

前に記した如く連絡船は旅客附隨手小荷物のみを取扱つて來たが震災以來各驛に停滯してゐた小荷物は甚しき多數に上つたので十月五日から小荷物の取扱をも開始した。兎角する內十月十日暴風雨が襲來して谷峨信號場山北驛間の徒步連絡は再び杜絕するに至つた爲め乘船客が著しく增加した。よつて旅客定員を高麗丸二等を二百十人に三等を五百五十人に、景福丸二等を二百五十人に三等を八百五十人に增加して輸送の緩和を計つた。

これより先横濱貿易復興會の請を容れて輸送してゐた東横濱着の生糸は臨時航路の連絡地を横濱に變更と同時に清水港横濱港間航路運賃(清水港中繼費共)一噸十二圓十錢で連絡船便に依る取扱ひをも開始した。

四、人員配置

九月二十八日横濱に連絡所を移轉し人員配置を左の如く變更した。

本省	課長	技師一名	屬二名	技手一名	雇一名
横濱庶務掛		技師一名	屬二名		
本船掛		技師二名	屬一名	技手一名	雇三名

當時本省船舶課は東京鐵道局運轉課の一部を借りて執務してゐた。

第六　終結

横濱に移轉以來日を經ること約一ケ月、この間陸上では東海道線の復舊に全力を注ぎ十月二十八日には單線運行ながら東海道線も全通し、海上連絡を繼續する必要がなくなつたので連絡航路は同日を以て打切ることにしたが萬一の場合を慮り横濱張出員及び連絡所の諸設備は同月三十一日迄殘存せしめた。然し東海道開通後幸に何等の支障も起らず進捗したので、高麗丸は十月三十一日横濱を又景福丸は同日清水港を出帆し何れも歸途に就かしめ横濱出張員も十一月一日を以て全部同地を引揚げた。船車聯絡作業は前後約二ケ月に亘り作業上にも不備不便の點が多かつたに拘らず旅客貨物に關する事故の如き一件もなかつたのは幸であつた。又一面關釜連絡航路に於ては景福丸助勤の爲連絡船が二船運航となつた影響を受けて從事員の勤務が過重となり殆んど不眠不休の狀態を繼續しなければならないといふ有樣であつた。

芝浦連絡所作業狀況

月	日	船名	荷役數量	船舶噸數	揚荷品名數量
九月	五日	高麗丸	一、〇三七個	三〇二九	白米一、〇〇〇俵味噌漬物二一個鹽二俵、醬油七樽、茶及砂糖七個
同	七日	景福丸	一、一八三個	三六二〇	米九七〇俵漬物醬油六二樽鹽四〇俵木炭五〇砂糖二二ビスケット一〇箱福神漬牛罐二九箱
同	八日	同　船	五七九個	同	味噌醬油漬物九八箱砂糖一八箱米四六三俵
同	七日	七福丸	八四〇個	三〇	梨八〇〇個ビスケット四〇個
同	同	觀音丸	三四五個	二五	梨三四〇箱玉葱五俵
同	同	吉祥丸	九五個	三七	梨四七箱白米一三俵ビール二五箱煙草一〇個
同	八日	高麗丸	七五五個	三〇二九	味噌漬物砂糖類七五五個
同	九日	第二御崎丸	一、一五五個	七六四	米一、〇〇〇俵その他食糧品一五〇ケ、救護材料五個
同	十日	同　船	六〇〇個	七六四	ビスケット二〇〇箱雜貨四〇〇個
同	三天	丸	三〇〇個	一二一	米三〇〇俵
同	同	高麗丸	七五五個	三〇二九	鹽五〇俵甘藷四〇〇俵味噌三〇個サイダー一六二個その他八一慰問袋三二個
同	十一日	三天丸	一、五〇八個	一二一一	丸太木材一、三〇〇個モーターカー八臺被覆線二〇、〇〇〇ボンド
同	同	第二御崎丸	一、五〇〇個	七六四	鐵道用品三〇〇個一般救恤品一、二〇〇個
同	十二日	三天丸	一、四〇〇個	一二一一	枕木一、四〇〇本
同	同	軍艦八雲	三〇噸	九六四五	鐵道慰問品三〇噸
同	十三日	三天丸	二〇〇噸	一二一一	枕木及び板類二〇〇噸

同	十四日	同	船	五〇噸	同	木材五〇噸
同	同	安瀨丸	三〇〇噸	一二八一	白米二〇〇噸其他食糧品一〇〇噸	
同	十五日	—	—		天候不良のため荷役中止す	
同	十六日	三天丸	三二〇噸	一二一一	枕三二〇噸	
同	十七日	三天丸	四〇〇噸	一二一一	枕木四〇〇噸	
同	同	安瀨丸	一〇〇噸	一二八一	板及丸太天幕ハンドカー三、モーターカー一、計一〇〇噸	
同	十八日	同		一二〇噸	同	丸太一八四本板類一、二三六束其他計一二〇噸
同	同	三天丸	二〇〇噸	一二一一	枕木二〇〇噸	
同	十九日	安瀨丸	四七五噸	一二八一	板丸太貫類三五〇噸枕木一〇〇噸亞鉛板鐵板二五噸	
同	二十日	同	三〇〇噸	一二八一	板小割等一〇〇噸枕木二〇〇噸	
同	二十一日	同	三〇〇噸	同	枕木三〇〇噸	

右の外省船多喜丸は九州各縣發救恤品計六三五噸を積載十日午後入港二十日出帆し、又名古屋鐵道局手配の伏木丸は愛知その他諸縣發救恤品一千二百三十四噸を積載十日入港十九日出帆したが兩船とも海軍若くは陸軍の手に依り荷役を完了した。

第五項　自動車

激震と共に交通機關を失つた當時に在つて、自動車は唯一の有力な通信機關であり又運輸機關であつた。震災直後より復舊復興の初頭に到るまで自動車の活動に依つて諸般の作業の進展連絡を圖ることが出來たのであつた。以下誌すところの本記錄は當時の狀況を出來るだけ偲ふために主として當時自動車の操縱を主管した者の手記に據つたものである。

自動車部震災記錄

目　次

(一)震災直後三日間の日誌
(二)九月四日以降の主要用務
(三)借入車及び他局の應援
(四)揮發油の供給
(五)車輛修繕
(六)自動車の購入
(七)手小荷物輸送用自動車の運行開始
(八)自動車部の廢止
(九)警視廳交通取締方の復舊
(十)震災前後當局管內自動車及び運轉手の數

(終)

自動車部記錄

(一)震災直後三日間の日誌

△九月一日

一、午前十一時五十八分一瞬にして全市の鐵道電車電話電信杜絶するや今後の通信交通機關は一に自動車の

活動に俟たざるべからざる事を直感した東京鐵道局の幹部は早くも零時四分先づ庶務課所屬の自動車を新橋、上野及び兩國各運輸事務所に派遣して鐵道の被害程度竝に運轉の狀況を調査せしむると共に一方東京自動車庫從事員に對し居殘を命した。これより曩き既に運輸課及び新橋運輸事務所自動車事務擔當者は同庫に馳付け庫員と協力して市內出動中の車輛に對し急據歸庫を命ずる等の手配中であつたので右命令を受くるや更に庫員一同各自自宅の安危を犧牲とし何分の見込付く迄全員この儘居殘り執務する事を申合せた。

註東京自動車庫は平素は新橋運輸事務所をして管理せしむるも非常の際活動の範圍一事務所管內に止まらず且命令の統一と機敏を期するため前記口頭命令を基礎として九月五日附を以て左の通り正式に當分の內本局直轄とする旨達示せられた。

記

內　達

當分ノ內東京自動車庫所屬自動車ノ出動ニ關シテハ庶務課文書掛長ノ指揮ヲ受クヘシ

大正十二年九月五日

新橋運輸事務所長

東京鐵道局長

一、午後零時三十分貨車五輛及び消防車一輛を第一震と殆んど同時に出火せる有樂町並に東京市變電所に急派し消火並に荷物の搬出に當らしめた。

一、午後一時三十分警視廳消防部より今夜は市內大火となる見込に付消防隊の來援を求むるため傳令として橫濱市へ自動車を急派されたしとの依頼あり直に貨車一輛を差向けしも途中倒潰家屋のため進路を塞がれ浦田より引返へした。

註後日聞く處に依れば當時橫濱市に於ても同樣の目的で自動車を出したが途中より引返した由である双方共震災が自分の市內丈けと信じて居つたのは寧ろ滑稽の感がするが又以て如何に當時通信が不便であつたかを知る事が出來る。

一、午後二時十分東京市內營業所神田萬世橋及び御茶ノ水驛を視察し何れも無事なる事を確め更に水道橋驛に到らんとしたが猛火のため引返した。

註右視察の際往路は左程でも無かつたが復路には市內既に困亂し方々迂回して漸く歸つた。

一、午後三時四十分警視廳警務課の依頼で中野署の警官を象潟署へ派遣のため貨車を貸與した。この自動車は往路所々で猛火と戰ひ辛じてその目的を達したが歸路は一面の火となり彼方此方と逃げ廻り遂に不忍池畔辨財天境內の手洗水を飮むなど苦心慘憺して乘務員は被服を黑焦げにして四日の朝漸く歸庫した。又當時來訪した警部の談に依ると警視廳の權力と便宜を以てしても民間にては一輛も提供する者が無いそうであつた。この點よりして當局が自動車輸送を直營して居つたのは幸福であつた。

一、午後五時本省川岸寄り廳舍の一部に飛火した由を聞き直に消防車を遣つて消止めた。

一、午後五時五分萬世橋驛危險となつたとの情報あり貨車二輛を派遣せしも通行不能のため途中より引返した。

一、午後五時三十分本省北口へ貨車二輛を派し重要書類(主として監督局關係)を搬出した。

一、午後五時三十分汐留官舍及び新橋運輸事務所廳舍を見廻りその無事なる事を本局に報告した。

一、午後七時車庫が追々危險となつたので揮發油の移動手配をしたが何分前日購入したばかりのものが九十四樽(一樽一六升入)も山積してあつた事とて甚だ困難した。

一、午後七時二十五分人員點呼をした處出動中のものを除き運轉手九名助手八名であつた。

一、午後八時十分四邊を見渡すと車庫を中心として周圍約十七箇所に炎焔たる火焔天を焦がし居り文字通り猛火の重圍に陷つたので今後の活動に必要なる修繕用部分品揮發油及び重要書類を滿載して先づ自動車十五輛を一隊として代々木練兵場に避難せしめ同九時十分殘部の九輛を續いて同所へ避難せしめた。この際生憎全車輛に割充つる丈けの運轉手がなく頗る當惑した。已むなく臨機の處置として前後及び中央部の車輛に本物の運轉手を乘せその他は全庫員俄か仕立の運轉手となつて操縱したが途中馬場先門地先で機關部に故障を生じた撒水車が一輛落伍したのみで全部無事目的地に達したのは幸ひであつた。

一、午後の十時三十分豪然たる音響と共に遂に揮發油が爆發し黑炎濛々天に沖してもの凄く邊り一面火の海と化すかと思はれた爲に唯一燒殘りの本局廳舍が一時危險となつたが幸ひ附近警戒中の工兵隊購買部食堂掛員教習所生徒並に居殘庫員必死の活動に依り僅に格納庫並に物品倉庫各一棟及び修理中の自動車三輛を烏有に歸したるのみにて修繕場その他は安全なるを得た。ここに特筆すべきは爆發せる揮發油の窒樽を翌朝檢査した所各々その底部に四五升宛殘つて居つたのは不思議に感じた。尙地下埋設揮發油タンクに些の被害が無かつた事は後日の參考になると思ふ。

△九月二日

一、早曉より代々木本局間に小型自動車を運轉して事務の連絡を計つた。

一、飛行機が盛に報告筒を投下して居るのを見て我等の遭難狀況が各地に傳へられ日ならずして救はれる事を知つた。

一、昨日の不眠不休の活動で一同非常に空腹を感じた處僥倖にも持退き荷物中に避難者が置き忘れた釜が一個ある事に心付き直に澁谷及び新宿配給所より白米二俵を借用して飯を焚いた。この釜のため全庫員に食糧の心配を與へず焚出配給前好く活動することが出來た。

一、午前九時三十分新宿池袋及び澁谷に貨車を派し東京驛へ白米を輸送した。

一、午後零時五十五分本局より全車輛東京驛に集合すべき旨命令あり殘存貨車九輛撒水車一輛消防車一輛庫員二十名と共に代々木を去つた。

一、午後三時四十分白米徵發のため文書掛長及び人事掛長を新宿迄送つた。

一、午後五時三十分昨日上野へ出動中の貨車二輛手小荷物積載の儘歸庫したので荷物の整理並に保管の手配をした。

一、午後七時鮮人約四十名ガソリンタンク附近に集合し不穩の行動を爲す處れありたるを以て庶務課長を乘せ第一中學校を假廳舍とせる警視廳に急行した。戒嚴令が施かれたので係官より嚴重なる身體檢査を受けた同七時四十分これ等鮮人を貨車二輛で同廳に護送した八時三十五分同廳警部再び來庫右鮮人中爆彈を所特し居りたる者ありたる由にて現場を臨檢し引續き今後警戒を解かざる樣注意された。

一、午後七時五十分拔刀鮮人約一千人品川方面へ來襲せることの飛報あり右防備打合せのため參謀本部へ貨車一輛を急派すると共に全車輛を擧げて兵員輸送の手配をした。當時全市の電燈消え居り底知れぬ深き暗の內遙に砂利を噛む行進軍隊の靴音のみ聞ゑ肉身に離別した罹災者が「何の誰は居らぬか！」と叫ぶ聲時々四邊の靜寂を破り凄蒼の氣身に沁み斷腸の思があつた。

一、午後八時車輛全部に「東京鐵道局非常用」の紙票を貼付した（これは官用の自動車で他の徵發を許さない標で何れの官衙公共團體會社等も同樣の方法をとることになつたのである）。

一、午後八時二十五分朝來應急事務繁忙のため本時刻車庫現在車は僅に貨車九輛のみであつた。

一、午後十一時五十分飮料水の缺乏を感じ撒水車を馬場先門に派したがタンクに半分より取る事が出來なかつた。

△九月三日

一、午前七時市民に飲料水供給のため警視廳へ撒水車一輛を貸與した。
一、午前七時十分本局用飲料水吸取の爲淀橋淨水場へ撒水車を派す。
一、午前九時三十分新宿東京間白米輸送を爲す。
一、午前十時三十分一昨日借用した白米二俵も漸く殘り少なとなつたので妻帶者に米三升宛分配自後食料自辨とした。
一、午前十時經理課長へ揮發油現在保有高を左の通り通報告した。
　一千四百升　走行力三千九百哩
一、午前十一時四十三分鐵道聯隊復舊工事材料運搬用として本所區江東橋へ貨車一輛を派す。
一、午後四時三十五分增上寺鐵道協會間連絡用自動車運行の手配をした(これは兩所に分れた本省各局課の連絡の爲であつた)。
一、午後五時三十分第一師團司令部へ兵員輸送のため貨車三輛貸與。
一、午後六時自動車の需要を旺盛を極め本省本局及び各事務所高官より直接車庫に要求せらるるもの頻出し何れも用務上の必要に因るがその取捨に困難を感じたから爾後所屬車輛の出動に付いては左の方針に依る事とした。
　(一)文書掛長發行の命令券を提出すること。
　(二)終日貸切の需に要ぜざること。
　(三)一回の貸出は二往復以內に限ること。
(二)九月四日以降の主要用務

一、徹夜勤務者の手配
　汐留官舍全滅のため同官舍に在住した東京鐵道局長以下局幹部及各び課主要掛員はそれぞれ郡部に避難したが交通機關不備の爲往復意の如くならず一方局內に於てはこれ等職員の裁定を要する特急事務繁忙を極め早朝深夜その出頭を促すの要頻發したからこれに充つる爲徹夜勤務乘用車を手配した。
一、傷令救護班防疫班警備兵員警察官及び死傷者の輸送
一、芝浦陸上の糧食及び救護材料の輸送(九月五日より)
二、南千住方面より米穀輸送
一、飛行郵便の派遣及び戒嚴司令部並に天文臺との連絡
一、復舊工事用職員並に材料及び慰問品の輸送
一、毛布食料品等の購買用務
一、飲料水の給供
一、日本銀行より現金輸送
一、派出拂現金及び各驛收入金の輸送
一、市內宣傳隊の輸送
一、橫濱線復舊工事用として鐵道聯隊へ貨車二輛貸與(九月十四日より約十日間)
一、東京機關庫機關車給水用として消防車配置
一、東京鐵道病院へ給水用として撒水車配置
一、乘車券その他の營業開始用品及び勤務交替車掌の輸送
一、橫濱港船車連絡

橫濱港淸水港間船車連絡開始に伴ひ九月二十七日より十月二十五日迄貨車三輛乃至七輛及び乘用車二輛を派遣した。

一、馬入川徒歩連絡用務

平塚茅ヶ崎間徒歩連絡開始に伴ひ貨車一輛乃至二輛及び乘用車一輛を十月五日より十一月一日迄派遣した。

一、各事務所へ專屬車配置

新橋運輸竝に電力事務所、兩國竝に上野兩運輸事務所へ九月二十一日乃至十月十二日の間專屬乘用車各一輛を配置した。

一、東京及び橫濱市へ飮料水給供用として撒水車貸與

一、定期便自動車の運行

前記の如く連絡用務頗る繁忙であつたから本局を中心として東海道、中央東北及び總武線芝浦陸上地竝に市內運輸事務所との間に文書の逓達等のため定期便自動車を運行する計畫を立て先づ九月五日から差當り最も必要なる本局及び新宿品川間に貨車三輛を使用して一日三回を運行し翌々七日から西那須野方面より借入乘用車が來着したので該車を使用し左の如く每日一時間乃至二時間目每に運行し列車開通の卽日より順次これを廢止した。

	區間	期間	輛數
對本局	品川	自九月七日 至九月十八日	二輛
〃	新宿	同 同	同
〃	田端	同 至九月廿二日	同
〃	上野	自九月廿三日 至十月八日	同
龜戸		自九月七日 至九月廿日	同
錦糸町		自九月廿一日 至九月三十日	同
兩國橋		自十月一日 至十月八日	同
芝浦		自九月七日 至九月廿七日	同

(三)借入車及び他局の應援

一、運轉手の臨時手當

震災の當初自動車の需要急激に增加し爲に運轉手の給料昻騰し日給金五拾圓等の電柱廣告を散見するに到りたるを以て從事員一同に對し不取敢手當として金壹千圓を分割給與した。

一、宇都宮運輸事務所斡旋の借入自動車到着

復舊事務益々繁劇を加へ自動車の需要愈々旺盛を極め自動車庫所屬の貨車二十九輛撒水車四輛消防車一輛乘用車三輛計三十七輛はその全能力を擧げて日夜不斷の活動を爲すと雖尙且不足を告げ一方民間に於ても同樣の事情あり或官廳の如きは已むなく各街道入口に吏員を派し地方より上京する自動車を徵發する樣な窮狀であつたこの時に當り宇都宮運輸事務所に於ては機敏にも栃木縣西那須野を主として白河前橋地方より乘用車一九輛貨車一輛計二〇輛を借り集め九月四日夜を徹して强行せしめた右自動車は六日午後三時頃板橋に到着したので直に着劍せる兵士の護衛の下に車庫に引取り內五輛を本省に他は全部當局の所屬とした。この一隊の應援は窮迫せる自動車部の活動力に對し爾後の行動に多大の效果があつたことは云ふまでもないが唯運轉手が東京の地理不案內なると、平素田舍道を來往してゐたものが混亂の巷に馳驅するために豫想程の能率を擧ぐることは出來なかつた。

一、市中より自動車備入

震災當初自動車の逼迫は從て使用料金の騰上を來し一囘數哩の使用に甚しきは五拾圓百圓の高率を唱ふる者を生じ一方運轉方亂暴となりその取締に困難を感じたが四日頃より臨時震災救護事務局に於て市内及び横濱所在の揮發油を一齊に徵發せる結果民間自動車は原動力を失ひ行動意の如くならず供給漸次潤澤となり十日に到り當部に始めて市中より乘用車二輛運轉手付にて供給方の申出あり爾後續々その申込があるので曩に借入れたる分を解傭し優良なるものを補充して努めて能率の増進を計り十一月一日應急事務一段落を告げたので全部解傭した。九月四日以降同日迄に借入れたる輛數は一日一輛乃至二十輛で總延輛數六百三十二輛である

一、運轉手の臨時傭入

第一震以來當部所屬運轉手三十七名は非常の際とて各自身心の許す限り代務に代務を重ね勤務したが不斷の活動既に二週日に亘り現狀を持續するときは運轉上危險の惧あるを以てこれを緩和するため九月十二日より當分の內十名以內を限り臨時外部より傭入することとし不取敢本日戒嚴司令部の紹介で四名を傭入れた。九月中傭入延人員は約三十五名である。

一、借入自動車料金決定

非常混亂の際とて借入自動車の料金及び運轉手の賃金は一定の標準を得るに苦しむだが各官廳及び公共團體の振合を參酌し左の如く決定した。

東京鐵道局自動車借入料金

期間		運轉手日給	助手日給	車體一日分賃借料
自	至			
九月一日	九月五日	金拾圓	金五圓	金四拾圓
同　六日	同　十日	金九圓	金四圓五十錢	金三十七圓
同十一日	同十五日	金八圓	金四圓	金三十五圓
同十六日	同三十日	金七圓	金三圓五十錢	金三十三圓
十月一日	以降	金六圓	金三圓	金三十圓

(一)作業の繁閑及び車輛の良否に依り運轉手の日給は金壹圓以內車體賃借料は金參圓以內を增減することを得

(二)乘用車及び貨車共同一料金とす

(三)乘務員出張し宿泊を要する場合はその實費を支拂ふ

(四)乘務員若くは車輛解傭の場合は一日前に豫告を與ふ

(五)乘務員の食料は現品給與とす

(六)揮發油その他の消耗品は省の負擔とす

(七)省の責に歸すべからざる事由に因る車輛の破損及び乘務員の負傷等に對しては省に於てその責に任せず

(八)省の責に歸すべからざる事由に因る缺勤及び休車に對しては料金を支拂はず

一、荷馬車及び荷車の傭入

當時民間より借入れ得る自動車は殆んど乘用車のみにて貨車の不足甚たしく又大型貨車の使用不經濟なる用務頻發せしを以て九月十四日より荷馬車(一臺十四圓)及び荷車(人夫付一臺四圓)を借入れ使用した九月中使用せる馬車は延百六十三臺で荷車は約二十臺である。

一、他局所の應援

九月六日神戸鐵道局より貨車一輛運轉手付同月七日仙臺鐵道局及び大井工場より貨車各一輛(車體のみ)同月十三日錦糸町工場より運轉手一名の應援を受けたが何れも十月十日返還した。

(四)揮發油の供給

車庫前庭に積置きたる揮發油約百樽は震災當夜鳥有に歸せしが地下埋設タンクに貯藏せる分及び代々木に持出したる分を合して約三千升を保有し震災直後の行動に遺憾なく爾後も幹部に於て左の如き機宜の手配をされたから終始潤澤で豪も心配することは無かつた。

一、九月四日震災地に於て自動車用揮發油缺乏のため罹災地域内各驛宛該品の無賃輸送に關し運輸局長より電達あり

一、同日安全自動車會社より五十樽購入

一、九月五日臨時震災救護事務局より本局自動事用として五十罐配給さる。

一、九月六日宇都宮運輸事務所の斡旋にて小山より二百函購入

一、右以降は臨時震災救護事務局より供給を受けたが右配給事務は十月五日を以て打切りとなつた。

(五)車輛修繕

第一震以來各自動車は日夜の別なく殆と寸暇を與へず酷使せるため破損箇所續出した。幸ひ修繕場が燒け殘つたので極力應急修理をしたが九月五日より當庫所屬以外の車輛の修繕をも擔當する事となり到底これのみでは間に合はぬので大井工場より應援を受くる事とした當時右に關し工作課長より來た通牒及び新聞記事を參考として左に掲げる。

記

東作東亥一二〇九號

大正十二年九月二十日

自動車部主任殿

工作課長

通知

自動車ノ修繕ニ關シ左記ノ通リ大井工場長ト打合致置候ニ付了知相成度

左記

一、大井工場ヨリ仕立技工三名木工一名ヲ自動車庫ニ派遣スル事

二、右人員ニ關スル居住、食糧ハ自動車庫ニテ手配ノ事

三、必要ナル部分品ヲ大井工場ニ依頼シ製作ノコト

四、右部分品ノ運搬ハ大井工場ニ依テ手配ノコト

五、木材板類、ボールドガフナツト」ノ如キ修繕用材料ヲ大井工場ヨリ自動車庫ニ送付コト

六、必要ナル器具ハ大井工場ニ於テ自動車庫主任ト打合セ工具ヲ持參ノコト

七、自動車庫ニハ動力ナシ

以上

自動車修繕工不足(十二年十月八日都新聞)

震災前警視廳に登記した市内現在の自動車は約五千八百臺に上つてゐたのが今度の火災で燒失し現在使用に耐へる自動車數は約二千九百臺に減つて了つた。而も間斷なく燒跡の惡道路を運轉する結果昨今の自動車の殆ど全部が一として滿足なものがなくその上震災のため修繕職工が大分四散してゐるので錄な修繕も

出來ず無理に運轉するところから自動車は愈々滅茶滅茶になる一方である。沖城西自動車學校長の談に依ると「震災後働いた運轉手は約三千八百人で日給五圓から七拾圓までせりあげた位で運轉手の鼻息は實に凄かつたものだ現在ではどうやら運轉手は間に合つてゐる樣だが修繕職工が不足し破損に任せてゐる」と。

(六)　自動車の購入

一、貨物自動車は震災以來極度に酷使せる結果九月中旬頃よりその約半數は近く大修繕を要し當分使用不能となる狀態なるにその需要は却て線路開通に從ひ營業用務漸く頻繁を加へんとし一方乘用車に在りては通信連絡用務尙未だ相當繁忙なると借入車は料金高價にして不經濟なるため九月二十日貨車八輛及び乘用車三輛購入した。右乘用車は自動車部の廢止に伴ひ十二月二十八日庶務課に保管轉換し內一輛丈當分の內非常用として東京自動車庫に借受くる事とした。

一、震災の餘焰未だ全く治まらざる九月四日頃交通機關不備救濟のため本省にて外國へ貨物自動車多數註文の議があつた。その後十月六日に到り電報にて左の通り照會があつた。

記

十月六日發信電報

局　長　宛

運　輸　局　長

今回外國ヨリ貨物自働車若干輛(一噸乃至一噸半積)ヲ購入スル見込ナルカ貴局ニ於テ事業上新ニ貨物自働車ヲ要スルモノアラハソノ用途及ビ見込輛數至急回報アリタシ

右自動車は翌年二月頃到着した當時省線電車は避難民の郊外居住激增せると他の交通機關不備のため非常なる混雜を來し往々死傷事故を惹起する狀態であつたからこれを緩和する目的で荷扱電車の補助として內三十五輛を使用した。

(七)　手小荷物輸送用自動車の運行開始

一、芝浦清水港間の船車連路開始及び東北竝に總武線開通に付九月二十一日より左の通り始めて手小荷物輸送用自動車を運行した。これより漸次營業用務繁劇を加ふるに到つた。

記

イ、田町芝浦間　二噸車　一輛
ロ、東京上野間　同　二輛
ハ、東京錦糸町上野間　二噸車　一輛
ニ、東京新宿上野間　同　同

一、營業用荷物の輸送を開始するや全國より東京附近各驛に手小荷物潮の如く集中し山手及び中央線電車の輸送力に不足を告げたので十月十一日より不取敢品川新宿池袋及び上野相互間に自動車を運行し爾後必要に應じ運行區域を擴張した。

(八)　自動車部の廢止

一、九月十九日付を以て震災に際し臨時組織せる總務部その他各部は九月末日限り廢止し平常の官制に復し執務する事となりたるも自動車部は當分これを存置し特務を處理せしむる旨達示せられた。

一、震災以來交通機關不備のため糧食復舊材料竝に廳中用品の輸送に對し東京自動車庫所屬自動車を融通し來りたるも線路開通に伴ひ營業用務漸次多忙となりたるに付今後は已むを得ざる場合の外手小荷物以外の物品輸送を謝絕する旨十月十日附を以て關係課所に通牒した。

一、震災以來東京自動車庫所屬自動車の出動は本局に於て直接指揮し來りたるも十一月一日より從前通り新

橋運輸事務所をして管理せしむると同時に諸報告類提出方を規定通復舊する旨十月三十日付を以て電達した。

一、十二月三十日左の通自動車部廢止に關する通牒があつた。

記

東庶文亥第六四八號ノ二

大正十二年十二月二十日

各課長殿

庶務課長

依命通牒

本年九月一日ノ震火災以來一時設置セラレタル自動車部ヲ廢止シ同時ニ現在東京自動車庫ニ配屬中ノ乘用自動車三輛ハコレヲ庶務課ニテ管理ノコトニ決定相成候條御了知相成度

追而自動車ノ運用ソノ他左記ニ據リ施行可致ニ付併而了知相成度

記

一、一八五號及ヒ官舍居住運轉手受持ノ車ヲ除ク他ノ車輛中一輛ハ交替ニ宿直又ハ日曜出勤セシム

二、一八五號ヲ除ク以外ノ車輛ノ運用方ハ順番ヲ設ケ交互ニ運轉セシム

三、運轉手ノ出勤退廳時刻ハ別ニ定ムル所ニ據ル

四、公務上必要アル場合ハ前各號ニ據ラサルコトヲ得

五、車庫ニ日誌ソノ他ノ帳表類ヲ備付ケ日々ノ運轉狀況破損修理及消耗品等ニ關シ詳細記載セシム

六、當分ノ內東京自動車庫ヨリ移管ニ係ル車輛ノ置場ハ東京自動車庫トス

七、乘用自動車及「リヤカー」ノ修繕ハ出來得ル限リ東京自動車庫ニ於テコレヲ行ヒソノ他ハ大井工場ニ於テコレヲ行フ

以上

(九)

警視廳の交通取締方復舊

第一震以來復舊用務一日を忽せにすべからざるものあり、然も自動車逼迫の際とて無免許運轉手或は規定外速度の運轉に對し手心を加へられたるも十一月一日より取締規則勵行方左の通り通牒があつた。

記

大正十二年十月三十日

內閣、各省、東京府、東京市　御中

自動車取締ニ關スル件照會

近時自動車ニ因ル重大ナル衝突事故頻發スルヲ以テコレカ防止上左記取締勵行方管下各警察署長分署長ニ通牒致置候ニ付御所管內自動車使用關係ノ向ハソレソレ御注意方御配慮相煩度

記

一、自動車ノ速度制限ヲ勵行スルコト

一、無免許運轉手ノ取締ヲ勵行スルコト

一、自動車ノ番號札ヲ官公署又ハ個人ノ稱號ヲ記セル紙札又ハ板ニテ蔽ヒ居ル等番號ノ不明瞭ナルモノヲ禁スルコト

一、泥除裝置照明裝置等ノ不充分ナルモノヲ禁スルコト

(十)

震災前後當局管內自動車　運轉手の數

一八月末日現在合計　七十一輛　六十七名
九月末日現在合計　七十輛　七十九名
震災に依り燒失せるもの　一三輛
右內譯左の通り

大型乘用	小型 貨車	小型 乘用	計	運轉手 甲種	運轉手 乙種	計	記事
3	1	4	8	7	1	8	
			1	1		1	
			4	2		2	
			1	1		1	
			1	1		1	
			1	1		1	
			3	3		3	
		1	4	3		3	
		1	1		1	1	
			3	3		3	
1	2	1	5	36	1	37	
	6		37	1		1	
		1	1	1		1	
		1	1	1		1	
		1	1	1		1	
		1	1	1		1	
		1	1	1		1	
		1	1	1		1	
		1	1	1		1	
		1	1	1		1	
4	2	4	13	64	3	67	
	7	14	71				
5	1	4	10	8	1	9	
			1	1		1	
			4	2		2	
				1		1	
			1	1		1	
			1	3		3	
		1	4	3		3	
		2	2		1	1	
			3	4		4	
4	4	1	40	46	1	47	
		1	1	1		1	
		1	1	1		1	
				1		1	
				1		1	
				1		1	
		1	1	1		1	
		1	1	1		1	
9	5	12	70	76	3	79	

荷馬車による運搬

救護品の到着漸く輻輳するに至つて、小運送機關の大缺乏を來たし芝浦などには荷物の山をなすに至つた。鐵道に於ても早朝にこれを慮り、省用品の海上運送を避け專ら陸上運送に依ることとしたが當初海運に依り

(一)八月末日現在數

種別 / 所屬箇所	大型貨車 三噸	二噸	半噸	一噸	半噸	特別 消防	撒水	其他
庶務課								
宮大工作課、工場				1				
同大井工場			1	3				
同錦糸町工場			1					
經理課調度掛				1				
同汐留倉庫		2	1					
同隅田川倉庫		1	2					
新橋運事								
同購買		2	1					
東京自動車庫		17	4	1		1	4	2
新橋保事								
同電車								
上野運事								
上野保事								
兩國運事								
宇都宮運事								
水戸運事								
合計		3 22	4 11	6		1	4	2

(二)九月末日現在數

種別 / 所屬箇所	大型貨車 三噸	二噸	半噸	一噸	半噸	特別 消防	撒水	其他
庶務課								
宮大工作課、工場				1				
同大井工場			1	3				
同錦糸町工場								
經理課調度掛				1				
同汐留倉庫			1					
同隅田川倉庫		1	2					
新橋ウジ								
同購買		2	1					
東京自動車庫		18	3	3		1	4	2
新橋ネジ								
同デジ								
上野ウジ								
同ホジ								
兩國ウジ								
宇都宮ウジ								
水戸ウジ								
合計			8	8				

◎太字ハ震災ニ依リ燒失又ハ破壞セルモノ

第三章　運轉並に運轉

救護品の到着漸く輻輳するに至つて、小運送機關の大缺乏を來たし芝浦などには荷物の山をなすに至つた。鐵道に於ても早朝にこれを慮り、省用品の海上運送を避け專ら陸上運送に依ることとしたが當初海運に依り

送りつけられたる食糧品その他取引に關し已むを得ず汐留運送事業會社に依囑し、荷馬車の驅り集めをやりこれによりて芝浦の滯貨を品川まで引取ることを得た。斯かる場合の料金は平常と比較することは出來ないが一日一臺十七圓の割合にて傭入れ左記の輛數を使用した。

九月十四日	芝浦品川間	七一臺
同　十五日	同　同	
同　十七日	同　同	一八臺
同　十八日	同　同	二〇臺
同　十九日	同　同	一九臺
同　二十日	同　同	二〇臺
同　廿一日	同　同	五臺
同　廿二日	同　同	一臺

第三節　運轉

第一項　蒸汽列車運轉

大地震と同時に罹災地に於ける列車の運轉は一時停止の狀態に陷つたが、極力運轉の復活に努め應急施設の進捗するに伴つて逐次運轉區域を擴め熱海線を除くの外は當年中に開通し、超えて十四年三月に至つて熱海復舊し、ここに全く震災前の狀態に復し得たのである。

災後に於て列車の運轉を開始するや、退京せむとする罹災者が停車場に殺到し機關車や客車の屋根や各車輛間の連結器の上にまで上り、その混亂は名狀すべからざるものであつた。從つて列車の運轉を阻害し爲に遲延は

甚しく、終日混雜を極め到底拾收することが出來ない狀態に陷り、九月七日に至つては最早驛員の制止も肯かぬので遂に軍隊の應援により整理した程である。

九月一日中に開通したのは東海道本線は富士岡信號場以西、中央本線は鹽山驛以西、東北本線は日暮里赤羽間及び蕨驛以北、總武本線は龜戸稻毛間である。亞で二日には中央本線笹子鹽山間、常磐線金町我孫子間及び取手驛以北、總武本線稻毛都賀間三日には東海道本線御殿場驛富士岡信號場間、常磐線北千住驛以北、中央本線猿橋笹子間及び總武本線佐倉成東間開通し、四日には東海道本線品川川崎間、中央本線飯田町八王子間、東北本線赤羽川口町間及び山手線の開通を見るに至つたのである。その後漸次線路の開通するに從つて列車の運轉區間を延長し、九月下旬迄には災害區間中の大部分は開通するに至つた。併し橋梁の墜落や隧道の崩壞等の被害激甚な箇所に在つては、日夜これが復舊に努めたが天候の關係とか豫期しない障害の發見等に依つて豫想外の日子を費し、總武本線兩國橋錦糸町間は十月八日、北條線上總湊保田間は同十一日、保田岩井間は同十四日、九重千倉間は同十六日房總線土氣大網間は同十七日、熱海線國府津鴨宮間は同十三日、鴨宮小田原間は同十五日、東海道本線茅ヶ崎平塚間は同二十一日、山北驛谷峨信號場間は同二十五日熱海線小田原早川間は十一月十五日、北條線岩井富浦間は同二十八日にそれぞれ開通し、ここに少許の區間を除き全部の列車運轉を見るに至つたのである。斯の如く大震災が起てから二三箇月の久しきに亘つて列車の運轉を中斷した箇所があつたが應急の策として線路の故障地域附近迄列車を進め徒歩或は渡船の方法に依つて相互の連絡を圖り旅客手小荷物等の輸送を取扱つた。翌十三年七月一日には熱海線早川根府川間の開通を見越えて十四年三月十二日には根府川眞鶴間が開通して、ここに始めて震災被害線路全部の復舊を見たのである。

今線路の不通であつた區間及びその區間に於ける列車の運轉を開始した狀況を示せば左の通りである。

震災ニ依ル線路不通區間及開通月日

線名	區間	線路別	開通月日 九月 上旬	九月 中旬	九月 下旬	十月	十一月	十二月	大正十三年以降	記事
東海道本線	東京有樂町間	電汽							一二	無事
	有樂町田町間								一八	十月一日ヨリ電車運轉
	田町品川間								二二	同
	品川蒲田間									無事
	蒲田川崎間	汽單複							二一	無事
	川崎鶴見間								二一	無事
	鶴見東神奈川間	電汽							二一	無事
	東神奈川神奈川間								一三	無事
	神奈川橫濱間	汽電							一二	無事
	橫濱程ヶ谷間	單複								無事
	程ヶ谷大船間	單複								無事
	大船藤澤間									無事
	藤澤辻堂間									無事
	辻堂茅ヶ崎間									無事
	茅ヶ崎平塚間	複單							一三、八、一五	九月十三日ヨリ十月廿日迄徒歩連絡ヲナス

平塚大磯間	複單									
大磯二宮間	單複									
二宮國府津間	單複									
國府津下曾我間	複單									
下曾我松田間										
松田山北間	單複									
山北谷峨間	單複									
谷峨駿河間										
駿河御殿場間	單複									
御殿場富士岡間	單複									
富士岡岩波間	單複									
岩波裾野間										
裾野濱原間										
東海道支線										
汐留品川間	單複									
鶴見入江間	單複									
入江高島間										
高島程ヶ谷間										
東神奈川高島間	單複									
高島東橫濱間										
東橫濱橫濱港間										
川崎濱川崎間										

東神奈川海神奈川間			一七						
横濱櫻木町間							三〇		
横濱線									
東神奈川中山間				二七					
中山原町田間				二八					
原町田八王子間			一八						
横須賀線									
大船鎌倉間		八							
鎌倉逗子間		一〇							
逗子沼間間			一一						
沼間田浦間			一二						
田浦横須賀間				三〇					
熱海線									
國府津鴨宮間					一三				
鴨宮小田原間					一五				
小田原早川間						一五			
早川根府川間								一三、七、一	
根府川眞鶴間								一四、三、一二	
中央本線									
東京御茶水間				二三					十月七日ヨリ電車運轉
御茶水水道橋間					五				同
水道橋飯田町間			一七						同

飯田町牛込間									無事
牛込市谷間		四							
市谷四谷間	單複	三	一五						
四谷東中野間									無事
東中野八王子間		三							
八王子淺川間									無事
淺川與瀬間		七							
與瀬上野原間					二五				九月七日ヨリ十月廿五日迄徒歩連絡ヲナス
上野原鳥澤間		五							
鳥澤猿橋間		四							
猿橋笹子間		三							
笹子鹽山間		二							
鹽山甲府間									無事
甲府龍王間		一							
東北本線									
上野鶯谷間				二二					
鶯谷日暮里間	電汽		一四	二三					避難者線路ニ集合ノ爲
日暮里赤羽間									無事
赤羽川口町間	單複	四	一七						
川口町蕨間									無事
蕨浦和間	單複	二一							
浦和蓮田間									無事

蓮田	白岡	間	一			無事
白岡	久喜	間	一			無事
久喜	栗橋	間	一一	單	二二	羅災者線路ニ避難セル爲四日午後三河島迄開通
栗橋	中田	間	一二	複		
上野	秋葉原	間				無事
山手線						
五反田	惠比壽	間	四			無事
代々木	目白	間	三			無事
十條	赤羽	間	四			九月二日利根川西岸迄開通
常磐線						
日暮里	南千住	間	五			無事
南千住	北千住	間	四			無事
北千住	金町	間	三			無事
金町	松戸	間	二			無事
松戸	馬橋	間				無事
馬橋	北小金	間	二四	單 複		
北小金	柏	間				無事
柏	我孫子	間	二			無事
我孫子	取手	間	一三			無事
取手	藤代	間	一			無事
藤代	佐貫	間				無事
佐貫	牛久	間	一			無事

牛久	荒川沖	間				無事
荒川沖	土浦	間	二			無事
田端	隅田川	間	六			九月廿一日ヨリ旅客列車ヲ運轉ス
高崎線						
吹上	熊谷	間	一			無事
總武本線						
兩國	橋錦糸町	間				無事
錦糸町	龜戸	間	八			無事
龜戸	平井	間				無事
平井	小岩	間	一			無事
小岩	稻毛	間				無事
稻毛	都賀	間	二			九月十六日ヨリ旅客列車ヲ運轉ス
都賀	八街	間				無事
八街	日向	間	三			無事
房總線						
千葉	蘇我	間				無事
蘇我	土氣	間	三			無事
土氣	大網	間				無事
北條線						
蘇我	濱野	間	二			無事
濱野	八幡宿	間				無事
八幡宿	五井	間				無事

五井木更津間						
木更津周西間	五					
周西青堀間	六	六				
青堀大貫間			六			
大貫佐貫町間	一一					
佐貫町上總湊間	一四					
上總湊保田間		二三				
保田岩井間						
岩井富浦間						
富浦九重間						
九重千倉間		二七				
千倉江見間						
久留里線						
木更津久留里間	二四					

備考

1　電車運轉區間ニ對シテハ電車ノ運轉開始迄ハ蒸汽列車ヲ運轉セリ

2　線路種別欄中「汽」ハ「汽車線」、「電」ハ「電車線」、「單」ハ「單線」「複」ハ「複線」ヲ示ス

第二　列車の運轉狀況

震災當時に於ける列車の脫線又は顚覆等の事故に就ては既に第二章に詳しく述べたからここでは單に事故の概略を掲記するに止める。

一、東海道線

東海道線の震災地域は有樂町浦原間及び横濱横須賀、熱海の三線等で就中被害の最も大きかつたのは熱海線であつた。震災當初に於ける列車の運轉概況並にその後の運轉狀況は次の通りである。

九月一日

(イ)東海道本線

一、急行旅客第六列車は新橋驛で激震に遭ひ濱松町驛附近に停車避難したが市内の猛火に包まれ午後十時頃遂に編成の機關車及び客車十四輛燒盡した。

一、旅客第一一二列車は程ヶ谷横濱間で線路破壞の爲運轉不能となり、午後二時頃沿線の火焰に襲はれ機關車及び前部の客車二輛は前方に避難させたが殘り八輛は遂に燒失するに至つた。

一、旅客第七九列車は戸塚驛を發車後激烈なる水平動に遭ひ機關車は顚覆し、客車の殆んど全部は顚覆又は脫線した。

一、旅客第七四列車は大磯平塚間で突然大動搖を起し機關車及び前部寄の客車は顚覆した。

一、旅客第五一三列車は大井町大森間を運轉中地震に遭ひその儘以西の運轉を休止した。

一、旅客第一一一列車は二宮驛に停車中地震に遭ひその儘運轉を休止した。

一、旅客第七七列車は駿河驛に停車中地震に遭遇し同驛以西の運轉を休止し、客車は當分驛の事務室並に宿舍に充當した。

一、特別急行旅客第三列車は正午沼津驛を發車せしも、鈴川驛構内の一部が陷落した爲原驛より一旦沼津驛に引返し應急修理を待つて午後五時五分更に沼津驛を出發し五時間半延で下關驛迄直通させた。

一、特別急行旅客第一列車は岩波信號場を通過の際激震に遭ひ直に停車し、前途の運轉に支障なきや否やを確める爲に現場に三時間二十四分停車し沼津驛に三時間五十分延著したが、午後五時二十四分同驛を出

發し五時間半延で下關驛迄直通させた。

一、旅客第二六列車は富士岡信號場に停車しその儘以東の運轉を休止し應急修理を待ち午後十時八分沼津驛に引返した。

一、旅客第七六列車は午後零時一分富士驛に停車し鈴川驛構內の應急修理を待ち午後四時二十分同驛を發車し沼津驛迄運轉し第二七列車として折返した。

一、旅客第七八列車は蒲原驛以東の運轉を休止し同驛から第七七列車として折返した。

一、旅客第八〇列車は由比驛以東の運轉を休止し同驛から第七九列車として折返した。

一、旅客第八二列車は沼津驛迄運轉し同驛から第八一列車として折返した。

一、旅客第二二列車は沼津驛迄運轉し以東の運轉を休止した。

一、旅客第八四列車は沼津驛迄運轉し同驛から第八三列車として折返した。

一、特別急行旅客第二列車は濱松驛迄運轉し同驛から第一列車として折返し京都迄運轉した。

一、特別急行旅客第四列車は豊橋迄運轉し同驛から第三列車として折返し京都迄運轉した。

一、貨物第四一一列車は海神奈川驛通過の際激震に遭遇し貨車は分離脫線しその儘前途の運轉を休止した。

一、貨物第六〇〇列車は藤澤驛で地震に遭ひ機關車は傾斜し貨車は傾倒又は脫線したので藤澤以東の運轉を休止した。

一、貨物第四〇三列車は藤澤辻堂間で激震に遭遇し機關車及び貨車は脫線又は顚覆した。

一、貨物第四一〇列車は茅ヶ崎驛で地震に遭ひ機關車及び貨車は傾倒又は脫線した。

一、貨物第六二五列車は茅ヶ崎驛で待避中地震に遭ひ機關車及び前部寄の貨車三輛は何れも海側に顚覆した。

一、貨物第六〇三列車は國府津下曾我間で線路陷落の爲機關車及び貨車の一部顚覆しその他は土中に埋沒した。

一、貨物第四二三列車は山北驛谷峨信號場間で山土から岩石の崩落に遭ひ貨車は顚覆又は脫線した。

一、貨物第九〇二列車は御殿場驛で入換中震動に遭ひ貨車は脫線又は横倒した。

一、貨物第四〇九列車は御殿場驛富士岡信號場で築堤崩壞の爲め貨車顚覆又は脫線した。

一、貨物第六一二列車は蒲田驛で激震に遭ひその儘前途の運轉を休止した。

一、貨物第四〇八號列車は高島驛以東の運轉を休止した。

一、貨物第六〇五列車は大船驛で地震に遭ひ貨車一輛脫線し二輛顚覆した。

一、貨物第六二四列車は大船驛以東の運轉を休止した。

一、貨物第六〇二列車は下曾我松田間で激震に遭ひ機關車は脫線し左側に傾斜した。

一、貨物第六〇六列車は裾野驛以東の運轉を休止し應急修理を待つて沼津に引返した。

一、貨物第四一二列車は山北驛で貨物積卸中激震の爲貨車は一輛脫線し山北驛以東の運轉を休止した。

(ロ)横濱線

一、貨物第八五二列車は中山長津田間で激震の爲貨車六輛脫線した。

(ハ)横須賀線

一、旅客第五一四列車は田浦驛を定時に出發し大船驛起點八哩六鎖附近隧道內で地震に遭ひ、隧道の出口が破壞し、且煉瓦の墜落甚しき爲隧道外に退行した處が、土砂に激突し後部の客車二輛は大破するに至つた。

一、貨物第三二列車は鎌倉驛構內にて入換中路盤激動し貨車五輛脫線した。

(ニ)熱海線

一、旅客第一〇九列車は早川驛を定時に出發し根府川驛に進入の際、地滑りの爲機關車及びボギー客車八輛、四輪客車一輛軌條諸共海中に顚落埋沒した。

一、旅客第一一六列車は眞鶴驛を定時に出發し裏の目隧道東口で激震に遭ひ、隧道外は山上から土砂岩石の墜落甚だしく機關車は土砂中に埋沒したがボギー客車六輛は無事なるを得た。隧道内に在つたボギー客車六輛は無事なるを得た。

九月一日は以西の狀態であつたから正午以後は裾野以東の運轉を休止し以西は旅客列車の一部を運轉したに過ぎなかつた。

九月二日

一、裾野驛以東は全く列車を運轉せず同驛以西は裾野沼津間四往復の旅客列車を運轉した。そして沼津驛以西は線路に支障はなかつたが裾野驛以東が不通であつた爲めに旅客列車の運轉回數を減じ當分の内沼津靜岡間十三往復靜岡濱松間上り八回下り一〇回濱松名古屋間上り五回下り七回名古屋大垣間上り一回大垣京都間二往復京都神戸間一往復休止することにした。

九月三日

一、品川六鄕川間建築用臨時列車を四往復運轉した。

一、裾野沼津間は昨日より一往復增加し五往復の旅客列車を運轉した。

九月四日

一、蒲田川崎間の六鄕川橋梁が開通したので工事材料輸送の爲品川川崎間に四往復の臨時列車を運轉した。

一、川崎鶴見間は線路に支障はなかつたが橫濱市内に暴動が起つたと云ふ情報があつたので列車の運轉を見合せた。

一、御殿場裾野間が開通したので御殿場沼津間は五往復の旅客列車を運轉した。

九月五日

一、品川鶴見間に三往復の旅客列車を運轉した。

一、沼津靜岡間休止せる旅客列車は十三往復であつたが上り一回下り三回復活した。

九月六日

一、鶴見東神奈川間が開通したので品川東神奈川間に六往復の旅客列車を運轉した。

一、御殿場沼津間は旅客列車の運轉時刻を變更し上り五回下り六回とし同時に貨物列車を二往復運轉することにした。

一、下り臨時貨物列車は午後七時十分裾野驛構内で運轉事故を起して機關車及び貨車二十九輛脫線又は顚覆し裾野御殿場間不通となつた。

九月七日

一、東神奈川橫濱間が開通したので品川神奈川間一往復品川東神奈川間四往復品川橫濱間一往復の旅客列車を運轉し尙糧食及び工事材料輸送の爲品川橫濱間に貨物列車一往復を運轉した。

一、裾野御殿場間不通の爲裾野沼津間列車の運轉を休止したが午後八時三十分開通した。

九月八日

一、橫濱大船間が開通したので品川大船間に五往復の旅客列車を運轉した。尙復舊材料輸送の爲品川東神奈川間に一往復の貨物列車を運轉した。

九月九日

一、大船鎌倉間の上り線及び平塚大磯間の下り線が開通したので品川鎌倉間七往復平塚大磯三往復の旅客列車を運轉した。

一、沼津靜岡間休止せる旅客列車の內上り一回復活した。
一、門司鐵道局應援團約二百五十名及び材料輸送の爲沼津御殿場間に臨時列車を上り一回運轉した。
一、避難者輸送の爲今明日二日間靜岡江尻間上り一回、江尻濱松間下り一回の臨時旅客列車を運轉した。

九月十日
一、鎌倉逗子品川が單線開通した。
一、本日品川横濱間一往復品川大船間七往復、大船逗子間五往復、大船鎌倉間一往復、平塚大磯間四往復の旅客列車を運轉した。

九月十一日
一、品川横濱間の複線運轉が開始され又大磯二宮間が開通し、逗子驛沼間信號場間の試運轉が完了した。
一、本日品川横濱間一往復品川大船間一往復、品川逗子間及び大船茅ヶ崎間に何れも七往復、平塚二宮間四往復の旅客列車を運轉した。

九月十二日
一、この日から茅ヶ崎平塚間三七哩七五鎖鳥井戸川附近に假乘降場を設置し馬入川に假橋を架設し午前九時より徒歩連絡を開始することに成つた。徒歩區間は約十五町で國道を迂回し徒歩にて約四十分を要した。
一、横濱程ヶ谷間の複線運轉を開始し沼間信號場田浦驛間は午前十時八分に、又二宮國府津間は午後二時十五分に孰れも試運轉が完了した。
一、本日品川横濱間十一往復品川大船間一往復、品川逗子間及び大船茅ヶ崎間に何れも七往復、平塚二宮間に四往復の旅客列車を運轉した。

九月十三日
一、午後三時頃豪雨の爲馬入川が增水し徒歩連絡は危險であつたから、鐵道側と陸軍側と協力して砂利船八艘を傭ひ渡船連絡を開始し渡賃一人に付金八錢を徵收し乘船させた。
一、本日品川横濱間十一往復、品川田浦間八往復、大船驛鳥井戸川假乘降場間七往復、平塚二宮間四往復、二宮國府津間上り七回下り六回の旅客列車を運轉した。

九月十四日
一、品川横濱間十一往復、品川田浦七往復、大船鳥井戸川假乘降場間八往復、平塚國府津驛間七往復、平塚二宮間四往復、平塚大磯間一往復の旅客列車を運轉した。

九月十五日
一、前夜來豪雨の爲馬入川氾濫して渡船連絡を中止した。

九月十六日
一、雨霽れ午前十時より馬入川の渡船連絡を再開した、又本日から馬入川西岸に假乘降場を設け平塚驛着發の列車を西岸迄延長運轉することゝなつた。
一、山北松田間に二往復の旅客列車を運轉した。

九月十七日
一、程ヶ谷大船間及び裾野御殿場間の複線運轉を開始し、又東神奈川海神奈川間及び東神奈川高島間も列車の運轉を開始した。從つて品川横濱間十二往復、品川鳥井戸川假乘降場間七往復、品川大船間一往復、大船田浦間八往復馬入川西岸假乘降國府津驛間六往復、二宮國府津間二往復、松田山北間五往復の旅客列車を運轉することゝなつた。

九月十八日
一、東京品川間の汽車線が開通したので東京横濱間十二往復、東京鳥井戸川假乘降及び東京品川間何れも七往

復又大船田浦間八往復馬入川西岸假乘降場國府津驛間七往復二宮國府津間二往復松田山北間八往復の旅客列車を運轉した。

一、横濱線原町田八王子間も開通し旅客列車を三往復運轉した。

九月二十一日

一、山北御殿場間が開通したので茅ヶ崎平塚間に烏井戸川馬入川西岸の兩假乘降場の外に尚山北驛谷峨信號場間に第三酒匂川假乘降場を新設し、これより東海道本線は渡船並に徒歩連絡を介して兎も角も全通するに至つた。依つて新に列車の運轉時刻を制定した。則ち旅客列車の運轉回數は左の通である。

東京蒲田間電車線に依り運轉三十一往復東京横濱間汽車線に依る八往復東京程ヶ谷間五往復東京大船間下り一回東京驛烏井戸川假乘降場間上り八回下り七回大船驛烏井戸川假乘降場間下り一回馬入川西岸假乘降場平塚驛間空廻上り一回馬入川西岸第三酒匂川兩假乘降場國府津驛間一往復馬入川西岸第三酒匂川假乘降場間上り四回下り五回平塚驛第三酒匂川假乘降場間上り空廻一回下り一回谷峨假乘降場沼津驛間六往復(上り終列車は駿河驛谷峨假乘降場間空車廻送)御殿場沼津間三往復尚横須賀線の旅客列車は大船驛で總て乘換とし大船田浦間八往復を運轉することにした。

貨物列車は品川東神奈川間四往復品川茅ヶ崎間東神奈川茅ヶ崎間及び大船田浦間何れも一往復運轉することにした。

九月二十四日

一、平塚國府津間の複線運轉を開始した。

一、東京蒲田間電車線に依つて運轉して居つた蒸汽列車を萬世橋驛迄延長し東京蒲田間二十八往復東京萬世間三十往復の旅客列車を運轉した。

九月二十五日

一、二十四日夜以來の暴風雨で馬入川假橋梁が流失した爲渡船に依つて連絡することにした。

一、横須賀線鎌倉逗子間は名越隧道が土砂崩壞し線路不通となり鎌倉逗子間五往復の旅客列車を休止したが午後四時に開通した。

一、京濱電車線に依る蒸汽列車の運轉回數を本日から五往復增加した。

九月二十七日

一、この日から新橋驛の營業を開始したので本線の列車運轉時刻を一部改正した。有樂町濱松町の兩驛も營業を開始したから電車線に依る東京蒲田間の列車時刻も一部改正した。

九月二十八日

一、烏井戸川假乘降場を廢止し馬入川東岸假乘降場(汐留驛起點三八哩四〇鎖)を設置し同所迄列車を進めそこから西岸假乘降場迄は徒歩連絡を開始した。

一、芝浦清水港間の連絡船を横濱清水港間に變更したのでその乘客輸送の爲に東京横濱間及び東京程ヶ谷間に何れも一往復東京東横濱間に一往復の旅客列車を運轉した。

本日から當分の內汐留東横濱間に臨時貨物列車を二往復運轉することにした。

一、横濱線東神奈川原町田間が開通した。茲に於て同線の全通を見たので旅客列車を六往復と貨物列車を一往復運轉することにした。

十月一日

一、品川横濱間の自動閉塞信號機が復舊したのでその使用を開始した。

一、電車線に依つて運轉して居つた東京蒲田間の蒸汽列車は大井町變電所の復舊に依りこれを廢止し本日から電車を運轉することにした。

一、横須賀線田浦横須賀間が開通したから田浦驛迄の列車を横須賀驛迄延長して運轉することにした。

十月三日

一、横須賀線に扇ヶ谷假信號場を開設し大船驛扇ヶ谷假信號場間は複線運轉を開始した。

十月四日

一、國府津沼津間の列車の運轉時刻を一部變更し沼津東京間の連絡列車を上り一回增加し都合五回とした。

十月五日

一、東京品川間に午前上り二回午後は下り一回の臨時旅客列車を增發することにした。

十月六日

一、大船茅ヶ崎間の複線運轉を開始した。

十月八日

一、高島程ヶ谷間の複線及び鶴見高島間が開通し東海道線に於ける貨物列車の時刻を變更した。

一、東神奈川横濱間の電車線を運轉して居つた蒸汽列車は上り線丈け汽車線の運轉に復した。

一、日本郵船會社所有の汽船連絡する列車の横濱着發を東横濱着發に變更し東京東横濱間に二往復の旅客列車を增發することにした。

一、横濱線東神奈川八王子間は旅客列車を五往復運轉することに改めた。

十月九日

一、東神奈川横濱間の電車線を運轉して居つた下り蒸汽列車は本日から汽車線の運轉に復した。

本線の列車運轉時刻を改め東京沼津間の連絡列車二往復を增し上り七回下り六回とし、尙到達時間を三十分內外短縮させた。

一、谷峨假乘降場御殿場驛間は複線運轉を開始したが平塚大磯間は工事の爲當分の內單線運轉をすることにした。

十月十日

一、攝政宮殿下　横濱横須賀兩市の震災狀況御視察の爲横濱に行啓即日還啓在らせられた。依つて東京横濱間に御召臨時列車を運轉した。

一、權現川上、久保の三假信號場を廢止し横濱大船間は自動閉塞信號機の使用を復活した。

一、午後九時頃暴風雨に襲はれ山北驛谷峨信號場間第四號隧道東口山崩れの爲徒歩連絡を中止した。

一、山北驛第三酒匂川假乘降場間及び谷峨假乘降場駿河驛間は列車の運轉を休止し山北又は駿河から折返し運轉をした。

十月十一日

一、大船茅ヶ崎間に一往復の旅客列車を增設した。

一、横須賀線は午前四時頃暴風雨襲來し田浦横須賀間の第八及び第五號隧道が山崩れの爲不通となつた。

馬入川增水し橋梁は通行危險となつた爲徒歩連絡を中止した。

十月十二日

一、田浦横須賀間は依然不通である爲田浦驛から折返して運轉した。尙大船田浦間に一往復の臨時旅客列車を運轉することにした。

十月十五日

一、熱海線國府津小田原間が開通したので同區間に旅客列車を八往復運轉することにした。

一、第三酒匂川谷峨假乘降場間の徒歩連絡が復舊したので列車の運轉時刻を一部變更して、山北驛第三酒匂川

假乘降場間二往復、谷峨假乘降場御殿場驛間一往復谷峨假乘降場駿河驛間一往復の旅客列車を運轉することにした。

十月十六日

一、本日から新橋驛に東京品川間の臨時旅客列車を上り二回下り一回停車させることにした。

十月十七日

一、本日からは新橋驛に東京品川間の臨時旅客列車を上り一回と東京横濱間の旅客列車を上下各十回停車させることとにした。又品川東京間に一往復の旅客を增發することにした。

十月十八日

一、平塚大磯間の單線運轉を複線運轉に復した。

十月十九日

一、谷峨假乘降場沼津驛間の時刻を一部變更し東京沼津間の連絡列車を一往復增加した。

十月二十一日

一、茅ヶ崎平塚間の馬入川橋梁が竣成したので三八哩五五鎖に馬入川東假信號場を設け同所と平塚驛との間を單線運轉とした。依つて同線の列車運轉時刻を改正し東京沼津間の連絡列車は上り八回下り七回とした。

一、横須賀線は去る十一日暴風雨の爲田浦横須賀間が不通となつたのでその開通する迄の間列車の運轉時刻を改正した。

十月二十二日

一、下曾我松田間の複線運轉を開始した。

十月二十三日

一、松田山北間の複線運轉を開始した。

十月二十四日

一、國府津下曾我間の複線運轉を開始した、これで國府津山北間は全部複線運轉に復した。

十月二十五日

一、横須賀線田浦横須賀間が開通したので初列車から横須賀驛迄延長運轉することにした。

十月二十六日

一、鶴見高島間の複線運轉を開始した。

十月二十八日

一、山北驛谷峨假乘降場間が開通したので、六〇哩四〇鎖に第三酒匂川假信號場を設け、同所と谷峨信號場間との間は單線運轉を開始した。これで東京沼津間は全く開通するに至つた。依つて列車の運轉系統を略震災前の狀態に復した。けれども未だ單線運轉の區間や除行を要する箇所があるので運轉速度を緩和し列車の回數も多少減じて輸送の圓滑を圖つた。

十一月五日

一、本日　皇后陛下が横濱地方の罹災者御慰問の爲行啓卽日還啓在らせられた。依つて東京横濱間に御召列車を一往復運轉した。

十一月十五日

一、熱海線小田原早川間が開通したので列車の運轉時刻を設定した。

大正十三年七月一日

一、熱海線根府川驛が復舊したので早川驛迄の旅客列車五往復を同驛迄延長した。

同年八月十五日

一、東海道本線茅ヶ崎平塚間馬入川橋梁の復舊工事が竣成したので同區間は複線運轉を開始した。これで東海道本線は全部震災前の狀態に復したのである。

同年十月一日

一、熱海線眞鶴驛の營業を復活したので、根府川眞鶴間國府津驛起點八哩の箇所に白糸川假乘降場を設け、同所と根府川驛との間に徒歩連絡を開始し現場と眞鶴湯河原兩驛との間に旅客列車を各四往復貨物列車を一往復運轉することにした。

大正十四年三月十二日

一、根府川眞鶴間が開通したので三月十一日限り白糸川假乘降場を廢止し、國府津湯河原間に旅客列車を五往復貨物列車を二往復運轉することにした。これを以て震災被害線路全部の復舊を告げたのである。

尙線路復舊しない當時沼津驛以西に於ける旅客列車で比較的長期間に亘り運轉を休止したものは左の通りであつた。

下り

列車番號	區間	期間
急行第七列車	沼津濱松京都間	自九月二日至十一月十二日
第二九列車	沼津濱松間	自九月二日至同月二十一日
	沼津豐橋間	自九月廿二日至十月廿八日
	沼津濱松間	自九月二日至同月二十一日

上り

列車番號	區間	期間
第二六列車	靜岡沼津間	自九月二日至同月二十日
第二八列車	同	自九月二日至十月二十七日
第七二列車	同	自九月廿二日至十月廿四日
急行第二列車	同	自九月廿一日至十月廿七日
急行第一五列車	沼津名古屋間	自九月廿二日至十月廿八日
	米原神戸間	自十月十日至同月二十七日
第二三列車	沼津濱松間	自九月二日至十月二十八日
第三一列車	沼津靜岡間	自九月二日至十月十九日
急行第一列車	同	自九月廿一至十月廿七日
第八三列車	同	自九月廿二日至十月廿七日
急行第九列車	沼津名古屋間	自九月一日至同月二十一日
	沼津神戸間	自九月二十二日至十月九日
	沼津米原間	自十月十日至同月二十七日
急行第一一列車	沼津神戸間	自九月一日至同月二十日
同　第一三列車	同	自九月一日至十一月三十日

第八六列車	靜岡沼津間	自九月二日至十月二十七日		
第八〇列車	同	自九月二日至十月二十七日		
第二四列車	同	自九月二日至同月二十日		
第二四列車	濱松沼津間	自九月廿二日至十月廿七日		
第三〇列車	濱松沼津間	自九月二日至同月二十一日		
第三〇列車	豐橋沼津間	自九月廿二日至十月廿七日		
急行第一〇列車	名古屋沼津間	自九月一日至十月二十七日		
同第一二列車	神戸沼津間	自九月二日至十月九日		
同第一二列車	神戸沼津間	自十月十日至同月二十七日		
同第一二列車	米原沼津間	自十月十日至同月二十七日		
同第一四列車	神戸沼津間	自九月二日至同月二十日		
同第一四列車	神戸米原間	自十月十日至十一月三十日		
同第一六列車	靜岡沼津間	自九月二日至同月二十日		
同第一六列車	神戸沼津間	自九月廿一日至十一月廿七日		
同第八列車	京都沼津間	自九月二日至十一月十一日		

二、中　央　線

震災被害地域は中央本線東京龍王間であつた。震災當時に於ける列車の運轉狀況は左の通である。

九月一日

一、旅客第四三三列車は武藏境驛迄運轉し前途の運轉を止め牽引機關車及び組成車輛は三日臨時列車で新宿驛に廻送した。

一、旅客第四〇四列車は立川驛に停車し以東の運轉を休止し三日第四一六列車として運轉した。

一、旅客第四六二列車は新宿驛迄運轉し以東の運轉を休止した。

一、旅客第四〇七列車は淺川與瀨間運轉中八王子驛起點九哩七鎖附近の平野隧道東口上部の土砂崩壞し線路はこれが爲に埋沒し前途の運轉は甚だ危險であつたから直に停車し復舊を待つて三日午後三時十分淺川驛より救援列車を迎へ同驛に引返した。

一、貨物第四五〇列車は上野原與瀨間八王子起點一一哩一二鎖附近澤井澤築堤に差蒐つた所、該箇所が沈底し深さ四尺に達して居り前途の運轉は甚だ危險であつたが辛じて吉野隧道迄進んでそこに停車し線路の復舊を待ち二日午後六時上野原驛に引返した。

一、旅客第七〇一列車は甲府龍王間八王子驛起點五四哩附近の荒川長松寺橋梁間約一呎沈下したので、一旦甲府驛に退行し復舊を待ち二時間十六分延で午後二時二十六分甲府驛を發車した。

その他驛構內に停車し避難したものは次の通りである。

貨物第六一五列車	淺川	驛	
貨物第四五五列車	猿橋	驛	
同　第六二二列車	大月	驛	
旅客第四〇六列車	笹子	驛	
貨物第六一三列車			
貨物第四五二列車	勝沼	驛	
同　六一四列車	鹽山	驛	

九月一日は如上の狀態で鹽山甲府間は午後二時五十七分甲府發驛第四〇八列車から開通したが鹽山驛以東は

不通の爲各列車の運轉を休止し甲府驛以西は總て甲府驛打切りとして旅客列車を運轉した。

九月二日

一、笹子鹽山間は午前七時三十分に試運轉を了へ、午前八時三十六分鹽山驛發第四〇四列車から笹子驛迄開通した。仍て笹子鹽山間に五往復、鹽山甲府間に七往復の旅客列車を運轉した。

一、東京方面行旅客の爲二日から三日に亘り名古屋篠ノ井間に上り一回下り二回、篠ノ井木曾福島間に上り一回の臨時旅客列車を運轉した。

一、甲府上諏訪間は旅客列車を一往復休止することにした。

九月三日

一、八王子驛に停留中の機關車を午前八時四十分單機で出發させ、立川驛に停留せる第四〇四列車の客車を連結し新宿驛迄運轉した。

一、新宿八王子間は第四三五列車(新宿驛午後二時三十分發)を運轉し、又飯田町新宿間は飯田町驛午後四時發及び新宿驛午後六時發の臨時旅客列車を二回運轉した。

一、猿橋笹子間は午前十一時五十一分試運轉を終り午後二時三十六分笹子驛發第四〇八列車から猿橋驛迄開通した　仍つて猿橋笹子間三往復笹子甲府間六往復の旅客列車を運轉した。尙猿橋甲府間に上り二回の臨時旅客列車を運轉した。

九月四日

一、飯田町新宿間に二往復、新宿八王子間に三往復の旅客列車を運轉し、又食糧品を輸送する爲に新宿荻窪間に一往復の貨物列車を運轉した。

一、淺川與瀨間平野隧道東口に假乘降場を設け徒歩連絡の準備が出來上つたので八王子驛と右假乘降場との間は午前八時八王子驛發第一〇五列車から開通した。假乘降場與瀨間の徒歩區間は國道約五町であつた。

一、猿橋鳥澤間は午前八時五十五分に試運轉を終り午後三時十四分猿橋驛發第四〇八列車から鳥澤驛迄開通した。

一、八王子驛平野隧道假乘降場間及び鳥澤猿橋間に何れも三往復の旅客列車を運轉した。

一、猿橋甲府間は貨物列車の全部と旅客列車を三往復休止し別に二往復の臨時旅客列車を運轉した。又甲府上諏訪間二往復上諏訪長野間は一往復の旅客列車の運轉を休止することにした。

九月五日

一、飯田町新宿間二往復、新宿八王子間四往復の旅客列車を運轉し、外に軍隊輸送の爲上り二回の臨時列車を運轉した。

一、鳥澤上野原間は午前八時三十分試運轉を終り午後六時二十分鳥澤發第七〇二列車から始めて開通し上野原迄運轉した。仍つて猿橋鳥澤間六往復、鳥澤上野原間上り二回下り一回の旅客列車を運轉した。

一、旅客第四一一列車が大月驛を十七分延發し午後七時十分同驛初狩間で花吹用水路が崩壞し土砂を線路內に押出した爲機關車がこれに乘上げ前輪一軸脫線した。機關車は同日午後十時三十二分客車は同十時十三分に復線した。

九月六日

一、新宿武藏境間は貨物列車を一往復、猿橋上野原間は旅客列車を六往復運轉した。

九月七日

一、飯田町新宿間三往復、新宿八王子間四往復、八王子與瀨間三往復、與瀨假乘降場上野原間一往復の旅客列車を運轉した。

一、平野隧道假乘降場與瀨間は午前八時五十一分淺川驛發第一〇五列車から開通した。仍つて與瀨上野原間横

道第二隧道東口に假乘降場(與瀨假乘降場と稱す)を設け、現場と與瀨驛との間の溪谷を迂回する國道約十五町の間を修理し道路及び橋梁の補强工事やその他の設備が完成したので、午後六時五十八分上野原驛發第七〇二列車から徒歩連絡を開始した。

九月八日

一、飯田町新宿間に工事材料その他の輸送の爲に臨時貨物列車を二往復運轉した。尙本日より飯田町新宿間は旅客列車の運轉を中止し新宿八王子間は旅客列車を五往復運轉したが國分寺、立川、吉祥寺の三驛の外は旅客を取扱はず中間驛は總て通過せしむることにした。

一、與瀨驛與瀨假乘降場間の徒歩連絡が七日から開始され新宿驛と甲府驛との兩方面の連絡が容易になつたので列車の運轉時刻を變更し、八王子與瀨間及び與瀨假乘降場猿橋間は何れも六往復の旅客列車を運轉し、外に上野原甲府間上り一回の臨時旅客列車を運轉することにした。

九月九日

一、新宿與瀨間五往復、新宿八王子間は三往復の旅客列車を運轉した。

九月十日

一、貨物輸送の爲新宿八王子間一往復及び新宿中野間に一回の貨物列車を運轉した。

九月十一日

一、新宿與瀨間下り六回上り四回、新宿八王子間下り二回上り四回の旅客列車を運轉し、又食糧品輸送の爲新宿八王子間に一往復の貨物列車を運轉した。

九月十二日

一、新宿八王子間十三往復(上り列車の內七回を空車廻送として客を取扱はず)八王子與瀨間六往復の旅客列車を運轉した。

九月十三日

一、新宿八王子間二往復、新宿與瀨間十一往復とし上り空車廻送列車を五回に變更した。

九月十四日

一、八王子猿橋間は列車の運轉時刻を改正し、同時に甲府長野間一往復の旅客列車を休止することにした。然し前夜來の豪雨の爲に午後零時三十分笹子驛構內に土砂が崩壞したので浸水四尺に及び線路不通となつたから、甲府初鹿野間上り一回下り三回、初鹿野初狩間上り四回下り八回、初狩猿橋間上り二回下り四回、猿橋驛與瀨假乘降場間上り二回下り四回旅客列車の運轉を休止した。

九月十五日

一、笹子驛構內線路不通の爲新宿八王子間上り三回下り四回、八王子與瀨間四往復與瀨假乘降場猿橋間上り二回下り五回、猿橋初狩間上り二回下り六回、初狩初鹿野間は全部、初鹿野甲府間上り一回下り五回旅客列車の運轉を休止した。

九月十六日

一、笹子驛構內は十四日から不通であつたが本日午後二時開通した。

一、新宿與瀨間上り三回下り六回新宿八王子間上り四回(內二回は客を扱はず)下り一回旅客列車を運轉した。

一、八王子與瀨間五往復與瀨假乘降場猿橋間上り一回下り四回、猿橋初狩間上り二回下り四回、初狩初鹿野間上り四回下り六回、初鹿野甲府間五往復の旅客列車を休止した。

一、初鹿野甲府間上り三回下り二回臨時列車を運轉した。

九月十七日

一、新宿八王子間の通過列車の內一部を日野、豐田、武藏境、荻窪の各驛に停車させ、尙中野驛には全部停車させることにした。

九月十九日
一、新宿與瀨間上り七回下り十一回の旅客列車を運轉し、新宿八王子間及び新宿立川間に各一往復の貨物列車を設け、毎日運轉することにした。
九月二十一日
一、本日から飯田町驛で旅客の取扱を開始した。
九月二十四日
一、東京萬世橋間三十往復の旅客列車を運轉することにした。
一、中津川名古屋間に一往復の臨時旅客列車を運轉した。
十月一日
一、東京萬世橋間午前五時半から午後九時半迄二十五分間隔で旅客列車を運轉した。
十月五日
一、御茶ノ水水道橋間が開通したので東京萬世橋間の小運轉を飯田町驛迄延長し、三十九往復の旅客列車を運轉することにした。
十月七日
一、東京飯田町間の蒸汽列車の運轉を廢止し、吉祥寺、中野、飯田町の各驛間を運轉する電車を東京驛迄直通させることにした。
十月二十日
一、甲府長野間の休止旅客列車を復活運轉することにした。
十月二十三日
一、與瀨上野原間は午後七時漸く復舊工事が竣成したので試運轉を了つた。この工事に使役した人夫は直營のみでも實に五萬四千五百人の多きに及び、職員を合するとその數約六萬四千人に達したと云ふことである。
十月二十五日
一、與瀨上野原間午前五時三十八分上野原驛發第四〇二列車から開通した。
これで九月一日以來五十五日間の故障が全く一掃されたので、中央本線の列車運轉時刻を改め同時に電車の運轉時刻をも改正した。

三、東　北　線

震災被害地域は東北本線秋葉原驛中田信號所間、山手線常磐線日暮里土浦間、田端隅田川間及び高崎線吹上熊谷間であつた。東北本線は赤羽川口町間の荒川橋梁橋脚の沈下と、秋葉原上野兩驛舍の燒失とが列車の運行を阻害したこと實に夥しかつたが、赤羽川口町間を除き概ね當日中に開通した。
當時に於けの列車の運轉概況並にその後の運轉狀況は左の通りである。

(イ)東北本線

九月一日
一、下り貨物第三二三列車は王子驛に到着後以北の運轉を休止し、牽引機關車は田端驛へ廻送し、留置貨車は六日下り貨物第三五七列車に連結して發送した。
一、下り旅客第二〇七列車と下り貨物第三〇三列車とは赤羽驛に到着したが、赤羽川口町間の荒川橋梁橋脚が沈下した爲に以北の運轉を休止し、第二〇七列車を上り旅客第二五四列車として上野驛へ折返し第三〇三列車の牽引機關車は午後五時五十三分に赤羽驛を發し午後六時十七分田端驛へ歸庫させ留置貨車は九、十の兩日に亘り便宜の下り貨物列車に連結して發送した。

一、上り旅客第二五四列車は浦和驛に到着後以南の運轉を休止し、その牽引機關車及び客車で浦和大宮間三往復の旅客列車を運轉し午後八時大宮驛へ歸着させた。

一、蕨浦和間線路不通のため浦和驛より左の通旅客列車を折返し運轉したがその内旅客第四〇一列車は大宮驛迄運轉し以北の運轉を休止した。

上り旅客第一一二列車を下り旅客第一二五列車に、又上り旅客第一一四列車を下り旅客第一〇一列車に、

上り旅客第七七〇列車を下り旅客第四〇一列車とした。

一、上り貨物第一五六列車は浦和驛に到着後以南の運轉を休止し、その牽引機關車で浦和蕨間の線路の試運轉をした。その結果午後十一時三十分上り單線が開通したので機關車は二日午前零時五十分浦和驛發大宮機關庫へ歸し、留置貨車は二十日臨時貨物列車を運轉して發送した。

一、下り旅客第一一五列車は正午川口町驛に到着午後零時五十七分出發し蕨驛へ午後一時十分到着したが蕨浦和間の線路が不通であるため以北の運轉を休止し、その牽引機關車及び客車で午後八時十分迄蕨川口町間に往復の臨時旅客列車を運轉させ、同日午後十一時三十分蕨浦和間の上り線が開通したので二日午前一時三十八分蕨驛を出發し二時二十六分大宮驛に到着した。

一、下り貨物第五七五列車は蕨驛に到着後以北の運轉を休止し牽引機關車は二日午前一時同驛を發し同一時二十五分大宮驛に着いた。又留置貨車は四日迄各下り貨物列車に分割して發送した。

一、下り貨物第六八五列車は蓮田驛到着後以北の運轉を休止しその牽引機關車は下り第三一三列車の牽引機關車單行に重聯し大宮驛へ廻送し、留置貨車は八日下り貨物第五八九列車で發送した。

一、下り貨物第三一三列車は久喜驛に到着後以北の運轉を休止し、牽引機關車は一日午後八時三十八分同驛發二日午前零時四十九分大宮驛へ歸庫させ、留置貨車は二日下り貨物第三一三列車で發送した。

一、上り貨物第五八〇列車は間々田驛に到着後以南の運轉を休止し、牽引機關車は午後三時十五分同驛を出發宇都宮驛へ廻送し、留置貨車は二十日迄の各下り貨物列車に分割して發送した。

一、下り旅客第六〇五列車は午後零時二分栗橋驛に到着後以北の運轉を休止し同六時三十五分上り旅客第二一六列車として折返し運轉させ、大宮驛から上り旅客第二一八列車として浦和驛迄運轉し、同驛から更に下り旅客第七〇五列車として大宮驛迄運轉した。これで蓮田栗橋間が開通した。これより先上り貨物第三〇四五九八列車は大宮驛迄運轉し以南の運轉を休止した。

一、上り旅客第六二四列車は中田信號所に到着後その牽引機關車で中田信號所栗橋驛間の線路を試運轉したが結果は不良であつた爲午後二時二分下り旅客第六〇五列車として折返し運轉した。

一、上り旅客二一四列車は古河驛に到着後以南の運轉を休止し、同驛から下り旅客第二〇七列車として折返し運轉した。

一、上り旅客第二一〇列車は中田信號所に到着後以南の運轉を休止し同所から下り第二二七列車として折返し運轉した。

一、上り旅客第六二六二一八列車は古河驛に到着後以南の運轉を休止し同驛から第六二六列車は下り旅客第二二九列車とし第二一六列車は下り旅客第六〇九列車とし、第二一八列車は下り旅客第二〇九列車として折返し運轉した。

一、上り旅客第七〇四列車は古河驛に午後九時三十一分到着同驛で中田信號所栗橋驛間の開通を待ち、午後九時三十五分古河驛を出發し午後十一時三十二分浦和驛に到着した。そして翌二日午前零時六分下り旅客第一〇五列車として同驛から折返し運轉した。

一、田端驛に前日來留置してあつた列車を使用して第六〇一、七〇三列車の時刻で赤羽驛迄臨時旅客列車を運轉し、午前五時十二分から午後八時十分迄十三往復の臨時旅客列車を運轉したが、上野日暮里間は線路上に避難者が充滿し列車の運轉が出來ないので凡て日暮里驛折返しとした。

一、赤羽川口町間の國道は避難民その他の往復が夥しく雜踏するので、同區間は荒川橋梁が破損して列車の運轉は不能であつたから下り線の通行を許した。尤も上り線は復舊工事の防害となるのでこれを禁止したのである。

一、藏浦和間の上り線は前日開通したが、下り線は本日午前一時九分と同四時三十七分の二回に試運轉を完了し複線運轉を開始した。

一、前日藏浦和間の旅客輸送に使用した第一一五列車の牽引機關車及び客車は藏驛に留置してあつたので、それを使用して午前一時三十八分藏驛發、同二時二十六分大宮驛着の臨時旅客列車を運轉した。

一、宇都宮高崎方面からの上り旅客列車は凡て川口町驛迄直通運轉させ、同驛から折返すことにして三十一往復運轉した。貨物列車は大宮小山間下り五回、上り二回運轉し小山驛以北は相當回數を減じて運轉した。

九月三日

一、午前五時から午後九時迄の間に日暮里赤羽間に十六往復、田端赤羽間上り三回下り二回の臨時旅客列車を運轉した。

一、大宮川口町間は二十四往復、大宮浦和間は三往復の臨時旅客列車を運轉した。食糧を輸送するため大宮川口町間に臨時貨物列車を運轉した。

一、大宮小山間三往復の貨物列車を運轉した。

一、大宮驛以北の旅客列車は第五〇一列車を除き全部平常の通運轉した。併し乘客が混雜した爲各列車甚だ

しき遲延を見た。

九月四日

一、日暮里赤羽間五往復、田端赤羽間四往復の旅客列車を運轉した。

一、午後零時十分荒川橋梁の上り線が開通したので、上りは旅客第五〇二、下りは旅客第二〇七列車から直通運轉を始め、日暮里大宮間二往復、田端大宮間上り十回、下り十一回の旅客列車を運轉した。

一、川口町大宮間は前日來夜を通じて十四往復の旅客列車を運轉し旅客の便を圖つた。

九月五日

一、下り方面行の旅客が多かつた爲非常に混雜を來したので、旅客の便を圖り日暮里驛を高崎方面行、田端驛を東北方面の列車發着驛とし、日暮里大宮間七往復、田端大宮間九往復の旅客列車を運轉することにした。

一、田端大宮間に下り三回上り十一回の貨物列車を運轉し救護材料食糧救恤品の輸送に充て傍ら避難者の輸送もした。

一、大宮宇都宮間は下り旅客第七〇三、六〇五、七〇五、四〇一列車の運轉を休止し、又下り臨時旅客第七〇一列車を運轉した。貨物列車は上り八回下り三回運轉した。宇都宮驛以北の旅客列車は平素の通運轉し貨物列車は五往復運轉を休止した。

九月六日

一、旅客貨物列車共に前日同樣の運轉をしたが旅客の混雜は甚しかつたので緩和する目的で朝夕の列車を除きその他の列車は總て中間の各驛には停止せぬことにした。

九月八日

一、入京者制限の爲青森、宇都宮間急行旅客第二〇四列車を空車廻送とした。

一、日暮里、田端、大宮間は旅客列車を二十四往復運轉し內中間各驛通過を上り十三回下り十四回とし、各驛停車を上り三回下り四回とした。又赤羽驛停車を上り八回下り六回とした。

九月九日

一、上り旅客制限の爲この日から左記の上り旅客列車を空車廻送とし旅客の取扱をせざることとした。

第二一二列車　小山　大宮間
第六二二、六二四、六二六、七〇四列車　宇都宮大宮間
第二一八列車　一ノ關大宮間
第七〇二、二〇四、二一〇列車　青森　大宮間

右の空車廻送列車は機關車付換驛及び單線區間の既定行違驛その他運轉上停車を要する驛の外は通過することゝした。

九月十日

一、二日以來混亂を來した運轉狀況も稍平穩となり平素の狀態に復した。

九月十一日

一、二時殺到した下り旅客輸送の狀態も平調に復したので日暮里大宮間の列車運轉時刻を改め旅客列車の回數を減らして十往復とした。

一、入京者制限の目的で、大宮日暮里間四回、大宮田端間六回の上り旅客列車を空車として廻送することとした。

一、貨物列車は田端大宮間十二回、赤羽大宮間に不定期二回運轉することとした。

九月十二日

一、上り旅客制限の爲第二一〇列車を青森大宮間空車廻送として取扱つて居たが青森郡山間は客の取扱を爲

し郡山大宮間の空驛廻送に改めた。

九月十七日

一、午後三時赤羽川口町間の荒川橋梁は下り線の應急工事が竣成したので複線運轉を開始した。これで東北本線は全部開通したのである。

九月十八日

一、上り旅客制限の爲空車廻送として居つた左記列車は本日から旅客の取扱をすることに復活した。

第二一二列車　小山　大宮間
第六二二、六二四、六二六、七〇四列車　宇都宮大宮間

九月二十日

一、上り旅客の制限を解き客車廻送を廢止した。

一、田端大宮間の自動閉塞信號機を復舊し使用を開始した。

九月二十二日

一、震災以來臨時時刻に依り列車を運轉して居たが線路の復舊と同時に上野驛の應急工事も進捗したので新に列車の運轉時刻を設定し、大宮驛で打切つた上下旅客列車を上野驛迄直通に復舊させた。然し上野驛は設備の都合で、本日は降車客丈け取扱ひ、翌二十三日から乘降共取扱ふことにした。

一、上野大宮間は旅客列車二十六往復、田端大宮間は貨物列車十四往復、大宮驛以南山手線行貨物列車は十四往復運轉することにし、大宮驛以北では大宮小山間一往復の旅客列車を運轉休止し猶從來の日光直通列車は一往復を除き他は併結を中止し宇都宮驛で打切ることにした。

九月二十三日

一、二十二日所期の通り本日より旅客列車を全部上野驛發着とし旅客の取扱を開始した。

九月二十九日

一、皇后陛下震災地御視察の爲還啓在らせられるに付日光上野間に御召列車を運轉した。

十月三日

一、皇后陛下再び日光へ行啓在らせられるに付上野日光間に御召列車を運轉した。

十月八日

一、上野驛構内の設備が略整頓したので上野大宮間旅客列車三往復田端大宮間貨物列車八往復、秋葉原田端間貨物列車運七往復增設した。

十一月一日

一、上野大宮間に列車を增設し震災前の運行狀態に復活した。

十二月一日

一、運轉休止中の列車は全部復活した。

(ロ)山手線

九月一日

一、下り貨物第七五三列車は澁谷驛に到着後田端方面の運轉を休止し、牽引機關車は九月五日品川驛へ廻送した。

一、下り貨物第七二三列車は新宿驛に到着後田端方面の運轉を休止し、牽引機關車は九月五日品川驛へ廻送した。

一、下り貨物第七一九列車は池袋驛に到着後田端方面の運轉を休止し、牽引機關車は九月六日品川驛へ廻送した。

一、上り貨物第七二〇列車は巢鴨驛に到着後品川方面の運轉を休止し、牽引機關車は九月六日田端驛へ廻送した。

同日上り第二列車を牽引して品川驛へ歸庫させた。

九月二日

一、新宿池袋間に客車一輛を以て臨時旅客列車を運轉し、途中各驛に停車して旅客を取扱つた。

一、品川田端間及び池袋赤羽間各二往復の臨時旅客列車を運轉し尙食糧輸送のため新宿田端間に貨物列車を一往復運轉した。

九月五日

一、品川池袋間及び池袋赤羽間各往復の臨時旅客列車を運轉し、赤羽行客車は品川池袋間運轉の列車に合併運轉した。又池袋田端間は十二往復の旅客列車を運轉した。この外に工事材料運搬の爲新宿品川間に工事用列車を運轉した。

九月六日

一、品川田端間六往復、池袋赤羽間五往復の旅客列車を運轉したが、避難者多數で輸送が著しく困難であつたから大崎澁谷、新宿池袋の各驛の外は停車せぬことにした、併し尙輸送の困難を訴へるのでその緩和策として貨物列車に連結してある空貨車を旅客の乘用に供した。

一、食糧品輸送の爲品川田端間に四往復の貨物列車を運轉した。

九月七日

一、品川田端間十一往復、池袋赤羽間八往復の旅客列車を運轉した。

一、品川田端間は新宿池袋兩驛のみ停車しその他は通過とし可成多數の旅客を輸送し得る樣に列車の編成を

無蓋貨車十輛及び緩急車二輛とした。

池袋赤羽間も中間の驛を通過としたが、乘客が多いので上下貨物列車の空貨車を利用し旅客の輸送に充當した。

一、食糧品輸送の爲品川田端間に七往復、田端新宿間に二往復の貨物列車を運轉した。

九月八日

一、品川田端間に旅客列車十一往復、貨物列車十二往復運轉した。

一、池袋赤羽間は赤羽驛の混雜を防ぐ爲に旅客列車の運轉を中止した。

九月九日

一、品川田端間は旅客列車十一往復、貨物列車十二往復を運轉し、尙貨車多數の爲大宮新宿間に上り二回下り一回、池袋大宮間一往復、田端新宿間及び池袋品川間に各上り一回の貨物列車を運轉した。

九月十一日

一、田端品川間に旅客列車を十一往復運轉し貨物列車を十往復運轉した外軍隊輸送の爲田端品川間に三個の軍用列車を運轉した。

九月十二日

一、品川田端間旅客列車を十九往復運轉し貨物列車の空車には旅客を乘車させぬことにした。貨物列車は品川田端間十四往復運轉した外軍隊輸送のため田端品川間に軍用列車を一回運轉した。

九月十三日

一、貨車輻輳の爲池袋大宮間に二往復の貨物列車を增發した。

袋電車庫に收容のため臨時列車を運轉した。

九月十六日

一、品川鶯谷間に電車の運轉を開始し同時に品川田端間の蒸氣旅客列車運轉を廢止した。

九月二十一日

一、貨車多數の爲池袋大宮間二往復の貨物列車を運轉した。

十月十三日

一、貨物列車の運轉を整理して震災前の運轉狀態に復活した。

(八)常　盤　線

九月一日

一、貨物九九三列車は三河島驛に到着後以北の運轉を休止し牽引機關車及び貨車はその日の中に田端驛へ廻送した。

一、貨物第八五五列車は南千住驛を出發し乘降場を過ぎんとした時地震に遭ひ直に停車し以北の運轉を休止し、牽引機關車は四日午前十一時五十六分同驛發單行機關車に重聯して北千住驛に廻送し、客車は同日午後四時四十二分發臨時旅客列車の編成客車に充當した。

一、貨物第九四四列車は北千住驛迄運轉し以南の運轉を休止し牽引機關車は五日午後四時五十一分發單行機關車を運轉して田端驛へ廻送し貨車は數回に分割發送した。

一、旅客第八五二列車は龜有驛を出發し荒川放水路新橋東岸に差蒐つた際激震に遭ひ停止して線路の檢査及び修理を待ち、午後四時六分空車として北千住驛に引返し後運轉を休止し牽引機關車竝に客車は四日下り旅客第八五七列車として午後三時二十四分北千住驛を出發成田驛へ歸還した。

一、貨物第九二二列車は我孫子驛を通過し二〇哩附近で地震に遭ひ、前部より十八輛目以下四輛は脫線又は傾

斜し上下本線を支障したので、後方十一輛は我孫子驛より救援機關車を迎へ同驛へ收容し、前部十七輛はこれを柏驛に收容し、脫線車輛は一時築堤下に排除し、線路は修理の後下り線は午後六時十分、上り線は二日午前六時開通した。牽引機關車は八日下り貨物第八四九列車に連結して土浦驛へ廻送した。

一、貨物第八一七列車は午前十一時五十八分我孫子驛に到着し地震の熄むを待つて午後零時二分出發したが利根川橋梁危險の爲取手驛員並に保線係員の合圖に依り西岸寄のトラスの手前で列車を停止させ、午後三時十七分我孫子驛へ引返した。

一、貨物第九九二列車は取手我孫子間の利根川橋梁の手前に停車したが、補石垣附近の路面が沈下し運轉危險なので假手當を待ち、午後三時十七分取手驛に進行し以南の運轉を休止した。牽引機關車は二、三の兩日同驛附近の線路の試運轉に從事させ、四日午後六時單行で田端驛に廻送し、貨車は十四日迄に上り貨物列車に分割發送した。

一、貨物第九〇三列車は取手驛迄運轉し以北の運轉を休止し牽引機關車は二日旅客第八一三列車で水戸驛へ廻送し貨車は二日藤代驛に預け、翌三日貨物第九八一列車で發送した。

一、貨物第九九一列車は牛久驛迄運轉し以北の運轉を休止し牽引機關車は二日午前十時五分單行で土浦驛へ廻送し留置の貨車は四日第九四五列車で發送した。

一、貨物第九四四列車は牛久驛迄運轉し以南の運轉を休止し牽引機關車は四日第九四五列車に連結廻送し、留置貨車は二十日迄上り各貨物列車に分割發送した。

一、旅客第八一四列車は東信號所上り場内信號機附近にて客車八輛脫線し上下本線を支障したが、下り線は二日午前八時迄に修理を了し第八一〇列車から開通し、上り線は四日午後六時第八二二列車から開通した。牽引機關車は假手當の上脫線客車の復舊並に現場の簡易な入換に使用し水戸驛へ廻送した。

九月二日

一、我孫子驛に留置した旅客第八一七列車の編成客車を二分し左の通り旅客列車を運轉した。

第一編成
- 金町我孫子間　八五二、八一九　列車
- 我孫子驛利根川西岸間　八一八、八二三　列車

第二編成
- 金町我孫子間　八一五、八一二　列車
- 我孫子驛利根川西岸間　臨　八一八　列車

一、取手驛と利根川西岸間は渡船連絡を介し上下五箇列車を相互に連絡させ旅客を輸送した。

一、一日東信號所で脫線した旅客第八一四列車の車輛が復舊し本日午前八時客族第八一〇列車から開通したので、上り旅客列車は取手驛迄運轉し同驛から左の通り折返して運轉した。

八一〇―八一三、八一二―八一五、八一四―八一六、八一七、八一二列車
二五、八二二―八二七、八〇四―八二九列車

右の外急行旅客第八〇一及び第八〇二列車を除き、土浦驛以北の各旅客列車は全部運轉したが貨物列車は水戸驛迄全部運轉を休止し水戸平間は二往復の貨物列車を運轉した。

九月三日

一、午前九時過ぎ龜有金町間の不通箇所が開通したので、我孫子驛より旅客第八一〇列車を龜有驛迄運轉し同

驛から旅客第八一九列車として折返し、尙旅客第八一五列車として成田驛迄直通運轉をした。

一、土浦取手間は旅客八一〇、第八一二、第八一三、第八一五列車を運轉したが、午後零時半利根川橋梁下り線の修理が出來たので、上りは旅客第八一九列車を直通させ、これで龜有以北が開通した。

依つて旅客列車は上り第八五四、第八五六、第八五八列車、下り第八五七、第八〇一列車を除き全部龜有驛迄運轉した。貨物列車は土浦藤代間一往復運轉した。土浦驛以北の旅客列車は第八〇一、第八〇二列車を除き全部運轉し貨物列車は大體前日同樣水戸平間二往復運轉したのみである。

一、上野運輸事務所燒失し萬般の事務を處理すること困難のため、日暮里荒川沖間の管理を一時水戸運輸事務所に委囑の結果水戸運輸事務所は常盤線に於ける列車運轉整理のため本日我孫子驛に派出所を設置した。

九月四日

一、前日龜有驛に留置した旅客第八〇四列車の客車を同驛から旅客第八〇三列車として折返し運轉した。

一、龜有南千住間線路開通したので、旅客列車は凡て南千住驛折返しとし三往復運轉し、その後南千住三河島間線路に充滿して居つた避難者を立退かせ龜有三河島間六往復運轉することが出來た。

一、尙一日北千住驛に留置した旅客第八五二列車の牽引機關車と客車を以て午後三時三十四分發で成田驛迄直通運轉させ、又一日南千住驛に留置した旅客第八五五列車を午後四時四十二分發で土浦驛迄臨時旅客列車として運轉した。この外取手土浦間に臨時貨物列車を運轉した。

一、柏南千住間單線轉運の處午後零時半から復線運轉を始めた。

九月五日

一、本日から日暮里驛迄列車の運轉が出來る樣になつたので、同驛の混雜は甚しかつたから日暮里驛の外に、三河島、北千住の兩驛をも起點として左の通り旅客列車を運轉した。

日暮里土浦間	三往復
三河島土浦間	三往復
北千住土浦間	五往復

貨物列車は土浦北千住間及び土浦隅田川間に何れも上り一回田端間下り一回運轉した。

九月六日

一、青森上野間急行旅客第八〇二列車は運轉を休止した。

九月七日

一、當分の內青森上野間急行旅客第八〇一、第八〇二列車の運轉を休止することとした。

九月七日

一、旅客列車は日暮里土浦間下り四回上り三回、三河島土浦間下り五回上り三回、我孫子土浦間一往復運轉し、その他三河島土浦間に臨時旅客列車を一往復及び北千住土浦間に上り混合列車を一回運轉した。貨物列車は北千住土浦間上り一回下り二回運轉した。

九月八日

一、土浦驛以南の旅客列車は日暮里土浦間下り七回上り五回三河島土浦間三往復、北千住土浦間二往復運轉した。旅客第八〇四列車は軍隊輸送に充當したので田端驛迄延長運轉した。貨物列車は北千住土浦間上り四回下り三回運轉した。

九月九日

一、上り旅客制限の爲左記旅客列車を空車廻送とした。

第八〇六、八〇四列車	日暮里土浦間
第八一〇、八二〇列車	日暮里水戸間

右廻送列車は機關車附換驛及び單線區間の既定行違驛その他運轉上停車を要する驛以外は總て通過することとした。

九月十日

一、本日から運轉狀況は稍平穩となり平素の狀態に復した。

九月十四日

一、曩に常盤線運轉整理のため設置した水戸運輸事務所の我孫子派出所は本日限り廢止した。

九月二十日

一、上り旅客の制限を解き空車廻送を廢止した。

九月二十二日

一、上野驛の應急工事進行し本日より旅客の取扱を初めた。然し設備の都合上本日は降車客のみ取扱ふ爲旅客列車の內成田直通列車を上野我孫子間五往復休止した。

一、青森上野間休止中の急行旅客第八〇二列車の運轉を復活した。

九月二十三日

一、上野驛は本日より乘降共旅客の取扱を開始した。休止中の上野青森間急行旅客第八〇一列車は運轉を復活した。

十月八日

一、上野驛構內の設備が整頓したので、運轉休止中であつた成田直通列車を上野我孫子間二往復丈け復活運轉することにした。

十月十二日

一、我孫子取手間利根川橋梁上り線不通の爲單線運轉中の處二四哩六〇鎖附近に利根川假信號所を設け同所取手驛間單線運轉の取扱をなすこととした。

大正十三年十一月十四日

一、本日漸く我孫子取手間利根川橋梁の應急修理が完成したので單線運轉を開始した。

(二)高崎線

九月一日

一、貨物第一六七列車は熊谷驛に到着後以北の運轉を休止し、牽引機關車を以て吹上熊谷間被害現場迄人夫及び材料を輸送する爲臨時工事用列車を一往復運轉し、熊谷驛現場間臨時旅客列車を二往復運轉した。猶同機關車を以て不通區間に於ける線路の試運轉を爲し午後十時四十九分復舊したので、二日吹上驛から貨物第一五二列車に連結して大宮驛へ廻送し、留置貨車は四日午前十一時五十分下り貨物一六一列車迄の各下り貨物列車に連結して發送した。

一、旅客第五一三列車は吹上驛迄運轉し吹上驛以北の運轉を休止し第一一二列車として同驛から折返し浦和驛迄運轉した。

一、貨物第一六三列車は鴻ノ巢驛に到着後同驛以北の運轉を休止し、牽引機關車は同驛午後七時二十九分發大宮驛同八時三十五分着單行で大宮機關庫に歸庫させ、留置貨車は二日午後一時二十分貨物第一六三列車で發送した。

一、貨物第一六〇列車は大宮驛迄運轉し同驛以南の運轉を休止した。

一、貨物第一五八列車は熊谷驛迄運轉し不通箇所を待ち列車を振替へ同驛から貨物第一五二列車として二日午前零時十七分出發大宮驛迄運轉した。

一、貨物第一六六列車は篭原驛迄運轉し二日午前零時五十八分出發吹上驛に到着同驛から更に列車を振替へ第一五四列車として大宮驛迄運轉した。

一、貨物第一七二列車は本庄驛迄運轉し列車を振替へ、同驛から二日第一五四列車として岡部驛迄運轉し、牽引機關車は同驛午前五時十二分出發高崎驛へ同七時六分着の時刻で單行機關車として運轉歸庫させ留置貨車は二十二日各上り貨物列車に分割發送した。

一、吹上熊谷間運迄左の通列車は折返し運轉した。

熊谷驛で折返したもの

上り旅客第一一〇列車を下り旅客第一一五列車とし
同　第一一二列車を同　第一一七列車とし
同　臨第一一二四列車を同　第一一九列車とし
同　第五一四列車を同　第一二五列車とし
同　第一一四列車を同　第七七三列車とし
同　第七七〇列車を同　第一〇一列車とし

吹上驛で折返し下記驛迄運轉したもの

下り旅客第五一三列車を上り旅客　第一一二列車とし浦和驛迄
同　第一一九列車を同　第一一四列車とし浦和驛迄
同　第一二五列車を同　第七七〇列車とし浦和驛迄
同　第五二三列車を同　第一二八列車とし大宮驛迄

吹上熊谷間の不通箇所は下りは旅客第一〇一列車、上りは旅客第一二八列車から開通した。

九月二日

一、大宮高崎間旅客第五〇二、第五一五列車及び大宮横川間第一二五列車の運轉を休止しその外は平常の通運轉した。

前日篭原驛に到着した貨物第一六六列車は午前零時五十八分同驛を出發し同三時二十六分吹上驛に到着同驛から列車を振替へ貨物第一五四列車として大宮驛迄運轉した。この外大宮吹上間に貨物列車を下り四回上り二回運轉した。

九月三日

一、旅客第一〇五列車を除き旅客列車は全部運轉したが各列車共甚しく遲延した。

九月四日

一、旅客第一二一、第七七三、一〇七列車の運轉を休止しその他の列車は總て運轉したが、旅客輻輳の爲非常に混亂を來したので各列車共甚しく遲延した。

九月五日

一、旅客列車は大宮高崎間二往復運轉を休止しその他全部運轉した。貨物列車は上り三回下り二回運轉した。

九月六日

一、旅客列車は大宮高崎間下り一回及び本庄大宮間上り一回運轉を休止し貨物列車は大宮高崎間上り三回下り二回運轉した。

九月九日

一、上り旅客制限の爲本日から左の列車は旅客の取扱を爲さず空車廻送として運轉した。

旅客第一二四、五〇二、五一四、五一六列車　高崎大宮間

同　第一〇六、一〇二、一二〇列車
同　第七七二列車
右の客車廻送列車は機關車附換驛及び單線區間の既定行違驛その他運轉上停車を要する驛の外は停車しないことゝした。

九月十日
一、本日から運轉狀況は稍平穩となり平素の運行狀態に復することが出來た。

九月十八日
一、上り旅客制限の爲旅客の取扱を中止して居た旅客列車の中第五〇二五一四列車は本日から旅客を取扱ふことにした。

九月二十日
一、上り旅客の制限を解き客車廻送を廢止した。

九月二十二日
一、大宮高崎間二往復の旅客列車の運轉を休止した。

十一月十二日
一、運轉休止列車を全部復活した。

四、信越線

信越線方面は大震の災厄は免れたが東海道線及び中央線共不通となつたため西南方面と東京との交通は信越線によつてのみ連絡された關係上震災後に於て本線は客貨の輸送上重要な役目をなした。

九月一日
一、本日は平常の通りであつた。

九月二日
一、旅客第一二五列車は大宮横川間運轉を休止し貨物列車は高崎横川間上り四回下り六回横川輕井澤間上り十一回下り十三回運轉した。

九月三日
一、旅客列車は全部運轉したが貨物列車は高崎横川間四往復休止し横川輕井澤間上り十一回下り九回運轉した。

九月四日
一、旅客列車は輕井澤長野間下り第一〇三、第一〇五、第一〇七列車長野直江津間下り第七七三、第一〇三列車を休止しその他は全部運轉したが旅客輻輳して頗る混雜を極め甚しく列車を遲延させた。

九月五日
一、旅客列車は大宮輕井澤間第一一三、第一〇一列車及び高崎輕井澤間第一一九列車を休止しその他は全部運轉し又貨物列車は高崎横川間上り四回下り三回、横川輕井澤間上り八回下り六回運轉した。尙長野輕井澤間旅客列車は下り二回休止した。

九月六日
一、軍隊輸送の爲輕井澤長野間に下り一回長野直江津間に下り二回の臨時列車を運轉した。

九月七日
一、輕井澤長野間旅客列車を下り二回休止した。

九月九日
一、上り旅客制限の爲左の旅客列車は空車廻送として運轉し旅客の取扱を爲さぬことにした。

旅客第一〇六、第一〇二、第一二〇列車　新潟大宮間
同　第七七二列車　金澤大宮間
一、直江津長野間上り三回長野輕井澤間上り二回旅客列車の運轉を休止した。
九月十日
一、直江津長野間上り四回長野輕井澤間上り五回旅客列車の運轉を休止した。
九月十一日
一、直江津輕井澤間三往復の旅客列車を運轉休止した。
九月十二日
一、上り旅客制限の爲旅客第一〇二列車を新潟大宮間空車廻送として取扱つて來たがこれを柏崎大宮間に改めた。
九月十九日
一、直江津輕井澤間上り二回旅客列車の運轉を休止した。
九月二十日
一、上り旅客の制限を解き客車廻送を廢止した。
一、直江津輕井澤間上り三回旅客列車の運轉を休止した。
一、貨物迂回輸送の爲直江津柏崎間一往復柏崎新津間二往復の臨時貨物列車を運轉した。
九月二十一日
一、直江津輕井澤間上り一回旅客列車の運轉を休止し、又直江津柏崎間一往復、柏崎新津間二往復の臨時貨物列車を運轉した。

九月二十二日
一、直江津輕井澤間の休止列車を全部復活運轉した。

五、總武線

震災區域は總武本線兩國橋龜戸間稻毛成東間房總線千葉大網間及び北條線等で就中被害程度の大きかつたのは兩國橋龜戸間及び北條線であつた。震災當時の列車運轉概況及びその後に於ける運轉狀況は左の通である。

(イ)總武本線

九月一日
一、旅客第四二七列車は平井驛を定時に發車し平井小岩間荒川橋梁に差蒐つたとき、前方の新中川橋梁上の線路が屈曲して居り、又後方の橋臺袖石垣附近の築堤に龜裂を生じたので、列車の進退不能に陷つた爲乘客を下車せしめ、空客車は午後二時三十分漸く平井驛に退行した。
一、旅客第二二四列車は小岩平井間前記新中川橋梁不通の爲一旦小岩驛に退行し前途の運轉を休止し同驛から下り列車として折返した。
一、貨物第四六五列車は津田沼驛迄運轉しこれも亦前途の運轉を止め牽引機關車は龜戸稻毛間の小運轉に充てた。
一、旅客第二五列車は稻毛千葉間二一哩五〇鎖附返で保線係員の現示する手信號に依つて停車し、前途の運轉を止め稻毛驛に退行し同驛から上り列車として折返して龜戸驛迄運轉した。
一、旅客第二六列車は市川驛到着後江戸川橋梁附近は運轉危險であると通告を受けたので、同驛から機關車のみ單獨で現場に行き修理を待つて試運轉を了り市川驛に歸着し、午後二時五十八分本列車は同驛を出發し

小岩平井間の新中川橋梁手前迄進行し、同橋梁の修理を待つてその機關車で試運轉を爲し辛じて午後五時平井驛に到着したが、龜戸驛附近は線路に避難者雲集し列車を運轉することは危險であつたから同驛から下り列車として折返し稻毛驛迄運轉した。

一貨物第六三列車は八街驛到着後運轉を休止し牽引機關車は佐倉驛へ廻送した。

一、旅客第三二列車は横芝驛に到着したが横芝松尾間の線路に故障があつたので同驛から下り列車として折返し銚子驛迄運轉した。

以上の狀態で龜戸稻毛間は下り第二五第四二七列車上り第二二四第二六列車の編成客車で折返し運轉を爲し避難者の輸送に充當したが運轉時刻は定めないで適宜臨時列車を六往復夜通し運轉した。

機關車の給炭給水は津田沼驛構内から分岐して居る津田沼鐵道聯隊の引込線に於て同隊からその供給を受けた。尙運轉回數の增大を計つたが各區間共多少の被害は免れず又通信機關も不備であつたからこれ迄通りの運轉は到底不可能で最大の注意を拂つて運轉しても尙終夜に亘つて僅に六往復の運轉より出來なかつた。

龜戸稻毛間の運轉に就ては鐵道第二聯隊の震災關係業務詳報に次の如く記錄されてゐる。

○鐵道第二聯隊震災關係業務詳報拔抄

避難民列車の運轉　自九月一日至三日

一日正午過津田沼驛停車中の第四六五列車乘務員の報告及び爾後に於ける津田沼驛長の通報に依り總武線の被れる損害概ね左の如きを知る。

甲、新荒川橋梁は西河中央築堤部陷落せるも當時保線中の工夫に依り補修完成

乙、稻毛千葉間被害程度不明なるも不通

丙、千葉一佐倉一銚子間被害甚大なるものの如し

丁、龜戸兩國橋間火災の爲め運轉不能なり

而して龜戸平井間罹災者避難民の混亂甚だしく加ふるに龜戸以西の火災猛烈にして鎭火の見込立たず救援急を要するを知る。

總武線は龜戸稻毛間に於て給水炭設備を有せざるを以て聯隊に有する設備を提供し臨時運轉計劃の資に供せんと欲し兩國運輸事務所に通報せり。然るに所長以下及び錦糸町機關庫主任以下避難の後にして通信機關も亦破壞し遂に目的を達せず僅かに錦糸町機關庫助手及び津田沼船橋兩驛長と連繫協定し龜戸稻毛間に停滯せる列車の利用聯隊に有する給水炭設備に依る補給準備運轉教育終了者及び實地勤務者中の優秀者を以てする乘務區分の處置等應急運轉の準備を完了す。

斯くの如くして九月一日夕より三日に亘り徹宵運轉に從事し運轉列車數三十四往復にして輸送避難民約五萬に及び且つ東京方面に赴援すべき軍隊及び施給糧秣の輸送を行へり。この間津田沼龜戸間に驛勤務員を配置し運轉部事務室を津田沼驛に移轉せり。龜戸稻毛間に在りし輪轉材料は機關車四客車四列車貨物一列車なり。九月二日夕兩國運輸事務所長津田沼に來着せるも所員の集合僅少にして鐵道省機關員も亦疲勞その極に達し、或は家族を顧慮して不安に驅られ殆んどその用を爲さず依然聯隊獨力これが運行を繼續せり。

九月二日夜稻毛千葉間の應急修理完成し翌三日より龜戸千葉間の運轉を開始し得るに至れり。

一、成田銚子間の上り第三二列車は横芝驛より第二五列車として運轉をしたが第四〇列車より成東驛迄進め同驛から第三一列車として折返しそれ以後は貨物列車を除き他は總て所定の通り運轉した。斯くして當日龜戸稻毛間は辛じて運轉を爲し得たのである。

九月二日

一、龜戸稻毛間は旅客列車を十一往復運轉することが出來た。又稻毛千葉間は上り線のみ午後九時に開通したので下り二個列車は千葉驛迄延長して運轉した。

一、千葉都賀間も同時に開通したが列車の運轉はしなかつた。

九月三日

一、千葉都賀間の開通に依つて列車は佐倉驛迄直通することが出來るやうになつたので、龜戸佐倉間を通じて旅客列車を十四往復運轉した。

一、八街日向間は午後一時開通した。依つて旅客第四〇列車から成東驛迄延長して運轉した。これで當本線は兩國橋龜戸間を除き全通したのである。

九月四日

一、同日から龜戸佐倉間所定の列車を取消し新に一時間の間隔で十九往復の臨時旅客列車を運轉し、佐倉銚子間の旅客混合列車は所定の通り全部運轉することにし十九日迄この狀態を繼續した。

九月二十日

一、龜戸錦糸町間が開通したので列車の運轉時刻を改正し錦糸町佐倉間に旅客列車を十七往復運轉することにした。

十月八日

一、兩國橋錦糸町間の開通を見たので各列車を兩國橋驛發着に改めた。

(ロ)房總線

九月一日

一、貨物第一六二列車は蘇我驛を發したが本千葉驛場内信號機附近の大和川橋梁前後の築堤が沈下し運轉不能となつたので收容不能であつたから運轉を休止し牽引機關車は二日千葉機關車に廻送した。

一、旅客第一二三列車は土氣驛に到着後土氣隧道が不通であつた爲同驛から上り列車として折返した。

一、旅客第一二八列車は大網驛に到着後前記隧道不通の爲同驛から下り列車としてこれも亦折返し運轉した。

一、貨物第一六三列車は上總一ノ宮驛に到着の後上總一ノ宮太東間二六哩附近の切取が崩壞した爲應急の修理を待つて同驛を五十分延で出發した。

九月一日は以上の狀態であつたから、大網勝浦間は上り第一二八列車は大網驛から第一二三列車として折返し、その他は貨物列車及び第一二九列車を除いては所定の通り全部運轉した。

九月二日

一、大網勝浦間に旅客列車を三往復運轉した。

九月四日

一、本日から大網勝浦間の旅客列車を五往復に改めた。

九月十一日

一、蘇我土氣間は列車の運轉には支障がなかつたが旅客列車を運轉する必要を認めなかつたので、單に材料その他の輸送に必要な貨物列車だけを運轉することにした。

九月十六日

一、本日から千葉市内の各學校は授業を開始したから通學生の便を圖り千葉土氣間に二往復の旅客列車を運轉した。

九月二十日
一、總武線一體の列車運轉時刻を改正し略震災前と同一の列車回數に復活した。
十月十七日
一、土氣大網間が開通したので再び總武全線に亘つて列車の運轉時刻を改正し略震災前の系統に復活した。
(ハ)北條線
九月一日
一、貨物第二六二列車は木更津驛で運轉を打切り牽引機關車は五日木更津五井間の試運轉に使用してから千葉機關庫に廻送した。
一、旅客第二一九列車は木更津周西間で俄然激震を感じ急遽停止したが、その前方の畑澤川橋梁は前後とも築堤約二呎沈下し線路は梯形となり、後方の馬込隧道入口は龜裂を生じ、尙二一哩七鎖附近の線路は陷落し、その他切斷した個所も多かつたので、前途の運轉を止め乘客を下車せしめ、線路の應急修理を待つて二日午後三時木更津驛に退行した。
一、旅客第二三列車は青堀驛を將に發車せんとするとき震動が起つたのでその儘運轉を休止し、六日大貫木更津間の開通を待つて運轉したが一日より六日迄の間客車は遠距離旅客の宿舍に充當した。
一、貨物第二六一列車は安房勝山岩井間で激震の爲貨車は脫線又は顚覆した。
一、旅客第二一一列車は安房北條驛上り遠方信號機附近で震動に遭ひ機關車の車輪が一軸脫線したが翌二日午後開通した。
以上の次第で北條線は殆んど全滅の狀態であつたが、九月二日夜に入り千葉五井間の開通を見たので早速糧食輸送の爲同區間貨物列車を下り一回運轉した。

九月三日
一、千葉五井間に旅客列車を六往復と貨物列車を上り一回丈運轉した。
九月四日
一、本日からは同區間に旅客列車を四往復とした。
九月五日
一、五井木更津間が開通したので木更津驛迄その儘延長した。
九月六日
一、木更津大貫間が開通したので大貫迄延長し運轉することにした。
九月十一日
一、大貫佐貫町間が開通した。依つて第二一一列車から延長運轉することにした。
九月十四日
一、佐貫町上總湊間が開通したので初列車から延長した。
九月二十日
一、總武線の列車運轉時刻を改正して錦糸町驛から上總湊驛迄直通旅客列車を運轉することにした。
九月二十三日
一、富浦九重間が開通したので混合列車を二往復運轉した。
九月二十七日
一、千倉江見間が開通したので九重千倉間の第一瀨戸川の前後に假乘降場を設け徒歩連絡を開始し、富浦安房北條間一往復、富浦驛と九重千倉間の假乘降場との間に三往復、上記假乘降場と江見驛との間に三往復の旅

客列車を運轉した。

十月十一日

一、上總湊保田間開通した。

十月十四日

一、保田岩井間が開通したので岩井富浦間の不通箇所南無谷隧道の南北に假乘降場を設け徒歩連絡を開始し同線の列車運轉時刻を變更した。

十月十六日

一、本日に至り漸く九重千倉間が開通したので第一瀬戸川假乘降場を廢止し江見富浦間に旅客列車を七往復運轉することにした。

十一月二十八日

一、岩井富浦間が開通しここに初めて北條線の全通を見た。依つて全線に亘つて列車の運轉時刻を改正したが徐行を要する箇所は相當に速度を緩和して運轉の安全を期した。

(ニ)成田線

九月一日

一、貨物第四八四列車は安食驛に止まり下總松崎成田間に於ける線路の修理を待つて約三時間遲れて發車した。

一、旅客第四七四列車は湖北驛に到着したが我孫子驛構内に支障があつた爲め五十分間停車した。

一、旅客第四三〇列車は佐倉酒々井に土砂の崩壞があつたのでその取除けを待つて約一時間遲延した。

右の外成田線には被害はなかつたが何分客車が不足であつたのと、一方總武本線が不通であつたので客も少なかつたから旅客列車は三往復に止めた。

九月二日

一、佐倉成田間に旅客列車六往復、成田佐倉間に二往復、成田我孫子間に三往復運轉した。

九月三日

一、龜戸佐倉間が開通した爲に避難者が一時に入込み俄に客の數が增加したので旅客列車を佐倉成田間に八往復、成田佐原間に五往復、成田我孫子間に六往復運轉した。

九月四日

一、佐倉成田間に六往復、成田佐原間に四往復、成田我孫子間に五往復の旅客列車を運轉することにして十九日迄この狀態を繼續した。

九月二十日

一、本日からは列車の時刻を改正して錦糸町驛から直通旅客列車を運轉することにした。

(ホ)東金線

幸に震災の禍を免れたから九月一日は平常の通列車の運轉を繼續したが二三の兩日は二箇列車の運轉を休止し四日からは平常に復した。

(ヘ)久留里線

九月二十四日

一、四往復運轉した。